

第2章

地震・津波災害応急対策計画

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

第1節 応急活動体制

【実施主体】

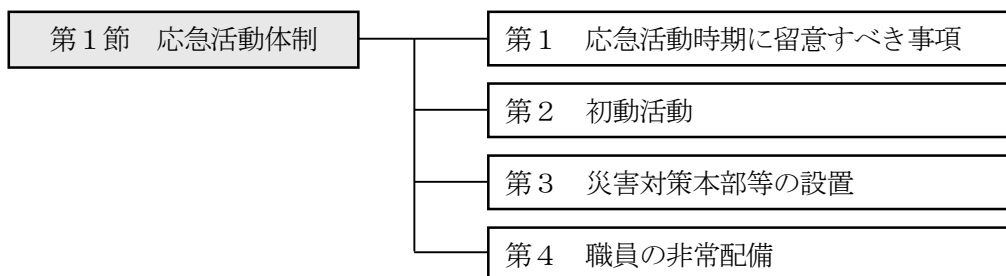
市	全部署、消防団
関係機関	横浜地方気象台、鎌倉警察署、大船警察署

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市域内に大規模地震が発生し、甚大な被害が発生するおそれがある場合、市は、速やかに災害対策本部の設置、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するための活動体制を整備します。

【施策の体系】



第1 応急活動期に留意すべき事項

東日本大震災は、いかなる人間の知恵をもってしても、自然災害の発生を防ぎきることの難しさを私たちに知らしめました。更に、一つの災害により他の災害が誘発されることも、改めて認識しました。こうした自然災害の脅威と正面から向き合いながら、尊い命や築き上げてきた営みを守ることは、国、県、市、市民、企業等の大きな責務です。

「想定外」という言葉を繰り返さないように、「予断」と「楽観」を避け、厳しい事態を想定しながら、柔軟かつ機敏に対応することが求められます。

1 「予断」と「楽観」のない対応

(1) 予断と楽観の排除

被害の発生に際しては、あらゆる可能性を直視し、根拠の乏しい「予断」と「楽観」を避け、より厳しい事態を想定して対応する必要があります。

(2) 「平常時」を基準としない対応

災害時には、あらゆる場面で平常時と同じ条件下にはありません。「平常時」を物差し・基準として対応を考え、あるいは対策を決定することは、多くの場合禁物です。

また、平常時に備えていないことは、対応できないということも東日本大震災の教訓となりました。

2 「時間との競争」と変化や多様性への対応

(1) 限られた情報下での適時の判断

災害発生直後は、被災地から正確な情報を十分に得て対策を行うことが困難です。限られた情報の中で、いかに的確に状況を把握・想定し、適時に判断するかが重要です。

また、広域的な視野を持ち、複合的な災害も考慮し、必ずしも想定した状況とならないことも踏まえて、災害発生後の被害状況等を物差しとして判断する必要があります。

(2) 「時間との競争」への対応

「命を守る」ことを第一として、災害時には一刻も早い対応が求められます。対応の遅れは深刻で回復困難な事態をもたらしかねません。すべての対応が「時間との競争」であることを意識し、時々刻々と変化する状況を的確に把握しながら、あらゆる場面において状況に応じて迅速に対応することが重要です。

(3) 経時的な変化や多様性への対応

災害発生後、時間が経過するにつれて、被災者等のニーズは変化します。気候や周辺環境の変化によるものもあれば、日常性を取り戻すことに向けた変化もあります。

また、年齢、性別、障害等の有無、国籍等被災者の多種多様な状況・事情への配慮も必要です。

被災者の支援においては、こうしたニーズの変化や被災者の多様性に柔軟かつ機敏に対応することが重要です。

第2 初動活動

地震発生直後から実施する初動活動について、①勤務時間内、②勤務時間外に地震が発生したケースに分けて、その対策を定めます。

- ① ケース1：勤務時間内及びその前後に地震が発生した場合
- ② ケース2：勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に地震が発生した場合

1 ケース1：勤務時間内及びその前後に地震が発生した場合

(1) 地震直後の緊急措置

勤務時間内及びその前後に地震が発生した場合、地震直後の緊急措置として、職場ごとに、次の措置を実施します。

ア 市役所等各公共施設の被害状況の把握と初期消火

担当部は、市役所等各公共施設の被害状況を把握し、災害対策本部へ速やかに報告します。また、火災が発生した場合は、まず初期消火に努めます。

イ 来訪者等の安全確保と避難誘導

職員は、各施設への来訪者の安全を確保し、火災発生等避難が必要と判断されるときは、安全な場所へ避難誘導します。

ウ 立ち入り規制や緊急防護措置

担当部は、被害の状況により、各公共施設の内外にわたり、危険箇所の立ち入り規制や薬物・危険物等に対し緊急防護措置を行います。

エ 非常用自家発電機能、通信機能の確保

担当部は、非常用自家発電設備や通信設備の被害状況を把握するとともに、自家発電機能や通信機能を確保します。

(2) 地震情報の収集・伝達

各部局は、地震発生直後「本章 第2節 情報収集・伝達・広報」に定める内容に基づき、県防災行政通信網、市設置震度計、テレビやラジオ等から地震情報を収集します。

(3) 災害対策本部等の設置

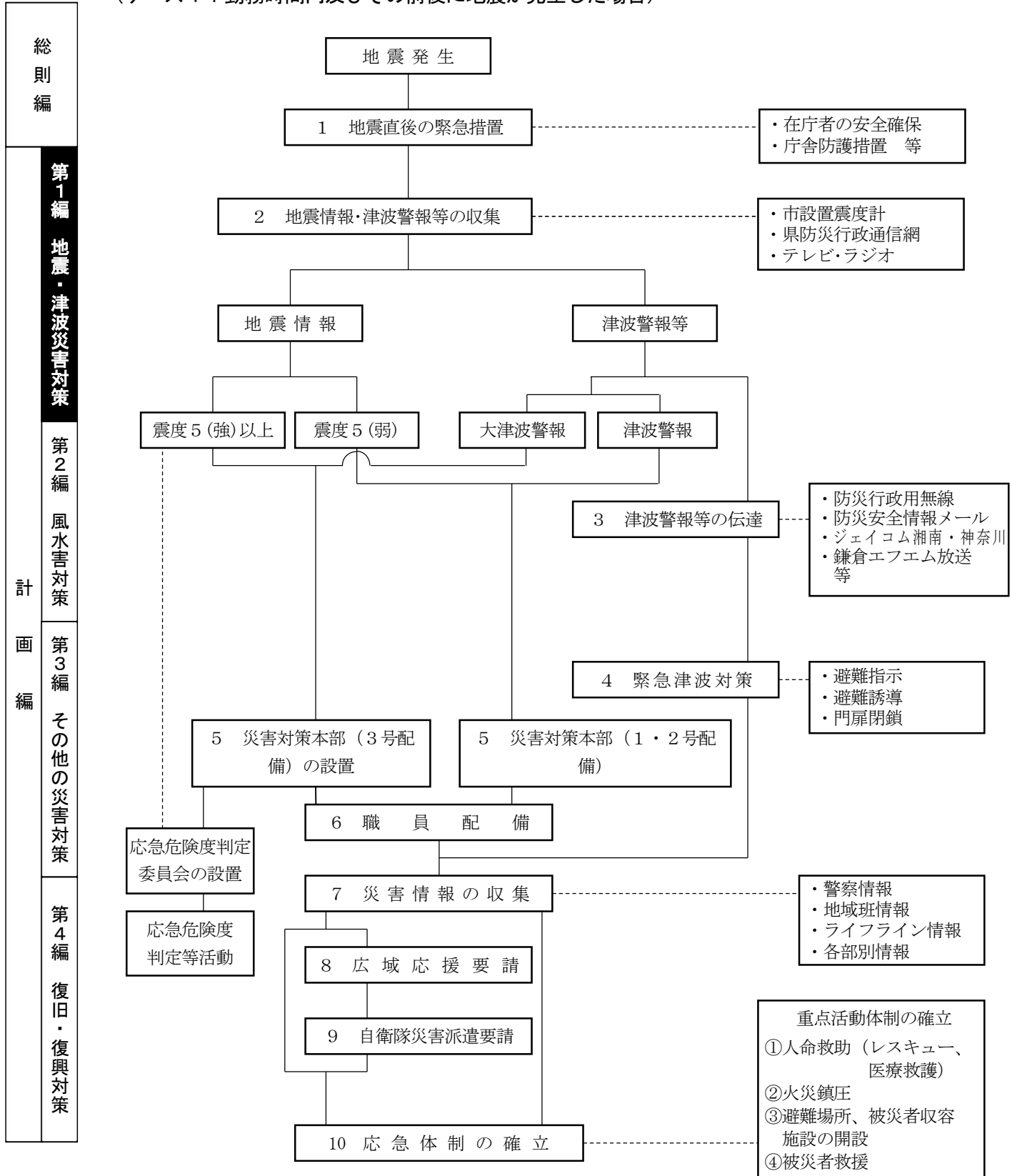
市長は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の2第1項の規定及び鎌倉市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置します。

なお、震度5強以上の地震が発生した場合は、災害対策本部内に応急危険度判定委員会を設置し、必要に応じ建築物等（民間施設も含む）の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を行うなど、各部局において災害時応急業務を円滑に進めるための各種組織の設置を行います。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

図 勤務時間内地震発生対応フロー

(ケース1：勤務時間内及びその前後に地震が発生した場合)



2 ケース2：勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に地震が発生した場合

(1) 地震情報の収集

職員は、勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に地震の発生を知ったとき、各自テレビ、ラジオ等から速やかに地震情報を収集します。

(2) 職員参集

次の事由が発生した場合、各自はあらかじめ定められた部署へ自動参集します。この際、職場や参集場所へ登庁するかどうかの電話による問い合わせは、行わないものとします。

職員の自動参集基準は、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱に基づきます。

なお、震度5強以上の地震が発生した場合は、災害対策本部内に応急危険度判定委員会を設置し、必要に応じ建築物等（民間施設も含む）の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を行うなど、各部局において災害時応急業務を円滑に進めるための各種組織の設置を行います。

(3) 地震直後の緊急措置

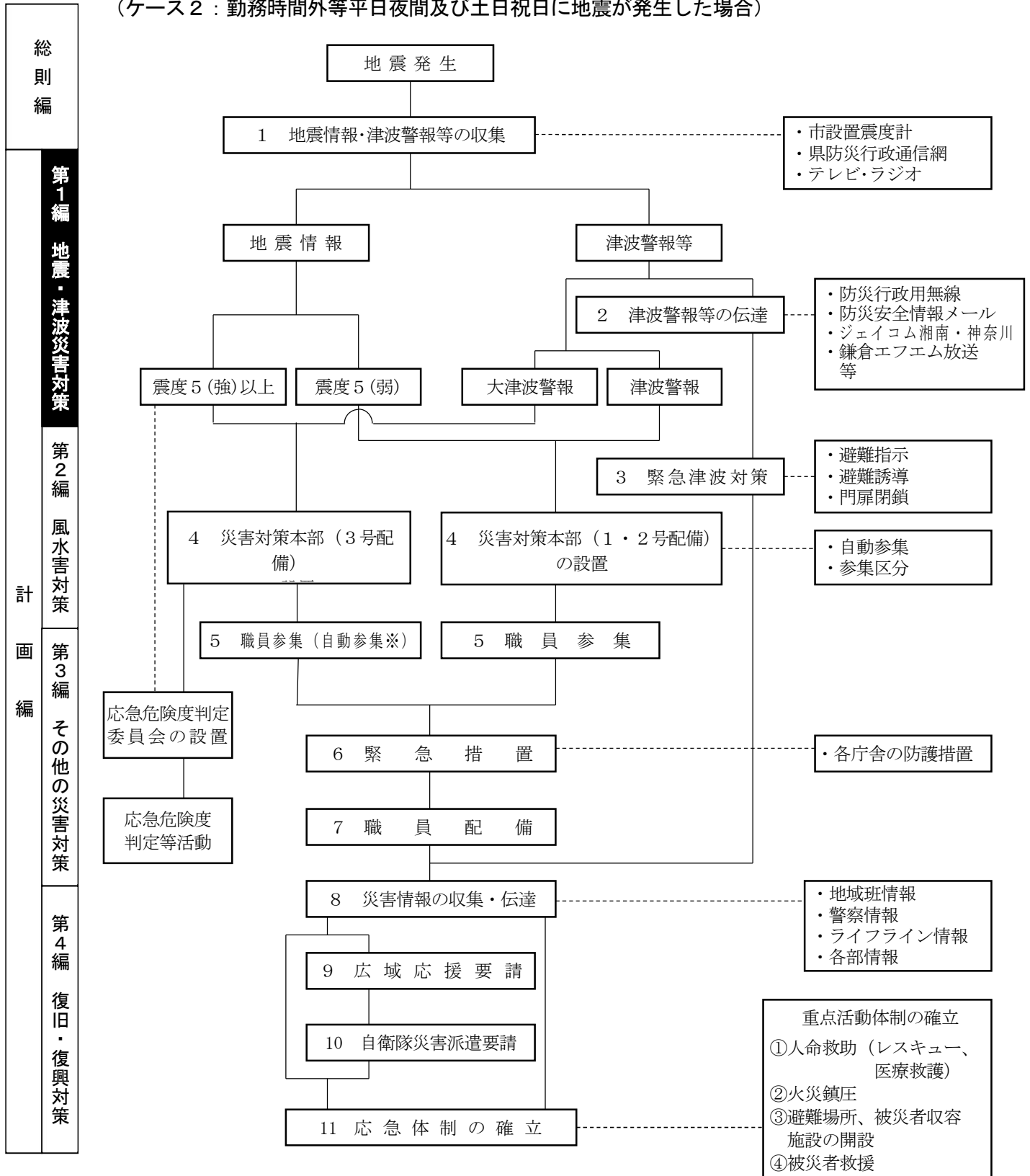
市役所本庁舎及び各庁舎の緊急措置は次のとおりです。

- ア 市役所本庁舎及び各庁舎の被害状況の把握
- イ 被害状況を踏まえた各庁舎の緊急防護措置
- ウ 各庁舎内の安全確保（初期消火、飛散ガラス処理等）
- エ 非常用発電機能や通信機能の点検等

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

図 勤務時間外地震発生対応フロー

(ケース2：勤務時間外等平日夜間及び土日祝日に地震が発生した場合)



※職員の自動参集基準については、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱に基づきます。

第3 災害対策本部等の設置

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の2第1項及び鎌倉市災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置します。

この設置があった場合には、直ちに関係機関に通知するとともに、市役所本庁舎に災害対策本部の標示を行います。

災害対策本部は、災害の規模、程度によってそれぞれ配置をするほか、本部を置く程度に至らない災害にあっては、鎌倉市災害対策本部条例施行規則の事務分掌を準用するとともに、平常時の市の組織をもって対処します。

1 災害対策本部の設置

(1) 組織

災害対策本部の組織は、鎌倉市災害対策本部条例及び鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

(2) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、次に示すとおりです。

災害対策本部の設置基準

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
- 東海地震注意報が発表されたとき。
- 市内で「震度5弱」以上の地震が観測されたとき。
- 隣接する行政区（藤沢市・逗子市・横浜市栄区・金沢区・戸塚区）の地震震度観測地点において「震度5弱」以上の地震が観測されたとき。
- 気象庁の津波予報区の相模湾・三浦半島に「大津波警報」が発表されたとき。
- 市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。

ア 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎に設置します。ただし、被災等のため、市役所本庁舎の使用が不可能となった場合は、消防本部庁舎内（大船）に設置します。

イ 配備

(ア) 災害対策本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事態の状況に応じて配備の体制を整えます。

(イ) 配備の基準については、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

ウ 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則に定めるところによります。

(3) 災害対策本部の解散基準

災害対策本部長は、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、災害対策本部を解散します。

(4) 災害対策本部の設置及び解散の連絡

災害対策本部長は、災害対策本部を設置し、又は解散したときは、県知事、関係機関、

報道機関等に連絡します。

2 現地災害対策本部の設置運営等

(1) 現地災害対策本部の組織及び運営

市現地災害対策本部及び運営は、災害対策本部の組織及び運営を準用します。

(2) 現地災害対策本部の開設

ア 現地災害対策本部長は、災害発生の場合、速やかにその状況を把握し、必要と認めるときは、直ちに現地災害対策本部を開設するとともに、県知事及び関係機関に通知します。

イ 関係機関は、すべて現地災害対策本部に参加し、相互に緊密な連携を図ります。

(3) 連絡調整会議

ア 会議の開催

災害対策本部長は、応急対策の事前調整を行うため必要と認めるとき、又は出動機関の長から申し出があったときは、現地災害対策本部において、災害の状況からみて市で処理できると認めるときに、連絡調整会議を開催します。

イ 協議事項

(ア) 応急対策実施に関する基本方針

(イ) 各出動機関の分担作業種別及び区域

(ウ) その他必要事項

ウ 専門機関の長の意見

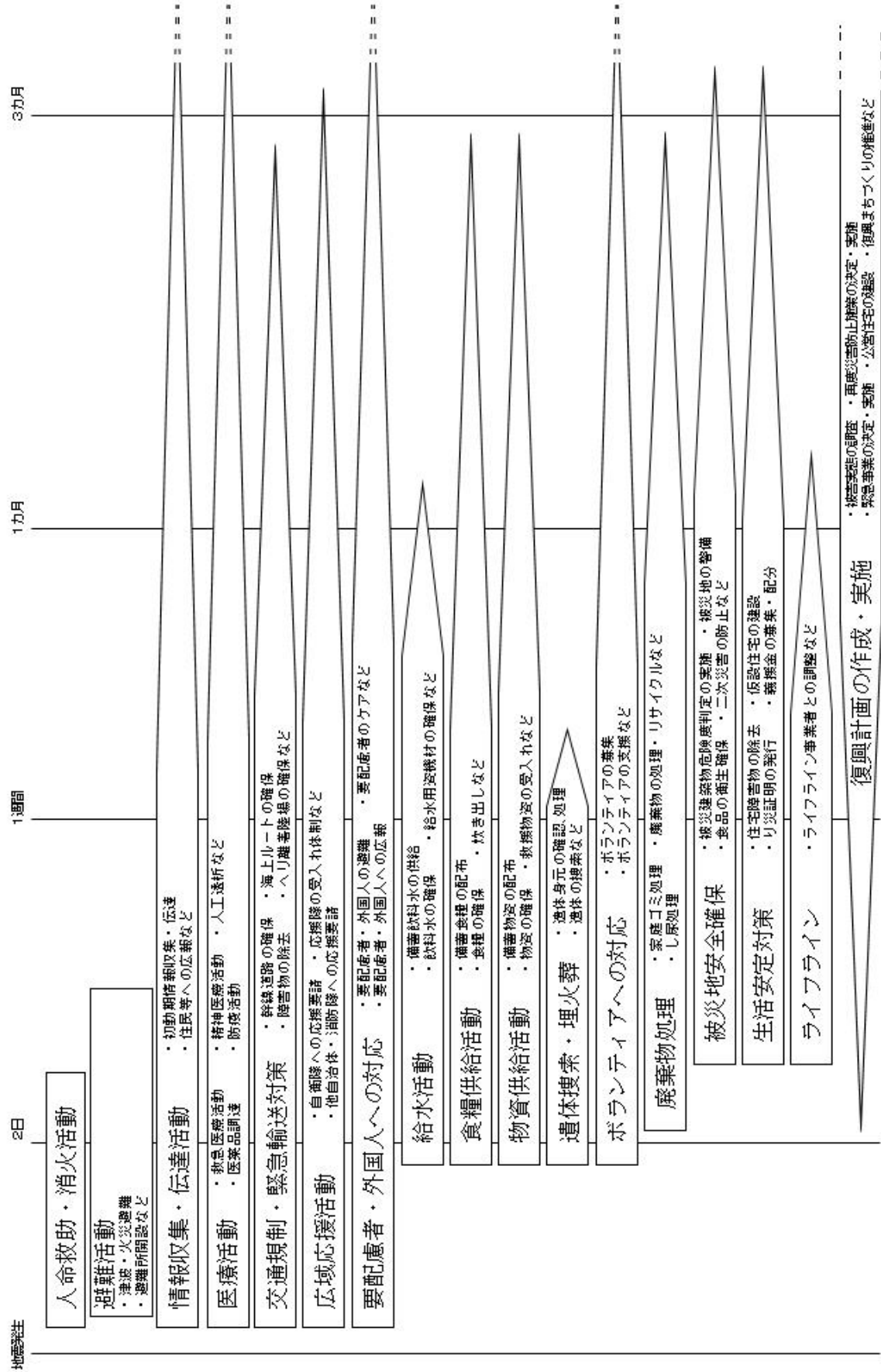
連絡調整会議における調整は、応急対策実施についての専門機関の長の意見を求めています。

(4) 職務・権限の代行

災害対策本部長が不在の場合は、鎌倉市災害対策本部条例第2条により災害対策副本部長が代理するものとします。

- ◆ 資料8-3：鎌倉市災害対策本部条例
- ◆ 資料8-4：鎌倉市災害対策本部条例施行規則

図 災害対策本部活動加特系列整理



総則編	第1編 地震・津波災害対策	第2編 風水害対策	第3編 その他の災害対策	第4編 復旧・復興対策
-----	---------------	-----------	--------------	-------------

第4 職員の非常配備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策活動に必要な市職員の非常配備に関しては、おおむねこの計画の定めるところによります。

1 非常配備計画

(1) 非常配備体制の編成

ア 非常配備体制は、非常配備基準に基づき編成します。ただし、災害対策本部長は、災害の種類、規模、発生 の 時期、その他により必要と認められるときは、非常配備基準と異なる体制を編成することができます。

イ 消防本部の非常配備は、消防長が行います。

(2) 非常配備の方法

ア 勤務時間中及びその前後における配備体制の伝達

(ア) 災害対策本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、随時本部員会議を招集し、その事態に応じた配備体制を協議して、非常配備を指示します。

(イ) 各庁舎内職員に対しては庁内放送等で、出先機関の市職員に対しては所管部長を通じて、直ちに配備体制を伝達します。

(ウ) 市職員は、被災その他の事情により所定の場所に集合できないときは、所属長の指示を受けます。

イ 休日・夜間における配備体制の伝達

市職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、テレビ、ラジオ、情報通信端末等により、地震・津波に関する情報や被害状況、警戒宣言発令等の情報を知るように努めるとともに、鎌倉市災害対策本部条例、鎌倉市災害対策本部条例施行規則、鎌倉市職員の初動時非常配備要綱・地震発生初動時職員行動マニュアルに基づき行動します。

(3) 職員の非常配備計画

ア 非常配備体制の基準

基本的な配備及び非常配備計画は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則の定めるところによります。

警戒宣言発令時等及び地震災害時の非常配備は、気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき、市内又は隣接する行政区（藤沢市、逗子市、横浜市栄区・金沢区・戸塚区）において「震度5強」以上の地震が発生したとき、又は大津波警報が発表されたときは、鎌倉市災害対策本部条例施行規則第10条に規定する非常配備体制に基づき、速やかに非常配備につきます。

表 地震・津波災害における非常配備体制

種別	発令基準	配備職員
1号及び2号配備 (準備体制) (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度5弱の地震が観測されたとき。 ・隣接する行政区(藤沢市、逗子市、横浜市栄区・金沢区・戸塚区)の地震震度観測地点において震度5弱の地震が観測されたとき。 ・気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に「津波警報」を発表したとき。 	鎌倉市災害対策本部条例施行規則別表第1に定める配備編成計画に基づく班の職員
3号配備 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。 ・東海地震注意報が発表されたとき。 ・市内で震度5強以上の地震が観測されたとき。 ・隣接する行政区の地震震度観測地点において震度5強以上の地震が観測されたとき。 ・気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に「大津波警報」を発表したとき。 ・市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。 	全職員

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

イ 非常配備体制名簿の作成

所属長は、あらかじめ非常配備体制の基準に従い非常配備体制名簿を作成するとともに、所属職員に周知し、応急対策に万全を期します。

なお、この名簿は、異動等により変更があったとき直ちに修正します。

ウ 非常配備及び連絡の順序

(ア) 所属長は、非常配備1号～3号の順序において市職員へ伝達方法・手段の確立を図ります。

(イ) 伝達は、非常配備体制名簿により電話等で行います。

(4) 職員の派遣要請

市は、災害時応急活動のため必要があるときは、災害対策基本法等の関係法令、相互応援協定等により、国、県、他市町村等に対して職員の派遣を求め、災害対策の万全を期します。

派遣された職員の宿泊施設は、市の施設利用を前提に、被災状況に応じて民間施設の活用も想定します。

2 職員の心構え

- (1) 職員は、あらかじめ定められた非常配備体制及び自己の任務を十分に習熟しておきます。
- (2) 参集手段は徒歩又は二輪車(自転車、オートバイ等)を基本としますが、公共交通機関の利用が可能な場合は活用します。
- (3) 服装は活動しやすいものとし、帽子又はヘルメットを着用し、安全で機能的な服装とします。
- (4) 災害の状況によっては、行政の態勢が整うまで日時を要したり、当面帰宅できないこと

等も想定されるため、飲料水、簡易な食料品、洗面具、着替え等必要なものを持参します。

- (5) 参集途上の道路被害、がけ崩れ、建物の倒壊、火災等、被害状況を把握しながら参集します。
- (6) 家屋等の倒壊、瓦等の落下物に注意するとともに、火災発生地域では急激な延焼のおそれがあるため、延焼範囲（風下側）を避けて参集します。
- (7) 陥没、落下物等が想定されるため、夜間の通行は十分注意します。
- (8) 切れた電線には近づかないようにするほか、ガス漏れの可能性があるため、火気に十分注意するなど適切に行動します。
- (9) 参集途上の緊急措置として、参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇した場合は、付近住民と協力し、消火・救助を第一とするとともに、最寄りの消防署等に通報します。

3 職員の勤務ローテーションと健康管理

市は、勤務ローテーションの確立と健康管理職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、非常配備計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に十分配慮するよう努めます。

◆ 資料8-4：鎌倉市災害対策本部条例施行規則

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第2節 情報収集・伝達・広報

【実施主体】

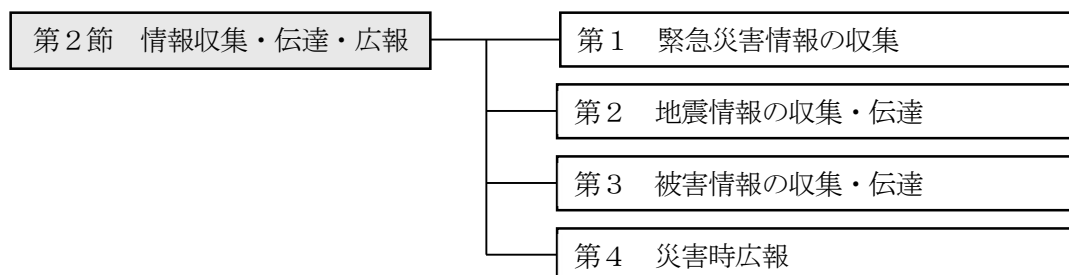
市	本部連絡班、秘書広報班、公的不動産活用班、調査班、建築指導班、緑地がけ地班、警防班、鎌倉班、大船班
関係機関	横浜地方気象台

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

地震災害応急対策を実施するうえで最も重要な項目である情報収集伝達、災害情報等を市民・滞在者等へ迅速・的確に伝達するための広報計画、報道機関との連携等について定めます。

【施策の体系】



第1 緊急災害情報の収集

1 収集すべき緊急災害情報

各部局は、地震発生直後に、次の情報を迅速に収集します。

表 発災直後に収集しなければならない緊急災害情報

種別	内容
①警察情報	○けが人・生き埋め・死者数 ○道路交通情報・交通規制状況
②消防情報	○火災・延焼情報 ○救急・救助活動情報 ○津波警報等
③地域班情報	○人的被害情報 ○建物倒壊・火災等被害情報 ○避難等市民行動情報 ○河川被害情報 ○道路・橋りょう被害情報 ○がけ崩れ、崩壊危険箇所情報
④職員参集時収集情報	○建物倒壊・火災等区内の被害全体情報 ○避難等市民行動情報 ○避難所施設の安全、開設情報等

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計画編

種 別	内 容
⑤ライフライン情報	○電気・ガス・水道・通信・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報
⑥各部局別情報	○各部局からの被害状況等の情報
⑦アマチュア無線情報 及びタクシー無線情報	○被災現場等情報

2 緊急災害情報の収集方法

(1) 参集時の情報収集

地震発生直後、職員は参集過程で、道路被害やがけ崩れ、建物の倒壊、火災等の状況を把握しながら収集し、参集先へ報告します。

また、各部局は電話等を通じて災害対策本部へ報告します。

(2) 地域班による情報収集

ア 地域班は、事前に任命された職員等で構成し、災害発生直後参集した班により2名1チームで班を編成し、被災地区の情報収集を行います。

イ 地域班は、自転車等により移動し、携帯電話等を活用して被害状況等の情報収集を行うとともに、被災地の状況を地図等に記録します。

ウ 記録した地図等は、災害対策本部が集約し、初動期災害情報として緊急・応急対策に活用します。

(3) 異常現象発見者からの情報収集

災害が発生し、又は発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに市又は消防本部、警察官に通報するものとします。

市は、通報を受けた場合、迅速に、県及び関係機関に伝達するものとし、その現象が自然現象であるときは、横浜地方気象台に併せて通報するものとします。

(4) 情報収集機器の活用

市は、インターネット、ライブカメラ等の情報収集機器を最大限に活用し、迅速な情報収集に努めます。

第2 地震情報の収集・伝達

1 地震情報等の伝達基準

地震情報及び津波警報・注意報等は、横浜地方気象台から県に連絡された情報が、県防災行政通信網により、即時に市に伝達されます。県における市への地震情報等の伝達基準は、次のとおりです。

表 地震情報の伝達基準

情報		伝達基準
地震	県内最大震度2以下	伝達は行われない
	県内最大震度3以上	地震情報等及び震度情報ネットワークシステムによる「地震発生状況」を伝達
南海トラフ地震	南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	市へ伝達される
	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	
	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	
	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	

表 津波警報等の伝達基準

情報		伝達基準	
津波警報等	津波注意報	市へ伝達される	
	津波警報		
	大津波警報		
津波警報等の発表がない場合		沿岸15市町で最大震度3以下を観測	伝達は行われない
		沿岸15市町で最大震度4以上を観測	市へ津波注意喚起が伝達される

※津波警報等については、津波予報区の東京湾内湾又は相模湾・三浦半島において発表された場合が対象となります。

2 地震に関する情報の種類と内容

地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、気象庁から次のような情報が発表されます。

表 地震に関する情報の種類と内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上(津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表

総則編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計画編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

情報の種類	発表基準	内容
震源・震度に関する情報	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	・地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 ・日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

地震情報で用いられる神奈川県内の地域名は、次のとおりです。

表 震度情報で用いる地域名称

神奈川県東部	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡〔葉山町〕、高座郡〔寒川町〕、中郡〔大磯町、二宮町〕
神奈川県西部	小田原市、相模原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、足柄上郡〔中井町、大井町、松田町、山北町、開成町〕、足柄下郡〔箱根町、真鶴町、湯河原町〕、愛甲郡〔愛川町、清川村〕

3 地震情報等の収集・伝達

- (1) 市は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）等により地震情報等を受信したときは、防災行政用無線等を通じて直ちに市民等に伝達するとともに、避難情報の発令の措置を行います。
- (2) 市は、地震や津波の発生に伴い避難情報の発令の措置を行ったときは、防災行政用無線等を通じて市民等に伝達するとともに、テレビ、ラジオ等を通じた市民等への迅速な周知に努めます。
また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、市民等が正確に理解できるわかりやすい表現を用い、反復継続した周知に努めます。

第3 被害情報の収集・伝達

1 被害状況収集体制の確立

市及び関係機関は、迅速に情報を収集するため、被害状況収集等体制を確立します。

2 被害状況及び災害情報の報告

- (1) 被害状況等の報告は、有線又は無線電話等のうち、最も迅速・確実な手段を使います。
- (2) 有線が途絶した場合は、防災行政用無線、消防無線、県防災行政通信網、警察無線、アマチュア無線、その他の無線を利用します。
- (3) 通信手段が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を用いて報告します。
- (4) 災害の状況により、「災害時における応急対策の協力に関する覚書」に基づき、市内に所在する郵便局に対し、被災状況の収集・提供の協力を要請します。

3 情報の整理分析及び一元管理、共有化

市は、収集した被害状況、活動状況等の情報は、整理・分析して、応急対策活動に活用していきます。

また、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯そうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化を図ります。

4 災害通報等の処理及び報告

- (1) 市民からの災害通報、被害状況等を受けた市職員は、市関係課等へ通知します。
- (2) 前記により通知を受けた市関係課等は、直ちに必要な措置等を行うとともに、災害対策本部に報告します。

5 地震発生後の被害の第1次情報の収集・連絡

- (1) 市は、地震発生直後において、各庁舎及びその周辺に関する概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たります。
- (2) 市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況や火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県災害情報管理システム等により県へ連絡します。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(3) 市は、特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めます。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に報告します。

6 被害調査

被害調査及び報告については、次のとおりです。

(1) 住家等被害調査

住家等被害調査は、国の被害認定の指針等に基づき調査し、災害対策本部に報告します。

(2) 市有建物被害調査

市有建物被害調査は、国の被害認定の指針等に基づき調査し、災害対策本部に報告します。

(3) その他の被害調査

その他の被害調査は、それぞれ各所管課等が調査を行い、災害対策本部に報告します。

(4) 被害の調査要領

被害程度の調査にあつては、被害の分類認定基準によります。

7 県への報告

(1) 報告の方法

県への被害報告は、県災害情報管理システムにより報告します。ただし、県災害情報管理システムにより報告できない場合は、県防災行政通信網等により報告します。

(2) 報告の種類及び様式

市は、次の区分により、県に被害状況、災害時応急活動等を報告します。ただし、県に報告できない状況が生じた場合には、直接、国（消防庁）に報告します。

なお、報告様式については、神奈川県災害情報管理システム運営要綱の定めるところによります。

表 報告の区分・内容

報告区分	報告内容
災害発生報告	災害が発生した場合は、速やかにその内容について報告します。また、新たな被害状況が判明した場合も同様とします。
中間報告	被害の全容がおおむね明らかになったものから逐次報告します。
確定報告	被害が最終的に確定したときに報告します。
避難状況・救護所開設状況報告	避難を指示した場合及び避難所を開設した場合は、その内容について報告します。

(3) 消防庁への直接通報

市は、市内で「震度5強」以上を記録する地震が発生した場合、被害の有無を問わず、第一報については、県への報告と併せ、消防庁に直接通報します。

8 災害時における記録保存

市は、被害状況の確認、記録保存のため、取材をはじめ、災害応急対策活動にあたる者と相互に協力して、災害時における記録写真を撮影するものとします。

また、関係機関と緊密な連絡をとり、情報の提供を求め、災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集します。

第4 災害時広報

市は、市民等に正確な情報を迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、市民が適切な判断による行動ができるよう、広報活動を展開します。

なお、「情報伝達」とは、被災者や被災地域を特定し得るもので、伝達すべき相手に確実に届けなければならないものをいい、「広報活動」とは、不特定多数を対象としたものをいいます。

1 災害時広報の実施

(1) 災害時の情報伝達及び広報活動の実施

市は、速やかに広報活動を実施するものとし、広報内容については、常に最新の情報を提供するとともに、同時期に異なる情報が流れないように注意します。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めます。

(2) 広報事項

広報事項の主なものは次のとおりです。

ア 災害の状況に関すること

- (ア) 地震、津波の情報に関すること
- (イ) 交通機関、道路の被害に関すること
- (ウ) ライフラインの被害に関すること

イ 避難に関すること

- (ア) 避難情報に関すること
- (イ) 避難施設に関すること

ウ 応急対策の状況に関すること

- (ア) 仮設救護所の開設に関すること
- (イ) 交通機関、道路の復旧に関すること
- (ウ) ライフラインの復旧に関すること

エ その他生活に必要なこと（二次災害防止情報を含む）

- (ア) 給水、給食に関すること
- (イ) ライフラインによる二次災害防止に関すること
- (ウ) 防疫に関すること

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

(エ) 臨時災害相談に関すること

オ その他必要な情報

(3) 情報伝達の方法

市は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、避難誘導等緊急的な内容については、防災行政用無線等の情報伝達手段のうち、適切な方法を選択して行います。

特に緊急を要する場合には、報道機関との「災害時の放送に関する協定」に基づき、放送要請を行います。

(4) 広報活動の方法

ア 直接広報

市は、広報事項に応じて、次の方法により直接的な広報活動を行います。

(ア) 防災行政用無線

(イ) 鎌倉市防災・安全情報メール

(ウ) 市ホームページ

(エ) ソーシャルメディア（ツイッター等）

(オ) ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）

(カ) 鎌倉エフエム放送

(キ) 緊急速報メール（エリアメール）

(ク) 災害広報紙

イ 放送機関への要請

市は、災害の状況により、「災害時緊急放送の協力に関する協定書」に基づき、(株)ジェイコム湘南・神奈川及び鎌倉エフエム放送(株)に対し、緊急放送の協力を要請します。

ウ 報道機関への要請

市は、必要に応じプレスルームを設置し、かつ収集した災害情報や市の対策の重要事項を報道機関に発表し、情報提供に努めるとともに、迅速かつ的確な報道について協力を得るよう努めます。

また、報道機関から対策本部等への取材や情報提供についても、プレスルームで行うものとし、不正確で混乱した情報が流れないように、情報提供の窓口を一元化します。

(ア) 新聞各社

(イ) テレビ各社

(ウ) ラジオ各社

(エ) 民間情報紙各社

エ 要配慮者への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい高齢者、障害者及び外国人等に対する広報については、各種ボランティア団体等との連携を図るなどして、文字情報の点字化、多言語化、手話通訳によるテレビ放送等の実施に努めます。

(5) 広報計画の作成

市は、災害の発生が予想される場合には、そのときの状況に応じて災害時広報計画を作成し、時期に適した漏れのない広報の実施に努めます。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

2 通信の運用

(1) 通信手段の確保

ア 災害時の通信手段

災害時に関する予報、警報及び情報の伝達若しくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令等は、有線電話（加入電話）、携帯電話、衛星電話、無線通信により速やかに行います。

イ 通信の円滑化

災害対策本部は、地震災害等広域災害発生時においては、有線電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、円滑な通信を実施するよう努めます。

ウ 市役所本庁舎及び出先機関のインターネット回線と庁内LANの確保

市は、災害発生時には、市役所本庁舎及び出先機関におけるインターネット回線並びに庁内LANの接続を確認し、被害を受けている場合には早期の復旧に努め、通信システムの稼働を確保します。

エ 通信施設の応急対策

通信施設の所有者又は管理者は、発災後速やかに通信施設を点検し、被害を受けた部分について応急対策を講じ、通信を確保します。また、通信施設の所有者又は管理者は、相互の連携を密にし、必要に応じ相互協力を行います。

(2) 無線通信

ア 防災行政用無線（固定系）

防災行政用無線（固定系）の運用については、「鎌倉市防災行政用無線局管理運用規程」に基づき行います。

イ MCA無線

MCA無線の運用については、電波法等の関連規則に基づき行います。

ウ 消防無線

消防無線の運用については、鎌倉市消防計画の定めるところによります。

(3) 防災行政通信網

県防災行政通信網の運用については、「神奈川県防災行政通信網保守運用管理要綱」に基づき行います。

(4) その他通信施設の運用

ア アマチュア無線

市は、災害の状況により、災害対策本部の指示により「災害時における非常無線通信の協力に関する協定」に基づき、鎌倉市アマチュア無線非常通信協議会に対し、災害に関する情報の収集・伝達の協力を要請します。

イ タクシー無線

市は、災害の状況により、「災害時タクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、(一社)神奈川県タクシー協会鎌倉支部に対し、災害情報の収集・提供の協力を要請します。

ウ 神奈川県水産技術センターに対する漁業無線通信依頼

市は、災害の状況により、陸上の有線電話が不通又は使用が著しく困難な場合に、漁業無線を有効活用し情報の収集・伝達を行うため、県に依頼します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第3節 津波災害応急対策

総
則
編

【実施主体】

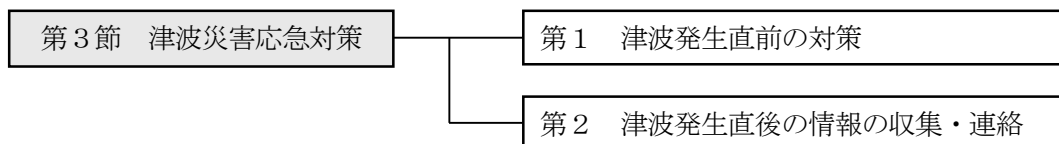
市	本部事務局（本部連絡班、秘書広報班）、消防部（警防班、鎌倉班、大船班）
関係機関	横浜地方気象台

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、津波による被害を軽減するため、迅速な初動体制を確立するとともに、津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難誘導等について定めます。

【施策の体系】



第1 津波発生直前の対策

津波は、強い地震だけでなく、弱い地震でも発生することがあり、本市の場合は、相模湾の比較的浅い海底下を震源とする地震が発生した場合、極めて短時間に津波の来襲が予測されます。

沿岸地域の市民、海岸利用者等は、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、あるいは津波警報等が発表されたときは、すぐに海岸から離れた高台へ避難する必要があります。

津波が発生するおそれがある場合、市は、災害を防止するための迅速・的確な措置を行います。

1 津波警報等の発表

(1) 津波警報等の第一報

気象庁は、地震発生後、津波の可能性を迅速に判定し、必要に応じて津波警報等を発表します。

(2) 津波警報等の更新

気象庁が発表する津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新される場合もあります。

また、津波は、第1波よりも第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性があり、津波警報等が発表されている間は、気象庁は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達します。

(3) 津波予報区

気象庁が発表する津波予報区のうち神奈川県を含むものは、次の予報区となっており、本市は津波予報区「相模湾・三浦半島」に該当します。

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

表 津波予報区

津波予報区	区 域
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。）、東京都（特別区に限る。）、神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）
相模湾・三浦半島	神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸を除く。）

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

2 津波警報等の伝達

消防庁は、気象庁から受信した津波警報等を、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、県・市、放送事業者等に伝達します。

市、放送事業者等は、伝達を受けた津波警報等を地域衛星通信ネットワーク、防災行政用無線等により市民等への迅速な伝達に努めます。

3 避難対策

(1) 市民の自主避難

市民は、沿岸付近で強い地震（震度4以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は地震を感じなくても津波警報等が発表されたとき、津波フラッグが掲示されたときは、直ちに海岸付近から離れ、付近の高台等安全な場所へ、自ら主体的に避難するとともに、テレビ・ラジオ、防災行政用無線等を通じて正しい情報を入手するよう努めます。

また、周辺に気づかない人がいた場合は、呼びかけを行うとともに、警報・注意報が解除されるまでは、海岸に近づかないようにします。

(2) 避難指示

ア 津波からの避難は、緊急を要するため、近海で地震が発生した場合には、津波警報等が発表される前であっても、海面状態を監視し、異常を発見したときは、市長は市民等に海浜等から避難するよう指示します。

イ 津波警報・注意報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール、ラジオ（鎌倉エフエム放送）、ケーブルテレビ（株）ジェイコム湘南・神奈川）、緊急速報メール（エリアメール）、津波フラッグ等のあらゆる手段の活用を図るものとします。

ウ 市長は、気象庁から津波警報等が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断したときは、直ちに沿岸地域の市民等に対し、避難指示を行うとともに、その周知徹底を図るため、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール、ラジオ（鎌倉エフエム放送）、ケーブルテレビ（株）ジェイコム湘南・神奈川）、緊急速報メール（エリアメール）等必要な措置をとるものとし、市民等は、付近の高台等に避難します。

エ 津波警報・注意報に応じて、自動的に避難指示等を発令する場合においても、市民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を市民等に伝達するものとします。

(3) 県等への報告

市は、津波のための避難指示を発令した場合、速やかに県に対しその旨を報告するとと

もに、隣接市に連絡します。

4 市民等の避難誘導

市は、消防職員、消防団員、警察官、市職員等避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、防潮門扉の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を実施します。

なお、津波到達予想時刻を勘案して活動方針を決定するなど、避難の呼びかけを実施する者の安全確保について徹底します。

第2 津波発生直後の情報の収集・連絡

市は、地震発生後、速やかに津波警報等の情報を収集・伝達するとともに、必要に応じて災害対策本部を設置し、被害情報及び関係機関が実施する災害時情報を迅速に収集・連絡します。

また、災害対策本部設置後、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、その情報に基づき、事態の推移に合わせた応急活動を実施します。

1 津波に関する情報の収集・伝達

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報の種類、解説及び津波の高さ

気象庁は、地震の発生後、津波の可能性を迅速に判定し、必要に応じて大津波警報、津波警報、津波注意報を発表します。津波警報等の種類、発表基準及び発表される津波の高さは、次のとおりです。

なお、津波による災害のおそれなくなったと認められる場合は、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知します。

表 津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される「津波の高さ」※2	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 発表の場合
大津波 警報※1	予想される津波の高さが高いところで 3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2m以上、1m以下の場合であって、 津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記 しない)

※1 大津波警報を特別警報に位置づけています。

※2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編
第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(2) 津波情報の解説

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻、津波の到達予想時刻等を津波情報で発表します。

表 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報 ^{※1}	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報 ^{※2}	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容		
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。)

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

表 沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値[※]）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 沿岸からの距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

(3) 津波予報の解説

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表します（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します）。

表 津波予報

発表される場合	内 容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分留意が必要である旨を発表します。

(4) 情報の伝達系統

市は、地震及び津波に関する情報について、地震情報等を迅速・的確に伝達します。

ア 情報受伝達体制の確立

市は、情報の受・伝達を行うための情報伝達系統、伝達先を再確認し、常に関係団体等の協力が得られるよう連携を密にするとともに、迅速な情報受伝達ができるよう体制の確立を図ります。

イ 津波警報・注意報等の伝達

市は、防災行政用無線をはじめとした、「本章 第2節 情報収集・伝達・広報」に規定する体制により、津波警報・注意報等を伝達します。

(イ) 海面監視

市は、地震を感知したとき、又は津波警報・注意報等の情報を入手したときは、直ちに海面状態を監視するとともに、当該地震又は津波に関する情報の入手に努めます。この場合における海面状態の監視は、消防職員等が行うものとします。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(イ) 内部連絡体制等の確立

- a MCA無線等を活用します。
- b 通信機材は、平常時から訓練を実施し、常に関係部局と連絡できる体制を確立します。
- c 職員緊急連絡網等により、勤務時間外であっても、連絡できる体制を確立します。

2 市民への情報伝達

市は、津波警報・注意報を受理した場合は、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール、ラジオ（鎌倉エフエム放送）、ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）、緊急速報メール（エリアメール）等により迅速に沿岸地域へ情報伝達を実施します。

3 避難指示の発令及び市民等への周知

- (1) 市長は、津波警報及び注意報を受理した場合は、対象地域に対して避難指示等を発令し、防災行政用無線、鎌倉市防災・安全情報メール、ラジオ（鎌倉エフエム放送）、ケーブルテレビ（(株)ジェイコム湘南・神奈川）、緊急速報メール（エリアメール）、津波フラッグ、消防車等による避難の呼びかけを行います。
- (2) 市は、避難指示の発令に当たっては、市民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるよう、事態の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること等、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努めます。
- (3) 市は、津波の発生が予想され、緊急的な避難が必要と判断した場合、一次的な避難施設（屋内）や避難空地を開放し、市民等に対し周知徹底を図ります。

4 避難の方法

- (1) 地震発生後は、建物等の倒壊や道路の破壊が起こることが予想されるほか、交通渋滞による避難の遅れを防ぎ、より安全に素早い移動を行うため、徒歩による避難を原則とします。
- (2) 地震発生後、津波到達までの時間の長短にかかわらず、避難者は最寄りの津波避難ビルや津波避難空地、避難目標地点（高台）へ避難します。
- (3) 津波警報・注意報が解除されて周囲の安全が確認できてから、集団行動で津波避難ビルや津波避難空地から、最寄りの避難所に移動します。（避難所が利用できない場合は、補助避難所へ移動します。）
- (4) 災害発生により帰宅の手段を失い、駅の周辺や市街地、社寺、名所旧跡等に滞留している人は一時滞在施設へ移動します。

5 注意喚起

(1) 事業者への注意喚起

市は、漁業事業者、交通事業者、観光事業者、商工業者に対し、関係団体等を通じて注意喚起を行います。

(2) 来訪者への注意喚起

市は、観光都市という本市の特性に鑑み、外国人を含めた市外からの来訪者に対する情報提供、注意喚起を行います。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

6 津波避難計画の実行

市は、津波襲来時の避難行動の基本的方針となる「鎌倉市津波避難計画」及び「地域別実施計画」を策定しています。

市は、津波発生時の人的被害の低減を目指し、これらの計画に基づき、津波発生時の円滑な避難行動につなげます。

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第4節 広域連携・受援体制

【実施主体】

市	本部連絡班、消防総務班
関係機関	自衛隊、警察、消防、行政関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等

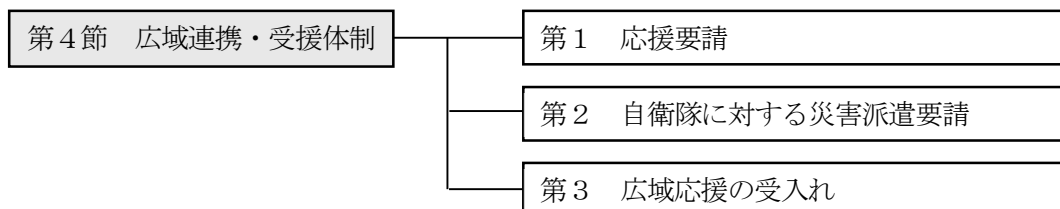
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、被害の規模に応じて、迅速・的確に、国、県、他市町村、関係機関、民間団体等に応援を求め、応急措置を実施します。

また、災害時において、国、県、他市町村、関係機関等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立します。

【施策の体系】



第1 応援要請

1 応援の要請

(1) 県知事に対する応援の要請

災害対策本部長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、災害対策基本法第68条に基づき、県知事に対して応援の要請を行います。

(2) 他市町村に対する応援の要請

災害対策本部長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、災害対策基本法第67条に基づき、他市町村長に対して応援の要請を行います。

2 職員の派遣要請

災害対策本部長は、災害発生時の応急対策又は復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応できない場合は、県、他市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の派遣を要請します。

(1) 県、他市町村又は指定地方行政機関に対する派遣要請

災害対策本部長は、災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により職員の派遣を要請します。その際には、次の事項を記載した文書で行うものとします。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員派遣のあつ旋の要請

災害対策本部長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求めます。その際には、次の事項を記載した文書で行うものとします。

- ア 派遣のあつ旋を求める理由
- イ 派遣のあつ旋を求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣のあつ旋について必要な事項

表 応援要請等の種別

要請先	要請内容等	根拠法令等
指定地方行政機関の長 県知事	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請 (1) 指定地方行政機関の職員の派遣のあつ旋要請 (2) 他の地方公共団体の職員の派遣のあつ旋要請 (3) 応援要請及び応急措置の実施要請 (4) 職員の派遣要請	災害対策基本法第29条第2項 災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条第1項 地方自治法第252条の17第1項 消防組織法第44条第1項 神奈川県内消防広域応援実施計画
他の市町村長等	(1) 応援の要請 (2) 職員の派遣要請	災害対策基本法第67条第1項 地方自治法第252条の17第1項 消防組織法第39条第1項 水防法第23条第1項 神奈川県下消防相互応援協定

3 応援協定に基づく要請

市は、大規模地震が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求めます。

4 消防相互応援

(1) 市町村の相互応援

市は、必要に応じて、神奈川県下消防相互応援協定及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行います。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

災害対策本部長は、災害の状況や市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、県知事に対して、消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の出動を要請します。県知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に対して要請します。なお、この要請をしたときは、速やかにその旨を県知事に報告します。

総則編
 第1編 地震・津波災害対策
 第2編 風水害対策
 計画編
 第3編 その他の災害対策
 第4編 復旧・復興対策

第2 自衛隊に対する災害派遣要請

1 派遣の要請

(1) 災害対策本部長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の派遣要請を行うものとし、自衛隊災害派遣要請要領の定める手続きにより、県知事に対して自衛隊の派遣要請を求めます。この場合、災害対策本部長は、必要に応じて、県知事へ自衛隊の派遣要請をした旨、市域の災害状況等を防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊東部方面混成団長）に通知します。

なお、災害対策本部長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

(2) 災害対策本部長は、県知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能でできない場合には、直接防衛大臣又は地域担任部隊の長（陸上自衛隊東部方面混成団長）に災害の状況等を通知します。なお、災害対策本部長は、この通知をしたときは、速やかにその旨を県知事に通知します。

派遣要請連絡先

機関名	室課名	電話番号	防災行政 通信網	住 所
		F A X 番号		
陸上自衛隊 東部方面混成団本部	第3科	046-856-1291 (448)	閉域スマート フォン 3800 IP 電話 2809	〒238-0317 横須賀市御幸浜1-1
		046-856-1291 (404、728)		
海上自衛隊 横須賀地方総監部	防衛部 第3幕僚室	046-822-3500 (2543)	IP 電話 2814	〒238-0046 横須賀市西逸見町1 無番地
		046-823-1009		
海上自衛隊 第4航空群	司令部 作戦室	0467-78-8611 (2245、2246)	閉域スマート フォン 3803 IP 電話 2815	〒252-1101 綾瀬市無番地
		0467-78-8611 (2281)		

2 救援活動に要した経費

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりです。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- (5) その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議して決定します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第3 広域応援の受入れ

1 受援体制の整備

市は、県及び他市町村等からの応援を受入れのため必要と認めるときは、「鎌倉市災害時受援計画」に基づき、受援の総合調整を行います。

各部(班)は、応援職員等が円滑に活動できるよう、指揮系統を確立し、本部事務局、他部受援担当や関係各機関等との連携・調整を図ります。

2 応援職員の受入体制

応援職員等の受入れに係るおおむねの流れは、次のとおりです。

(1) 被害状況・職員被災状況の把握

各部は、市域の被害状況や職員の参集・被災状況を把握し、「各部状況報告書」を作成し、職員班及び本部連絡班へ提出します。

(2) 県との調整

市は、職員の参集状況や被災状況等を踏まえ、県に対し、応援の必要性を連絡し、応援の内容と規模等について調整します。

市は、県職員等の受入れにあたり、必要となる執務スペースを確保するなど、受入れを準備します。

(3) 応援職員等の要請

市は、応援を求める業務内容と応援人数等を調整します。また、要請にあたり、道路の通行止め、鉄道の運行状況等、応援職員等が活動場所に到着するために必要な情報を提供します。

(4) 応援職員等の受入れ

市は、集合場所において応援職員等の受付を行うとともに、応援職員等に対し被災地の状況や業務内容等を説明します。

(5) 受援業務の開始及び状況把握

市は、応援職員等の業務開始にあたり、業務遂行の円滑化を図るため、業務実施方針や見通し等について認識を統一するとともに、応援職員等の活動状況等を確認し、必要に応じ改善します。

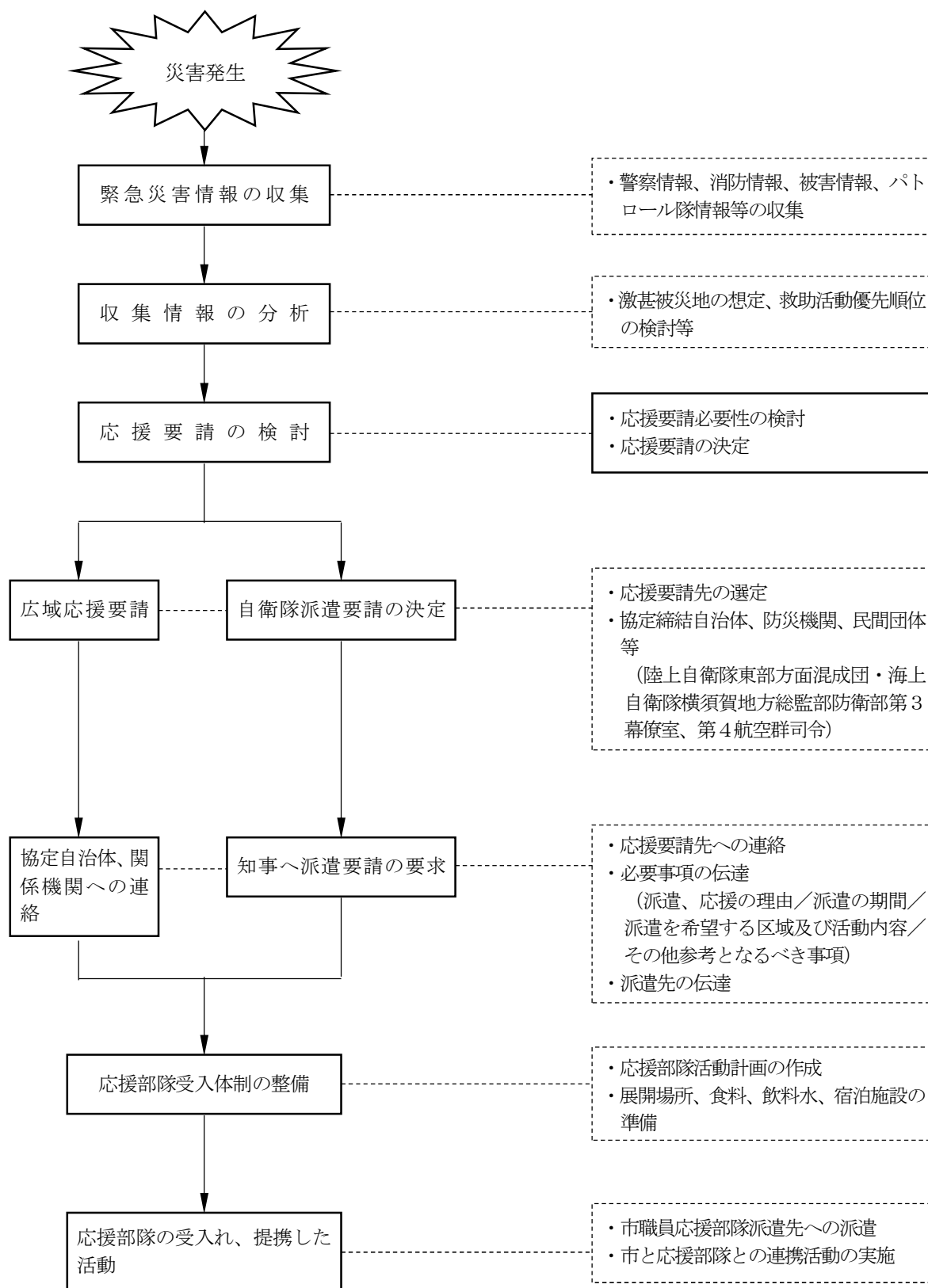
3 応援部隊の広域応援活動拠点

大規模な応援が予想される自衛隊、警察、消防等の受入予定施設は、応援隊の広域応援活動拠点として、公共施設等の中からあらかじめ選定しておきます。

4 海外からの支援受入れ

市は、国の非常(緊急)災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

図 応援要請の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第5節 救助・救急、消火活動

総
則
編

【実施主体】

市	本部連絡班、市民健康班、消防総務班、警防班、鎌倉班、大船班、消防団
関係機関	自主防災組織

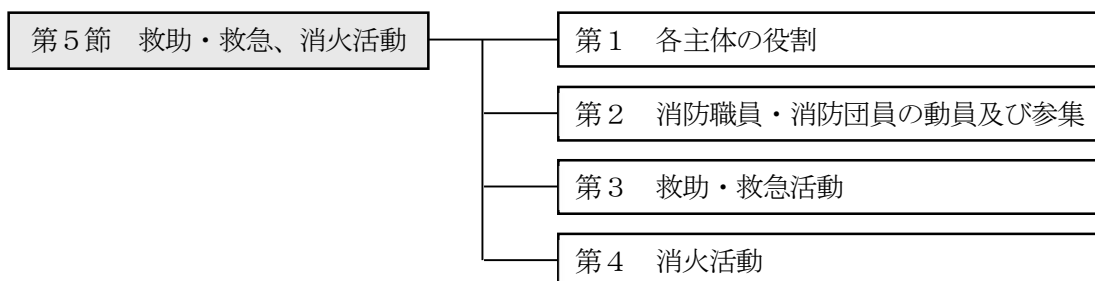
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

災害発生後、市民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る」、「出火防止に努める」とともに、被害者の救出・救護、消火活動を行い、災害の拡大防止に努めます。

また、市、県及び関係機関が一体となって被災者の救助・救急、消火活動を行います。

【施策の体系】



第1 各主体の役割

1 市

- (1) 市は、事前に定めた鎌倉市消防計画（以下「消防計画」という。）等に基づき、消火活動を優先して実施します。消防の投入にあたっては、住宅密集地域、特殊火災危険区域（危険物、ガス等施設）を優先しつつ、最も効果的な運用を図ります。
- (2) 市は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、自主防災組織、医師会等の関係機関と連携して救助・救急活動を行います。
- (3) 市は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行います。
 医療機関での処置が必要な傷病者は、医療機関ドクターカーや救急車等により後方医療機関へ搬送します。
 また、市外の医療機関へ搬送する場合は、県保健医療調整本部と調整し、ドクターヘリ等の活用を検討します。
- (4) 市は、消防相互応援協定等に基づき、他市町村長に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じ、県災害対策本部に応援要請を行います。更に、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。
- (5) 市は、大規模災害のため自衛隊が派遣された場合、最重要防ぎよ地域等の優先順位を決め、迅速に対応します。
- (6) 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表され、政府から事前の準備行動等を行う旨の指示があった場合、必要な準備等を行います。

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

2 消防団

消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織と連携し、災害発生直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防に協力し、各種消防活動を行います。

3 自主防災組織

自主防災組織は、近隣において救出・救護活動を行うとともに、災害発生時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

4 市民・企業等

(1) 市民

ア 市民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ、出火防止に努めます。

イ 近隣において救出・救護活動を行うとともに、災害発生時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

(2) 企業等の自衛消防隊

企業等の自衛消防隊は、災害発生時の初期活動として企業等内での救助・救急、消火活動を行うとともに、可能な限り救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力します。

第2 消防職員・消防団員の動員及び参集

1 消防職員の動員及び参集

地震発生時等における消防職員の配備については、鎌倉市災害対策本部条例施行規則別表2に基づき行うものとします。

(1) 動員の発令

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。

イ 東海地震注意報が発表されたとき。

ウ 市内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。

エ 隣接する行政区の地震震度観測地点において震度5弱以上の地震が観測されたとき。

オ 気象庁の津波予報区の相模湾・三浦半島に「津波・大津波警報」が発表されたとき。

カ 市内において、地震による重大な被害が発生し、又は被害の発生するおそれがあるとき。

(2) 動員の伝達

動員の伝達は、原則としてあらかじめ定めた伝達系統に基づき、各課署から伝達することとしますが、自己覚知した場合は、動員命令を待つことなく、速やかに参集します。

ただし、傷病者等で消防長が認めた者を除きます。

(3) 参集場所

原則として、勤務課署所に参集します。なお、大津波警報発表時は、想定浸水範囲に勤務課署所がある職員については、居住地から市内の直近の想定浸水範囲外にある署所に参集し、上司の指示を仰ぐこととします。

2 消防団員の動員及び参集

(1) 動員の発令

市内で震度5弱以上の地震が観測されたときは、自動発令とします。

(2) 参集場所

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

原則として、所属する分団器具置場へ参集します。なお、大津波警報発表時はあらかじめ定められた場所に参集することとします。

第3 救助・救急活動

消防本部は、消防計画に基づき、消防の人員、資機材を活用し、人命救助、救急活動を行い、人命の安全確保に努めます。

1 活動方針

(1) 救命活動の優先

救助隊及び救急隊は、人命の救助及び救命活動を優先して実施します。

(2) 重症者優先

救助及び救急処置は、救命の処置を必要とする傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の関係機関と連携のうえ、救助、救急活動を実施します。

(3) 幼児、高齢者優先

傷病者多数の場合の救助、救急活動は、幼児、高齢者等要配慮者を優先して実施します。

(4) 火災現場付近優先

延焼火災が多発し、同時に多数の救急事象が併発している場合は、火災現場付近を優先に救助、救急活動を実施します。

(5) 救助、救急の効率重視

同時に小規模救助・救急事象が併発している場合は、救命効果の高い事象を優先に、救助、救急活動を実施します。

(6) 多数人命危険事案優先

延焼火災が少なく、多数の救助・救急事象が併発している場合は、多数の人命を救護できる事象を優先に、効率的な救助、救急活動を実施します。

2 救助、救急の活動体制

(1) 災害発生初期の活動体制

地震発生当初（被害状況が把握されるまでの間）は、原則として、消防庁舎周辺の救助、救急を行い、積極的に大規模救助事象の発見及び医療機関等の受入体制を把握し、広域救助、救急体制に移行します。

(2) 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救助、救急事象が多い場合は、早期に部隊編成順位の下の隊から順次切り替えて災害現場に投入し、救助、救急体制を確保します。

3 救助・救急事象の把握

救助事象は高所見張りでは発見が困難なため、広報活動に出動している消防隊等や参集職員、消防団員、自主防災組織、警察官等、あらゆる手段を活用して救助・救急事象の把握に努めます。

4 救助活動

(1) 救助事象案別の活動

出動隊の隊長は、災害の様相から部隊、救助資機材等に不足が生じると判断したときは、所要事項を付加して部隊の増強を要請します。

(2) 現場活動

ア 救出の順位と効率の重視

救助は、救命処置を必要とする者及び火災現場付近にある者を優先に救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近の市民に協力を求めて救出を行います。ただし、活動人員に比べて多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先するものとし、短時間に1人でも多く救出します。

イ 消防団員、自主防災組織及び地域住民への協力要請

救助した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、状況により消防団員、自主防災組織及び付近の市民の協力を得て、現場付近の仮救護所又は避難所に搬送します。

5 救急活動

救急活動の原則は、次のとおりです。

(1) 救助、救急事象を伴わない火災現場への出動は、一時留保し、署所又はその付近に開設した仮救護所において応急救護活動を行います。

(2) 傷病者の救急搬送では、救命を必要とする者を優先し、安全かつ傷病に適応する医療機関に搬送します。

(3) 傷病者に対する救急処置は、救命処置を必要とする者を優先し、その他の傷病者は消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行うものとします。

(4) 傷病者が多数発生している場合は、現場仮救護所を設置し救護活動を行います。

(5) 傷病者の搬送は、医療機関又は仮設救護所の受入体制が可能であることを確認した後に
行います。

6 仮救護所の設置

(1) 署所仮救護所の設置

ア 署所仮救護所は、救急隊が編成されている署所又はその付近に開設します。

イ 署所仮救護所の要員は、災害発生当初は当直の救急隊員を中心にあて、傷病者数に応じて順次参集した救急隊員有資格者をもって増強します。

ウ 署所仮救護所の設置と同時に救急資機材を準備し、傷病者に対する観察、応急処置等を行います。

(2) 現場仮救護所の設置等

ア 現場仮救護所の設置

傷病者が多数発生している災害現場には、状況に応じて現場仮救護所を設置して救護活動を行います。

イ 現場仮救護所の任務等

(ア) 現場仮救護所は、効果的な傷病者の救命を図るため、次の任務を行います。

a 傷病者の傷病程度別選別（トリアージ）

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

- b 傷病者に対する救命処置
 - c 傷病者の搬送順位、搬送医療機関等の決定
 - d 傷病者数、氏名、年齢、性別等の記録
- (イ) 現場仮救護所には、直近の医師又は本計画に基づき編成される災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を求めます。

第4 消火活動

1 発災時の消防活動対策

(1) 活動方針

ア 消火活動の優先

地震時における消防活動は、大局的な見地から人命の安全確保を図るため、消火活動を優先し、全力をあげて出火の防止、火災の早期鎮圧を図るとともに、火災が拡大した場合は、極力延焼の阻止を図ります。

また、延焼火災が各地に発生した場合は、避難路を優先的に確保し、避難者の安全を図るものとします。

イ 安全避難の確保

避難場所によっては、災害時の混乱、歩行距離、火災による避難路の遮断等のため、避難者が他地区の安全な避難場所に集中するおそれもあるため、避難路の確保にあたっては、極力これらの障害の排除に努めるとともに、避難場所の安全を確保します。

2 情報の収集及び広報

地震発生時等においては、有線電話が不通となることから、被害状況を把握するため、鎌倉・大船両消防署においては、各庁舎の被害状況を勘案し、極力、屋上に見張り員を配置して監視活動を行います。

また、各隊は、幹線道路の通行障害及び住宅密集地を中心に家屋の倒壊等、被害状況の把握に努め、収集した情報を指令情報課に報告するとともに、出火防止の広報、火災の早期発見及び早期鎮圧に努めます。

なお、出火防止の広報は、車両のほか、防災行政用無線を活用し、車両が出場不能のときは、署員に無線機を携行させ、徒歩、自転車等により被害地域の出火防止について広報します。

3 通信施設

有線及び無線通信とも混乱することが予想されるため、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努めます。

(1) 通信施設の防護

通信施設の防護及び保守について、十分留意し被害を受けた場合は応急対策により通信を確保します。

(2) 非常電源の確保

災害発生時には、長時間の停電が予想されることから、非常用電源装置の保守及び整備を行います。

(3) 無線施設の運用

地震発生後直ちに基地局及び移動局を開局し、次の措置をとります。

- ア 基地局は、移動局との試験通話を行い、無線通信を確保します。
- イ 移動局は、基地局からの通信指示に従うほか各種異常の有無について報告します。
- ウ バッテリー等の電源確保の措置をとります。

4 消防車両及び機械器具

初動態勢を確保するため、消防車両及び各種機械器具を点検整備します。

(1) 消防車両の安全確保等

- ア 地震発生後、各署所及び分団は、速やかに車両を車庫外の安全な場所へ移動させ、車両の保全を図ります。(鎌倉消防署の車両は、津波浸水想定区域外に車両の移動を行います。)
- イ 建築物の損壊等により出動不能のときは、速やかに指令情報課へ報告し応援処置に努めます。
- ウ 小型動力ポンプを車に積載し、出動準備を行います。

(2) 燃料・資機材の確保

- ア ホースその他器具、資機材の点検
- イ 備蓄燃料の確認

5 消防団の活動

地震災害発生時には、消防団の全機能を発揮できる体制を確立し、災害の様相に応じた有効な活動を実施します。

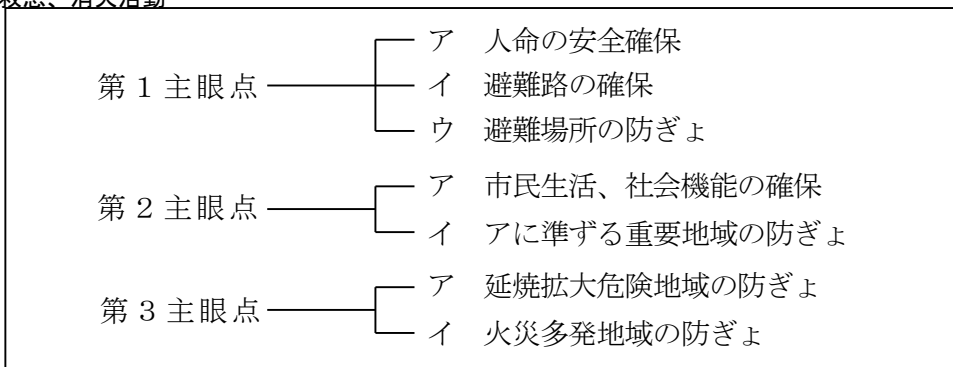
- (1) 受令機・無線機等を活用し、消防庁舎等からの情報を収集し、積極的に災害の状況を把握し、消防団車両、自転車及び資機材等を有効に活用して出火防止、初期消火及び人命救助活動を実施します。
- (2) 活動範囲は、受持区域内優先を原則とします。
- (3) 受持区域外の炎上火災等への出動は、指令を受けた場合及び受持区域内に災害の発生がない場合とします。

6 地震火災防ぎょ対策

地震火災は、飛火、旋風等によって延焼拡大のおそれがあり、死傷者を伴うことが予想されることから、現有消防力の全機能を発揮して効率的な消防活動を行います。

- (1) 地震火災は、消防力に比し数的にも圧倒的に多く、しかも以後量的にも増大することから、特に初期においては延焼若しくは人命に危険を及ぼすおそれがあるものを重点的に防ぎょし、消防隊の背後を脅かされない選択的活動を図るものとします。
- (2) 地震災害の特性から、防ぎょ活動の限度を超える消防障害の発生は宿命的条件ですが、次の防ぎょ主眼をもって防ぎょ活動に努めるものとします。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策



総則編
 第1編 地震・津波災害対策
 第2編 風水害対策
 第3編 その他の災害対策
 第4編 復旧・復興対策
 計画編

7 消火活動要領

地震火災時の消火活動は、次により実施します。

(1) 地震火災時の消火活動の基本

ア 先制火災防ぎよ

1隊1火災対応とし、火災危険の大きいものから消火に努めます。

イ 重点選択火災防ぎよ

火災の発生が消防力を上回る場合は、火災危険の大きいものを選択して防ぎよします。

ウ 集中火災防ぎよ

火災が集中的に発生し、消防隊の分散防ぎよでは効果がないと認められる場合は、集中火災防ぎよにより火災を鎮圧し、又は重要地域の確保を図ります。

集中火災防ぎよを選択する基準は、人命の安全確保を図る場合又は防ぎよ効果を期待し得る場合とし、消防団等をも結集し、各隊の密接な連携により火勢の制圧を図ります。

エ 避難路、避難場所確保防ぎよ

火災の発生が極めて多い場合又は延焼が拡大した場合で避難が必要となったときは、避難路及び避難場所の確保に限定した防ぎよにより避難者の安全を図ります。

この場合、消防隊は、多数の避難者が通過する場所、避難路の幅員が狭い場所、過収容状態となった場所、飛火等により避難者の保護を必要とする場所等を優先して防ぎよに当たるものとし、

オ 特殊な地帯及び対象物の防ぎよ

(ア) 大量危険物貯蔵施設又は工場地帯の火災には、多数の消防隊を必要とするため、一般市街地に延焼するおそれがある場合を除き、必要な消防力の運用が可能となった時点で防ぎよに当たるものとし、必要な消防力を確保するまでは、一般市街への延焼防止に努めます。

(イ) 高層建物、地下施設等の特殊な対象物の防ぎよに当たっては、火災から人命を保護することを優先するものとし、

カ 火災現場活動

(ア) 出動隊の隊長は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転進路を確保した延焼拡大阻止、救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定します。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧します。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、市民等の安全確保を最優先とし、

道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止します。

(2) 水利部署及び中継

ア 水利は、原則として消火栓を活用せず、防火水槽・プール・河川等を活用します。

イ 防火水槽等の採水管は損傷のおそれがあるため、投入式の防火水槽を優先活用することとし、採水管損傷を想定した吸水方法を平常時から検討しておきます。

ウ 部署位置

(ア) 消防力が優勢な場合の部署は、努めて挟撃できる位置とします。

(イ) 消防力が劣勢な場合の部署は、風向、風速を考慮し火勢を阻止する側とします。

エ 中継

水利の状況から判断して必要があると認めた場合は、容量豊富な水利に部署した部隊から送水を受けるようにします。

(3) 補水措置

ア 補水の手配

防火水槽、プール等水量に制限のある消防水利に部署した場合、部署隊数、水量から使用可能時間を判断して、早期に補水手配を行います。

イ 補水源

補水源としては、火点後方の自然水利等有効水利とします。

ウ 補水用ポンプ

補水用ポンプとしては、消防団ポンプ等を活用します。

(4) 現場活動時の留意事項

ア 消火活動の心得

(ア) 出動隊の隊長及び隊員は、同時多発火災に対して、火災様相、風向、風速等に留意して、常に転進路を確保するとともに、限られた消防力を最大限に活用するため、消火活動中の火災は出動隊の責任で鎮圧するよう心がけます。

(イ) ホースの道路横断時は、ホースの損傷を防止するため、ホースブリッジの設置等必要な措置をとります。

イ 消火活動要否の判定

出動隊の隊長は、出火建物の状況、火勢の推移の状況、消火効果及び他の地域の火災特性等を考慮し、消火活動の要否を決定します。

ウ 延焼防止可否の判断

出動隊の隊長は、出火建物の火災状況により、出動隊のみで延焼防止が可能か否かを判断し、延焼防止できないものは、火災の状況を報告し応援要請します。

エ 応援要請要領

(ア) 現場最高指揮者は、延焼防止及び人命の安全を確保するため、応援が必要な場合は、所要の隊数と集結場所、所要資機材、担当面等を明示して応援要請します。

(イ) 所要応援隊数の算定が困難な場合は、応援隊が担当しなければならない火面長を報告します。

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
	第4編
	復旧・復興対策

オ 周囲の状況判断

出場隊の隊長は、常に火災の進展状況に注意し、重要防ぎょ地区への転進を配慮するとともに、転進路の確保に留意します。

カ 飛火警戒

出動隊の隊長は、火災の状況、風向、風速により、飛火火災が発生するおそれがあると判断したときは、消防団員、自主防災組織の巡回等により、市民に対し飛火の警戒と即時消火を指示し実施させます。特に、延焼阻止を行っている場合は、背後への飛火に十分警戒します。

(5) 転進要領

ア 転進の時期

転進は他への延焼危険がなくなった鎮圧状態の時期とし、部分的な延焼及び残火処理は消防団、自主防災組織等に行わせます。

イ 出動隊の隊長の判断による転進

出動隊の隊長は、優先順位の高い延焼火災を視認し、自己隊が転進する必要があると判断したときは、所要の報告を行い延焼阻止前であっても転進します。

ウ 消防長、消防署長の指令による転進

出動隊の隊長は、転進を指令された場合は、延焼阻止前であっても所要の措置をしたのち転進します。ただし、継続して消火活動を行う必要がある場合は、下命者はその旨を報告し指示を受けます。

エ 転進時の措置

速やかに転進を要する場合は、隊長の判断により転進先における消火活動に必要な最小限のホースを収納するほか、転進途上に署所がある場合は立ち寄って不足するホースを補充して転進します。

(6) 延焼阻止線の消火活動要領

火災が延焼拡大した場合は公園、鉄道線路敷、広い道路等を活用して延焼阻止線を設定し、全力をあげて延焼拡大を防止します。

ア 風横における消火活動

火勢がし烈な場合は、火流の風下寄りの側面に部署し、両側から火流を挟撃して逐次火流の幅を狭めながら、最終的に延焼阻止線において阻止します。

イ 風下における消火活動

風下における延焼阻止線の消火活動は、部分破壊を併用しながら前面街区に十分な予備注水を行い、ここで火勢を一旦弱め最終的には道路上等で阻止します。

ウ 飛火警戒の徹底

延焼阻止線においては、消防隊をはじめ消防団、自衛消防隊、自主防災組織等あらゆる手段を用いて飛火警戒を徹底し、頭越しに延焼されることがないように配慮します。

エ 延焼阻止線の選定

延焼阻止できない火災が方々にあり、延焼阻止線を限定しなければならない場合、延焼阻止により得られる効果と消防力を考慮し、最も効果的かつ確実に設定できる延焼阻止線を選定します。

(7) 避難路、避難場所の消火活動要領

ア 避難路への限定出場

火災が多発して危険が切迫し、複数の場所に避難ができないと判断される場合は、避難を確保するため発災当初から部隊を出場させ消火活動を実施します。

イ 部隊の集結活動

(ア) 時間の経過とともに延焼が拡大し、避難に支障を及ぼすと判断した場合、又は既に避難命令が発令された場合は、避難路等の周辺以外に出場している部隊に転進を命じ、消火活動を実施します。

(イ) 火災の規模に対し、消防力が不足する場合は、避難路等に面する部分を優先に消火活動を行い、避難者の安全通過を図ります。

(ウ) 避難路全般に火災が発生し、避難路確保が不可能な場合は、避難場所に接近した方を優先として、可能な限り避難路確保防ぎょを行います。

(エ) 避難路、避難場所が全面的に危険となった場合は、避難場所において周辺の火災の消火活動及び避難者への注水を行い、全力で避難者の安全確保を図ります。

(8) 関係機関への協力要請

ガス漏えい等により火災が発生し関係機関の活動が必要と判断した場合は、市災害対策本部を經由して関係機関に要請します。

8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めます。

また、必要に応じて、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

計

画
編

第3編 その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

第6節 医療救護活動

総
則
編

【実施主体】

市	本部連絡班、秘書広報班、市民健康班、消防総務班
関係機関	鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会、鎌倉保健福祉事務所

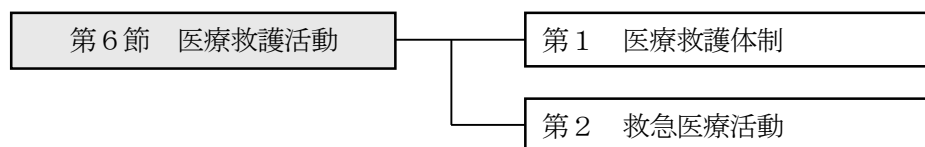
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

地震発生時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し、医療、救護需要が膨大なものになることが予想されます。

市は、県、日本赤十字社、鎌倉市医師会等と緊密に連携し、被害の状況に応じた適切な医療救護を行います。

【施策の体系】



第1 医療救護体制

- (1) 市は、救護班を編成するとともに、災害の規模及び発生状況に応じ、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会、鎌倉市薬剤師会等に対して救護部隊の派遣を要請します。
- (2) 市は、災害が発生した際に備え、適宜、災害時医療救護マニュアルの見直しを図るとともに、災害時における救護所の設置等、医療救護活動を迅速かつ的確に行えるよう体制整備を進めます。
- (3) 市は、災害救助法が適用された後に医療救護の必要があると認めたときは、県に対して迅速・的確な医療救護について要請を行います。

第2 救急医療活動

1 対策事項

災害により集団的に多数の傷病者が発生した場合、市及び関係機関は、迅速かつ的確に次に示す救急医療活動を実施します。

- (1) 情報の通報及びその体制に関すること。
- (2) 救急医療関係機関の連絡調整に関すること。
- (3) 救出、救護関係者の出動に関すること。
- (4) 救急医療の範囲、種別に関すること。
- (5) 出動した医師等に対する諸費用の負担等に関すること。
- (6) その他の救急医療対策の実施に関し必要なこと。

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

2 広域災害・救急医療情報システムの活用

県内の災害拠点病院間の情報収集・提供については、厚生労働省の「広域災害・救急医療情報システム（以下、「EMIS」という。）」※により行います。EMISで共有できる主な情報は次のとおりです。

- (1) 医療機関状況
- (2) 患者転送要請
- (3) 医療品備蓄状況
- (4) ライフライン等状況
- (5) 受入患者数
- (6) 医師等派遣要請・提供

※【広域災害・救急医療情報システム（EMIS）】

被災地の医療機関の応援要請情報や支援情報をリアルタイムに収集、交換することにより、効果的な医療救護活動を確保できる全国を結ぶシステムのことです。

3 医療、助産の範囲及び経費

救急医療、助産の範囲は、病院その他の医療施設での本格的な治療を開始できるまでの応急的措置とし、その内容はおおむね次に掲げるとおりとします。

- (1) 医療の範囲
 - ア 診察
 - イ 薬剤又は治療材料の支給
 - ウ 処置、手術その他の治療及び施術
 - エ 病院又は診療所への入院
 - オ 看護
- (2) 助産の範囲
 - ア 分べんの介助
 - イ 分べん前及び分べん後の処置
 - ウ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給

4 救護班の活動

(1) 救護所

救護班は、主として市の設置する救護所において医療救護活動を行います。

また、災害の状況と被害の程度に応じて必要と認めるときは、鎌倉市医師会、鎌倉市歯科医師会及び鎌倉市薬剤師会の協力を得て、仮設救護所開設予定場所等のうちから救護所を開設するものとし、被災地周辺の使用可能な医療施設も効果的に活用するものとします。

長期間にわたる救護所等の設置運営にあたっては、次の点に留意します。

- ア 被災地における医療施設の稼動状況や復旧状況を勘案します。
- イ 医師の配置は、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行います。
- ウ 必要に応じ、歯科巡回診療車、携帯歯科診療機器の確保等を行います。

総
則
編

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

計
画
編

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

(2) 救護班の業務内容

- ア 傷病者に対する応急処置
- イ 後方医療機関への転送の可否及び優先順位の決定（トリアージ※）
- ウ 転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療
- エ 薬剤又は治療材料の支給
- オ 看護、助産
- カ 死亡の確認

以上のほか、状況に応じて、医師による遺体の検案に協力します。

なお、重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として被災現場から救護所までは市が対応し、救護所から後方医療機関までは市及び県が対応し、必要に応じ国や自衛隊等に協力を求めます。

※【トリアージ】

負傷者の重症度と緊急度をとっさに判断して、多数の負傷者の中から治療又は搬送の優先順位を決めることをいいます。

災害現場において負傷者等が救助された場合、担架等で負傷者を選別（トリアージ）する場所に運び、死亡等、重症、中等症、軽症に分類します。

搬送の優先順位としてのトリアージは、初期には救急隊が当たり、医療救護班到着後は、医師に救急隊員（救急救命士）が協力しながら行うこととなります。

5 県への救援要請

市は、災害の程度により必要がある場合は、県に対して医療救護の協力を要請するとともに、DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣を要請します。

また、DMAT（災害派遣医療チーム）を要請した場合は、受入体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援します。

6 重傷者等の搬送方法

(1) 搬送の実施

重傷者等の後方医療機関への搬送は、消防の救急車両、緊急消防援助隊等、広域応援の救急車両並びに関係機関等の協力により、確保した車両により搬送します。

(2) ヘリ等による搬送

市は、道路が破損した場合や遠隔地への緊急患者の搬送については、県、自衛隊、消防本部等の協力を得て、ヘリコプターにより最寄りのヘリコプター臨時離着陸場から搬送します。

ただし、被害の状況によっては、船舶等による海上からの輸送も考慮します。

7 医療救護情報の収集・提供

(1) 医療関係情報の市民への提供

診療可能医療機関等の市民が必要とする情報は、報道機関による放送、市ホームページ、市ソーシャルメディア等即時的な広報媒体を活用し、市民へ情報提供します。

県は、県災害情報管理システムの利用や報道機関等の協力を得て提供します。

(2) 患者搬送先情報の構築と提供

ア 患者搬送先情報の構築

市は、救急搬送時の患者情報を電子化することにより、病院側の受入れの迅速化や搬送先選定にかかる時間の短縮化等を図ります。

イ 患者搬送先情報の提供

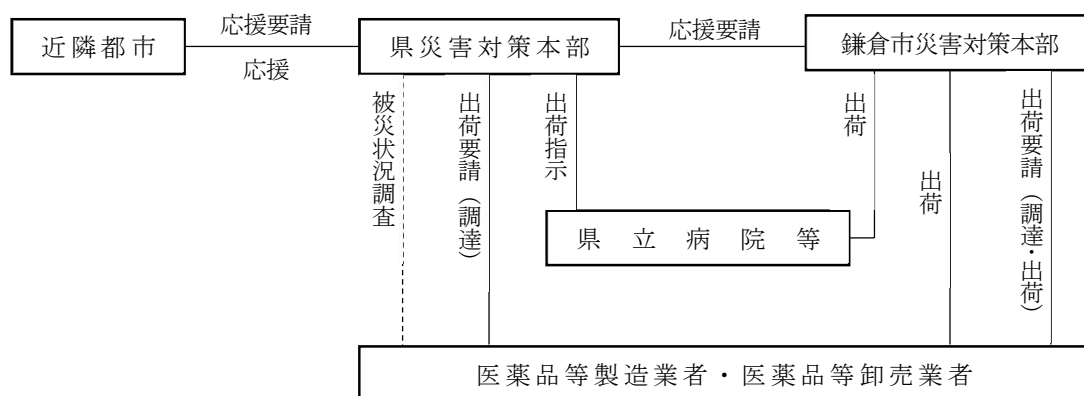
県は、患者搬送先情報については、県庁内の医療救護本部に一元化し、報道機関等の協力を得て提供します。

8 医療器材の調達

医療及び助産に必要な薬品、医療器材を緊急に必要とする場合は、市は、医薬品等の調達に関する協定により調達します。

なお、不足が生じるときは、県及び関係機関に応援を要請します。

図 医薬品等調達システム図



9 ライフラインの確保

市は、医療機関のライフラインの復旧について、関係機関との密接な連携により、優先的な対応を図ります。

また、復旧するまで診療行為に支障がないよう、水及び自家発電用の燃料の安定的な確保を図るため、輸送・供給等の必要な体制を整えます。

10 メンタルヘルスケア対策

市は、精神科医やボランティア等の協力を得ながら、被災による子どもや高齢者等をはじめとする急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害等の「こころの傷」をケアするために長期的な対応を図ります。

県は、精神保健福祉センターを中央拠点として、また保健所を地域拠点として位置づけたシステムを確立します。

11 難病・人工透析患者等への支援

市は、大規模災害時において、難病、人工透析患者等、特に支援を要する人の医療の確保等について、県と協力して支援を行います。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

計
画
編

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

特に、クラッシュシンドローム※による急性腎疾患患者への対応も含めた災害時の人工透析医療については、鎌倉保健福祉事務所、医療機関と連携し、安否確認及び支援、情報収集及び情報提供、水、医療品等の確保対策を図るとともに、医師の指示に基づき、速やかに透析可能な後方医療機関に搬送します。

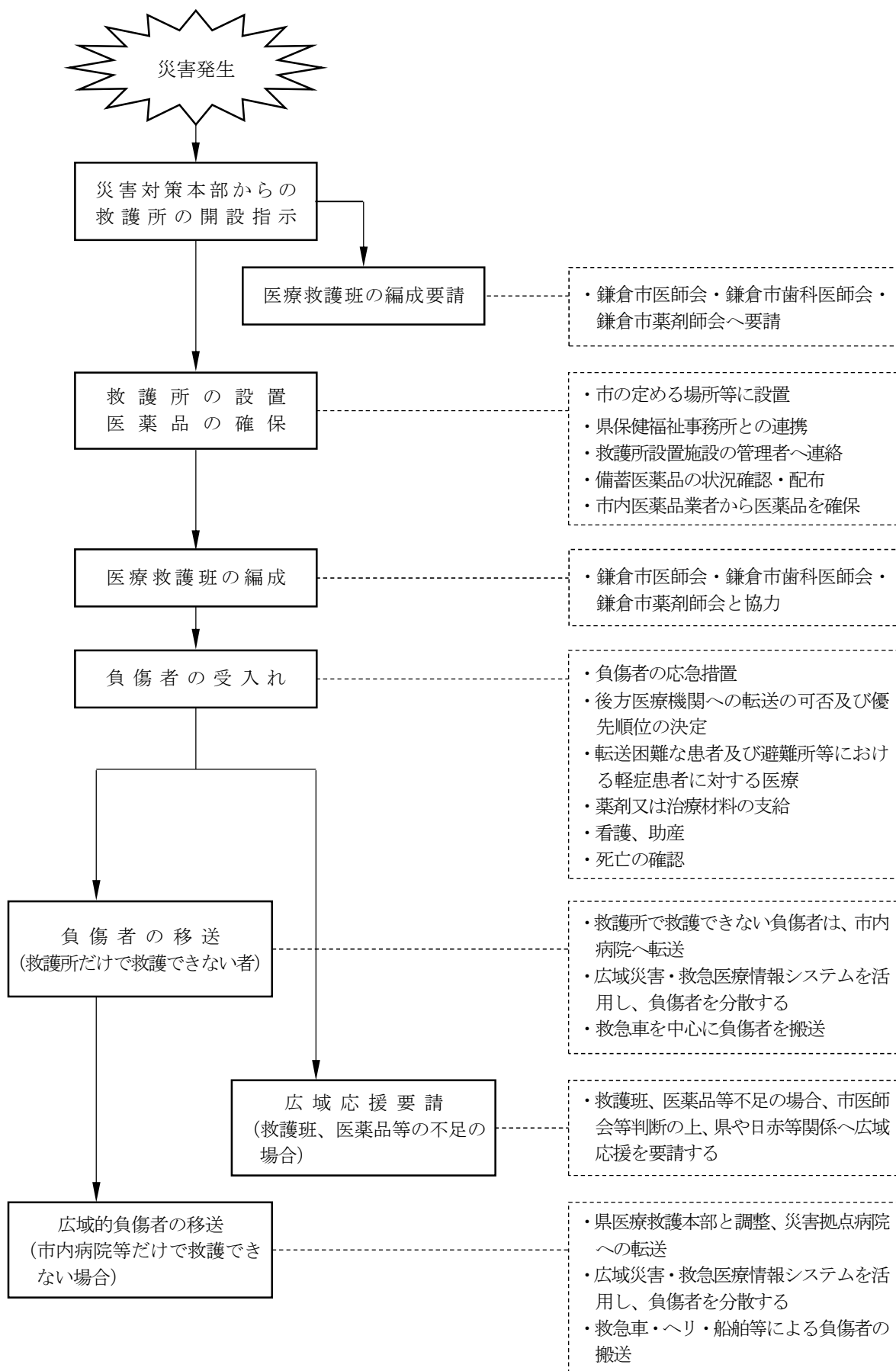
※【クラッシュ症候群（クラッシュシンドローム）】

倒壊家屋や倒れた重量家具の下敷きになるなど、長時間身体を挟まれた人が、救出当初は比較的元気そうであったにもかかわらず、突然容態が悪化して亡くなってしまうことがあります。これが阪神淡路大震災以降、知られるようになったクラッシュ症候群です。

クラッシュ症候群は、挫滅症候群ともいい、がれき等で損傷した筋肉から発生した毒性物質が、救出による圧迫開放で血流に乗って全身に運ばれ、臓器に致命的な損害を及ぼし、死亡その他重篤な症状になるものです。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

図 救護所の設置、負傷者の移送の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計 画 編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

図 災害時医療救護体制図【超急性期（～48時間）、急性期（～およそ1週間）】

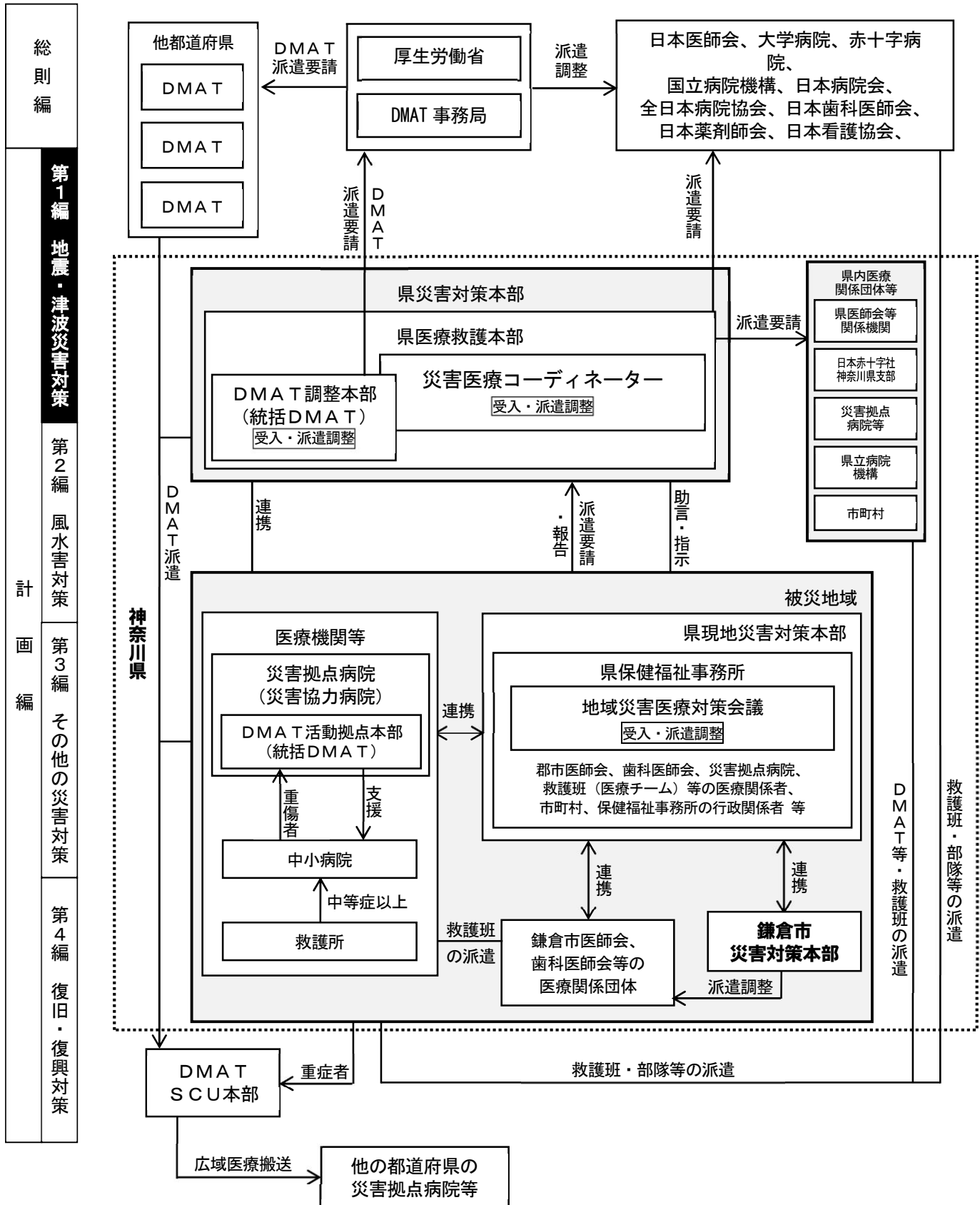
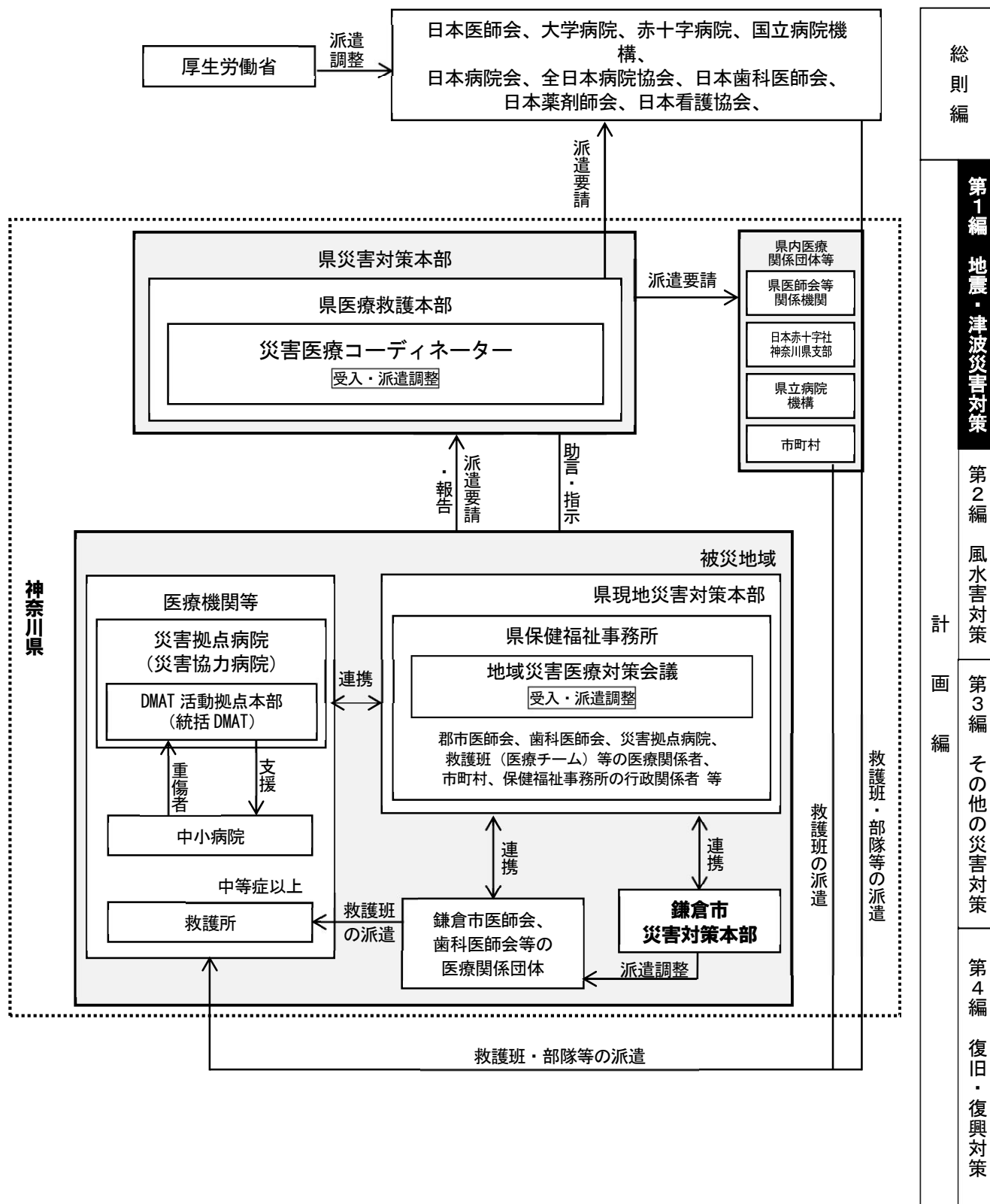


図 災害時医療救護体制図【亜急性期、慢性期～（およそ1週間～）】



第7節 避難対策

総
則
編

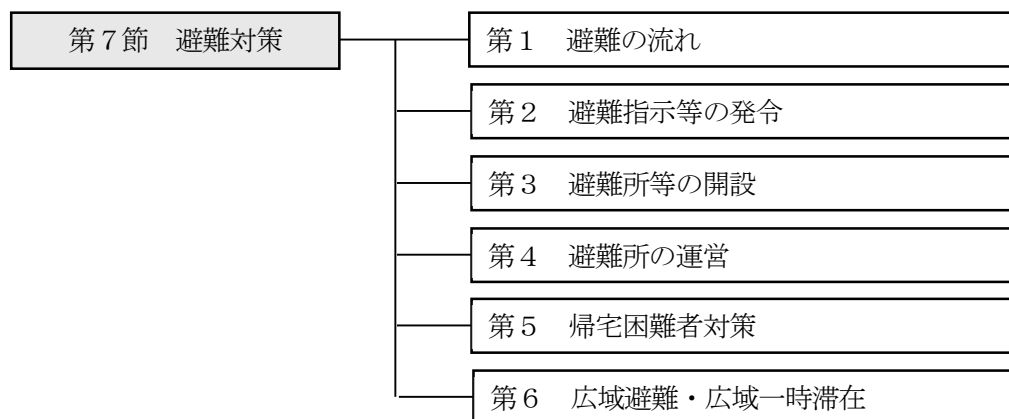
【実施主体】

市	関係各班
関係機関	各関係機関

【施策の基本方針】

地震発生時において、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、避難指示等の発令基準、避難指示等の伝達方法等について定めるとともに、避難所の開設・運営、帰宅困難者対策、広域避難・広域一時滞在について定めます。

【施策の体系】



第1 避難の流れ

市は、地震発生後、人命の安全を第一に、市民等の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難施設及び避難経路や、津波による浸水が想定される区域、土砂災害危険箇所等の所在、その他避難に関する情報の提供に努めます。

市民は、あらかじめ指定されている避難施設を平常時から把握するとともに、避難指示が出された場合には、直ちに避難します。

また、自主的に避難する場合は、安全に十分配慮します。

なお、津波避難に係る対策は、「本章 第3節 津波災害応急対策」を参照します。

第1編 地震・津波災害対策

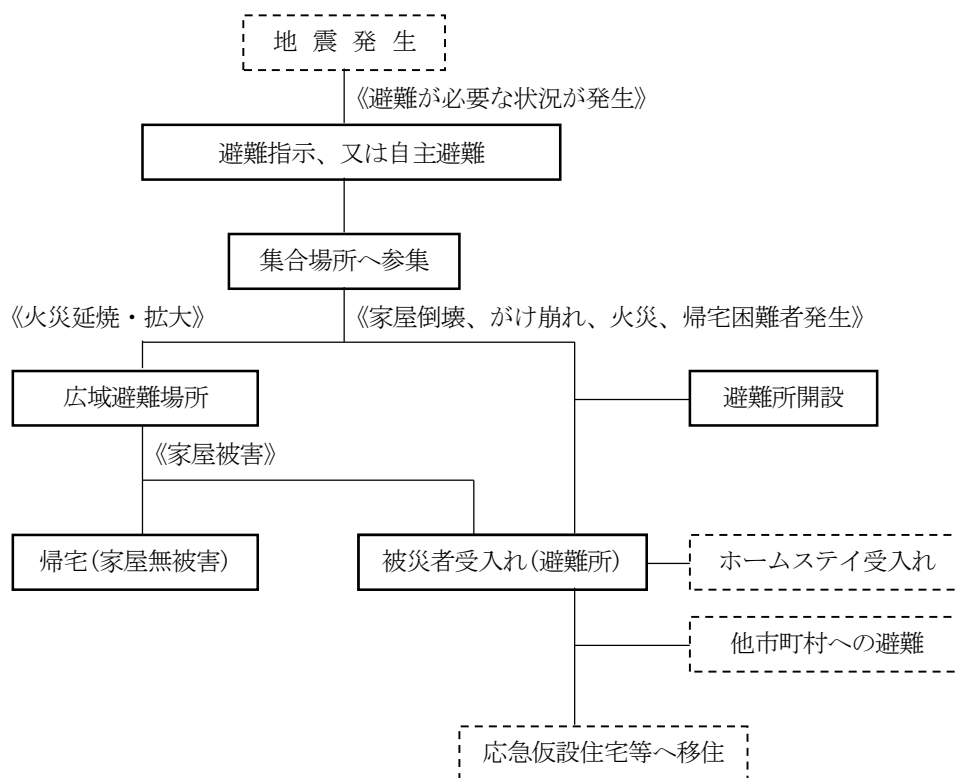
第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

図 地震発生時の避難の流れ



第2 避難指示等の発令

1 実施責任者

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の拡大を防止するために特に必要と認めるときは、危険地域の市民等に対し、避難実施のために必要な避難指示等の避難情報を発令します。

ただし、状況により、関係法令に基づく避難の指示、警戒区域の設定等は、次の者が行うものとします。

(1) 避難情報発令の実施責任者

表 避難情報発令の実施責任者

実施責任者	指示等	災害の内容	実施要件	根拠法
市長	指示	災害全般	生命・身体の保護、災害拡大の防止のため特に必要があると認めるとき	・災害対策基本法第60条第1項
警察官	指示	災害全般	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき	・災害対策基本法第61条第1項 ・警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官	指示	災害全般	市長が指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき	・災害対策基本法第61条第1項
知事又はその命	指示	洪水、津波、高		・水防法第29条

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

実施責任者	指示等	災害の内容	実施要件	根拠法
を受けた職員		潮、地すべり		・地すべり等防止法第25条
水防管理者	指示	洪水、津波、高潮		・水防法第29条
自衛官	指示	災害全般	警察官がその現場にいない場合は、執行権限を有する	・自衛隊法第94条第1項

(2) 警戒区域の設定

市長等は、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができます。

表 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	実施要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は、災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき	・災害対策基本法第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき	・災害対策基本法第63条第2項
海上保安官	災害全般	同上	・災害対策基本法第63条第2項
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定	・消防法第28条第1項 ・消防法第36条第7項
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、津波又は高潮	水防上緊急の必要がある場所において、活動確保を主目的に設定	・水防法第21条

2 避難指示等の発令基準

(1) 市は、災害時に適切な避難指示等を実施するため、関係機関からの情報や自ら収集する情報等を基に、避難指示等の発令基準等について、できる限り客観的な数値を定めるよう努めます。判断基準については、想定外の事態にも対応できるよう総合的に判断します。

また、避難対象地域の選定にあつては、避難所の位置、自主防災組織が定める避難経路の状況、周辺地域の人口分布、自主防災組織の状況等を考慮して選定します。

(2) 市長は、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて専門家等の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとします。

(3) 市長は、危険が切迫した場合には、可能な限り警察、消防等関係機関と協議のうえ、地域や避難先を定めて当該地域住民に避難を指示します。この場合、市長は直ちに県知事に報

告します。

3 避難指示等の伝達方法

(1) 避難指示等の伝達

ア 避難指示等の伝達は、災害対策本部の情報伝達及び広報活動により行いますが、その際、自主防災組織等を十分活用するとともに、間接広報を有効に利用します。

イ 市は、避難指示等の伝達にあたっては、多様な伝達手段・伝達媒体を活用するとともに、市民等に避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準とした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等が少なからずあること等を踏まえ、避難行動を強く促すことができるよう配慮します。

(2) 避難指示の内容

市長は、原則として次の内容を明示して避難指示を発令します。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難指示の対象地域
- ウ 避難先とその場所
- エ 避難経路
- オ 注意事項

4 要配慮者の避難

市は、要配慮者が時間的余裕をもって避難を開始することができるよう、早めの段階で避難行動を開始することを求めます。

5 防災上重要な施設の避難誘導

学校、病院、工場等防災上重要な施設の管理者は、避難計画に基づき、利用者、従業者等の避難誘導に万全を期します。この場合において、避難の場所、経路、時間、誘導等の指示・伝達は、その施設の地理的条件等を考慮して実施するものとします。

第3 避難所等の開設

市長は、指定緊急避難場所及び指定避難所（ミニ防災拠点）を始めとし、災害の状況に応じて、補助避難所やその他避難所を開設します。なお、市内及び隣接する行政区で震度5強を観測した場合には、指定避難所（ミニ防災拠点）として市立小中学校を迅速に開設します。

また、避難所を開設した場合は、市は、速やかに市民に周知するとともに、県をはじめ関係機関に連絡します。

市は、避難所として開設した学校施設について、応急教育の実施等、義務教育の実施に著しい支障を来さないよう、避難市民等の意向等に十分留意し、必要に応じ移転・統合を図ります。

1 避難所等の開設場所

(1) 指定避難所（ミニ防災拠点）

市が管理する市立小中学校を指定避難所（ミニ防災拠点）と定め、災害の状況、規模等により開設します。

(2) 補助避難所（予備避難所）

必要に応じて市の判断で開設される避難所であり、国・県立及び私立の学校等を指定し

ています。

(3) 指定緊急避難場所

異常な現象の種類ごとに、切迫した災害の危険から身を守るための緊急的な避難先として定め、災害の状況、規模等により開設します。なお、行政センター等の公共施設等を避難場所として開設する場合があります。

(4) その他の避難所等

協定等に基づき、災害時の状況により開設します。

ア 一時滞在施設（帰宅困難者用）

災害の状況、規模等により、帰宅困難者を一時的に収容する一時滞在施設を開設します。

イ 福祉避難所

指定避難所（ミニ防災拠点）及び補助避難所において共同生活が困難な要配慮者を収容対象として、福祉避難所を開設します。

2 避難所の開設

市は、災害の規模、状況に応じ、避難所等を開設します。

また、避難所を開設した場合は、速やかに市民に周知するとともに、県をはじめ関係機関に連絡します。

避難所として開設した学校施設については、応急教育の実施等、義務教育の実施に著しい支障を来さないよう、避難市民等の意向等に十分留意し、必要に応じ移転・統合を図ります。

(1) 開設の時期

災害発生から、なるべく早い時期に、施設の状態を確認し、被害状況等に応じ災害対策本部の指示により開設します。

(2) 施設の提供及び入所者の管理

ア 施設管理者は、避難所の用に供する施設の部分を明示して提供します。

イ 入所した被災者の管理は、避難所に参集した避難所運営委員会が行います。

ウ 避難者は、避難所での生活ルールの順守や避難所運営に協力します。

(3) 避難所開設時の留意事項

ア 避難所の開設にあたっては、当該施設管理者、学校長及び教職員等に協力を求め、被災者の円滑な入所、保護に努めます。

イ 被災者の入所・保護にあたっては、施設が安全性を有するかを判断し、安全性に欠けると認められるときは、災害対策本部に報告し安全措置を講じるか、又は災害対策本部の指示を受け、他の安全な施設に誘導します。

ウ 特設公衆電話回線が敷設されている市立小中学校の屋内運動場等において、電話機の設置により通信手段を確保します。

(4) 開設状況の報告

避難所運営委員会は、避難所の開設状況等に係る次の事項を、電話、無線等を使用して災害対策本部に報告するものとします。

ア 避難所名及び発信職員氏名

イ 開設日時

- ウ 収容人員及び世帯数
- エ 必要物品等（食料、飲料水、衣類、寝具その他）
- オ 流言飛語の状況

3 避難所への入所

(1) 対象者

- ア 住宅が被害を受け、居住の場を失った者
- イ 現に被害を受け、速やかに避難しなければならない者
- ウ 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

(2) 避難者の誘導

- ア 避難所の施設内への誘導については、自主防災組織、市職員、学校長及び教職員等関係者が行います。
- イ 学校施設における避難順序は、後日の授業再開に備え、屋内運動場から入所させ、各学校の状況に応じ、会議室等、特別教室、普通教室のいずれかから順次入所させます。
- ウ 屋内運動場は、最初に通路となるスペースを確保し、町丁目又は町内会、自治会等に配慮し、効率的に避難者を誘導します。
- エ 要配慮者を優先して避難させます。
- オ 避難経路については、可能な限り事前に安全確認するとともに、危険箇所にはロープ張りや表示を行うほか、状況により誘導員を配置して事故防止に努めます。特に、夜間においては、可能な範囲での照明を確保し、安全確保に努めます。
- カ 大規模災害の場合、上記の対応ができない場合が起こり得るため、市民が自発的に避難所に向かい決められた行動がとれるよう、平常時から啓発に努めます。

第4 避難所の運営

1 避難所運営委員会

(1) 避難所運営委員会の設置

大規模災害発生時には、極めて多数の避難者が一定期間、避難所を臨時の生活拠点として利用することを前提に、避難所が避難者にとって秩序のとれた施設として機能することが求められています。そこで、あらかじめ避難所運営マニュアルに基づき、各避難所に避難所運営委員会を設置します。

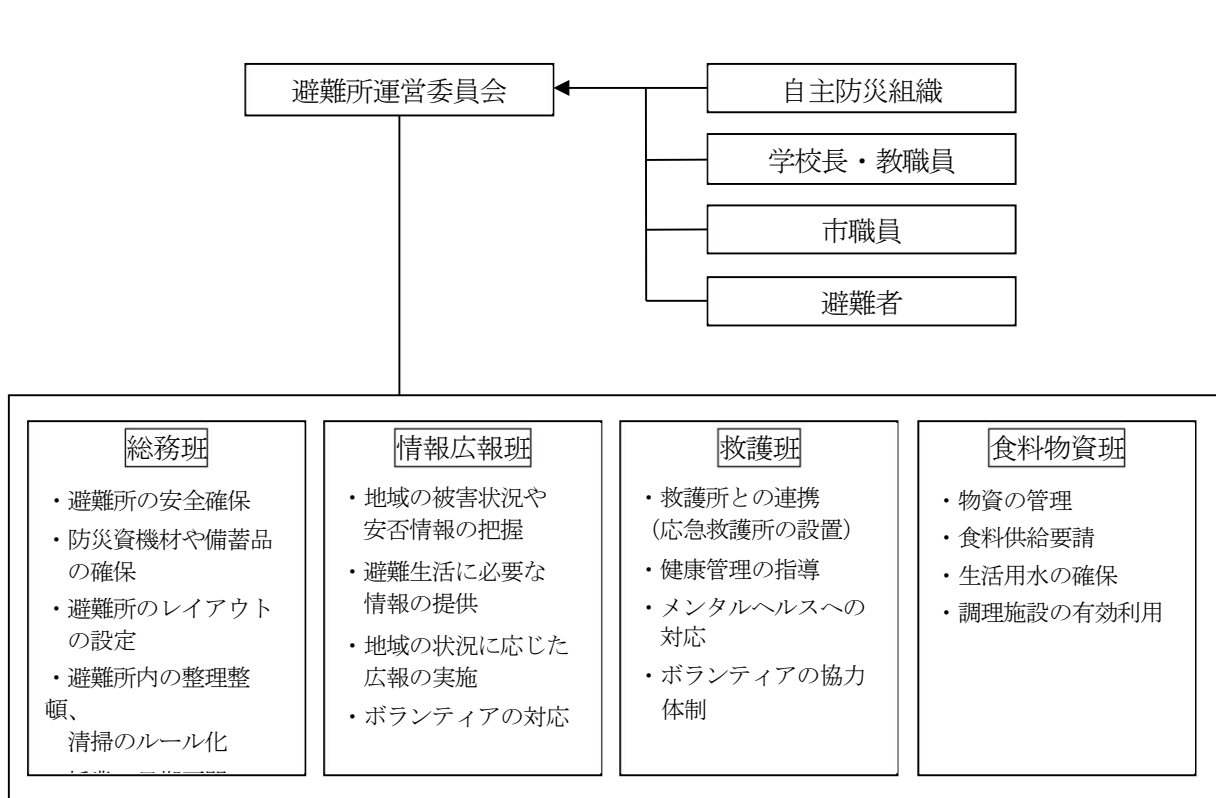
また、運営に対して、女性の意見を取り入れるため、男女共同参画の視点を踏まえた組織とします。

(2) 避難所運営委員

避難所運営委員は、次により構成します。

- ア 自主防災組織
- イ 施設管理者（学校長又は教職員）
- ウ 市職員
- エ 避難者
- オ その他避難所運営委員会が必要と認めるもの

図 避難所運営委員会（例示）



(3) 避難所運営委員会の役割

避難所運営委員会は、平常時から次に掲げる事項について検討、協議します。

- ア 避難所の円滑な管理及び運営に関すること
- イ 福祉避難所との連絡調整に関すること
- ウ 地震災害対策に係る情報交換及び防災訓練への参加に関すること
- エ 避難所運営委員会の体制等について定めた「避難所運営マニュアル」の作成に関すること
- オ その他、避難所の管理及び運営に関し、必要と認められる事項

2 避難所における時期別の課題等

避難所では、災害発生からの時間の経過に伴い、運営上の課題等が変化することが予想されます。初動期（災害発生後1日～3日）、混乱継続期・復旧期（4日～14日）及び復興期（15日～）のそれぞれにおける課題等は次のとおりです。

(1) 初動期（1日～3日）

- ア 学校施設使用等についての調整
- イ 施設の安全点検及び安全対策
 - (ア) 施設の安全点検のため、速やかに震後診断を行います。
 - (イ) 避難所の建物の被害状況について、災害対策本部へ報告します。
 - (ウ) 余震による二次災害防止のために、落下物、転倒物、損害箇所の点検等の安全対策を行います。

総則編
 第1編 地震・津波災害対策
 第2編 風水害対策
 計画編
 第3編 その他の災害対策
 第4編 復旧・復興対策

- (エ) 大規模火災が付近に延焼した場合、災害対策本部と調整のうえ、他の避難所等に誘導します。
- ウ 傷病者、要配慮者等の把握と対応
- (ア) 傷病者等の救護を行い、水・毛布等の備蓄品を優先的に配布します。
- (イ) 可能な場合、できるだけ環境条件の良い別室に收容します。
- (ウ) 医療機関及び社会福祉施設への移送も検討します。
- (エ) 医師、保健師等と連携し、避難者の健康状態の把握や衛生状態の把握に努めます。
- エ 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告
- (ア) 避難者名簿は、避難者の生活支援の基礎資料となるため、できるだけ早く作成します。
- (イ) 避難者名簿の作成及び取扱については、個人情報に配慮します。
- オ 被災者、自主防災組織、学校長及び教職員、ボランティア等への協力要請
- 余震に備え、屋内での火気の使用を制限します。
- カ 避難所避難者、在宅避難者等への給食、給水、物資配給等の実施
- (ア) 防災倉庫内から至急必要な物品を搬出し、配布します。
- (イ) 不足物品の品目・数量を調査し、災害対策本部へ不足物品の配送を要請します。
- (ウ) 給食、物資等の品目及び配給にあたっては、高齢者、障害者、子ども、女性等に配慮し実施します。
- キ 仮設トイレの設置等必要な措置を災害対策本部へ要請
- (ア) 仮設トイレを組み立てます。(水洗トイレが使用できる場合は、雑用水を確保して使用します。原則として男女別とし、女性が安全に利用できるよう設置場所に配慮します。)
- (イ) 夜間対策として、発電機・投光機をセットします。
- ク 安否確認等への対応
- ケ 災害対策本部等からの情報収集
- (ア) 携帯電話、防災行政用無線により、災害対策本部との連絡を密にし、情報を収集します。
- (イ) ラジオ報道等により情報を収集します。
- コ 避難者への災害関連情報の伝達
- (ア) 校内放送又は携帯拡声器を準備し、これらの活用により、デマ情報等を打ち消し、正確な状況を伝えます。
- (イ) 避難者が正確な情報を把握できるよう、ラジオ等の受信機を配置します。
- (ウ) 災害対策が開始されていることを伝えます。
- (エ) 火災・救助状況を伝え、概要を掲示します。
- (オ) 道路・交通状況(道路崩壊、落橋、がけ崩れ、交通渋滞又は区域)、他都市の状況、災害の規模を伝えます。
- (カ) 外国人に正確な情報が的確に伝わるよう、災害時通訳ボランティアや通訳ボードの活用等、多言語化に配慮します。
- サ 派遣された自衛隊等との調整

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総 則 編	第1編 地震・津波災害対策	計 画 編	第2編 風水害対策	
				第3編 その他の災害対策

(2) 混乱継続期及び復旧期（4日～14日）

ア 避難者数の把握と避難者名簿の作成及び報告

避難者の出入り等の動向を随時、把握していきます。

イ 避難施設管理者、自主防災組織、学校長及び教職員、ボランティア等との避難施設運営
共同体の組織化と運営

ウ 避難者、自主防災組織、学校長及び教職員、ボランティア等の各役割分担の取り決め（給食、給水、物資等の配給、介護、施設の清掃等）

エ 傷病者、要配慮者等の把握と処置

傷病者・要支援者等の状況把握に努めるとともに、状況に応じ、医療機関及び社会福祉施設へ移送します。

オ 安否確認等への対応

カ 市の応急対策の状況、医療及び生活関連情報、安否情報等を周知するための情報板等の設置

キ 避難所被災者、在宅被災者等への給食、給水、物資配給等の実施

(ア) 備蓄品を公平に配布します。

(イ) 支援物品を受取り、公平に配分します。

(ウ) 給食人員の取りまとめ（避難所人員と在宅要給食人員の把握）と災害対策本部への連絡

ク 避難所管理者との施設使用について再協議（避難施設と学校教育の場の調整等）

ケ 施設内でのプライバシーの保護及び女性への配慮

(ア) 間仕切り等を設置します。

(イ) 着替えや授乳できる場所を確保します。

(ウ) 外から見えない女性下着等の洗濯物干し場を設置します。

(エ) 女性や子どもに防犯ブザーやホイッスルを配布し、安全に配慮します。

(オ) 避難者や女性ボランティアの安全を確保するため、警察等関係機関における警備強化と併せて自警組織による見回りを実施します。

コ 女性への注意喚起

女性避難者や女性ボランティアが性犯罪等に巻き込まれないように、安全への注意喚起を実施します。

(3) 復興期（15日～〔中・長期化への対応〕）

ア 避難施設運営共同組織による運営

イ 避難者数の把握と避難者名簿の点検及び報告

避難者の出入り等の動向を随時把握していきます。

ウ 避難施設入所者の健康管理及び栄養指導についての協議

エ 医師、保健師等による健康相談の実施

体調や持病の悪化、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群等）、インフルエンザ等の感染症等による震災関連死の軽減を図ります。

また、必要に応じて、保健福祉事務所と連携し、管理栄養士又は栄養士による巡回栄養相談等を実施します。

オ 安否確認等についての対応

カ 臨時相談窓口開設に対する協力

- (ア) 緊急を要する事項の対応を行います。
- (イ) 安否情報の問い合わせ応答を行います。
- (ウ) 報道機関に対する広報又は規制を行います。

キ 自主防災組織、避難者への協力依頼

自主防災組織、避難者に協力を依頼し、自炊を主とした避難生活への移行を検討します。

ク 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のため、国、県の協力のもと、公営住宅や民間賃貸住宅等の空室情報を把握するほか、応急仮設住宅の建設候補地をリストアップします。

3 共生社会の視点に配慮した生活環境の確保

市は、性別、年齢、障害の有無、文化等の違いに関係なく、多様な人々が安心して過ごせる共生社会の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう努めます。

また、市は、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考に、女性用トイレの確保や設置場所の工夫、授乳や着替え（更衣室）のスペースの確保等、避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取組の実施に努めます。

4 ペット・動物の保護収容

- (1) 避難所でのペットの受入れは、各避難所運営委員会で決定した方針に基づいて実施します。各避難所での対応できなくなった場合、市は、湘南獣医師会等へ応援依頼します。
- (2) 被災により放浪するペット・動物について、市民から通報を受けた場合は、市は、県動物愛護センターに連絡し、保護収容を依頼します。

また、保護したペット・動物については、飼い主への情報提供の観点から、避難所と連絡調整します。

5 避難所外の避難

過去の全国の災害の事例において、避難所外の自動車やテント等へ避難する場合や親戚等を頼って遠方へ避難する被災者も多く発生したことから、市は、国、県の動向を踏まえ、避難所外の避難のあり方について検討します。

6 避難所外避難者等への対応

避難所外の避難者の発生を想定し、市は次のような支援に努めます。

避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する被災者、また、親戚等を頼って市外へ避難する被災者が多く発生することが想定されるため、市は次のような支援に努めます。

(1) 避難所外避難者の把握及び支援

市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所以外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努めるとともに、食料・物資等の提供、情報の提供等必要な支援に努めます。

(2) 健康対策

避難所外避難者は、自動車等の狭い空間での運動不足やトイレに行く回数を減らすために水分摂取を控えること等から、静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を引き起こ

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

しやすくなるため、市は、注意喚起と予防方法を避難者に呼びかけます。

(3) 市外避難者への対応

市は、市外へ避難した市民の安否を把握するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡をするよう、市ホームページや報道機関等を通じて呼びかけます。

また、市民や自主防災組織の協力を得て、市外避難者に関する情報を収集し、市外へ避難した市民の把握に努めます。

- ◆ 資料3-1：広域避難場所一覧表
- ◆ 資料3-2：被災者収容施設（ミニ防災拠点・避難所）一覧表
- ◆ 資料3-3：津波来襲時の緊急避難建築物・空地等一覧表

第5 帰宅困難者対策

大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者については、特に本市は多くの観光客が訪れることから、次のように対処するものとします。

1 市の対応

(1) 帰宅困難者への必要な情報の提供

市及び関係機関は、帰宅困難者に冷静な行動をとってもらうため、防災行政用無線をはじめ、多様な情報提供手段を活用し、一時滞在施設の開設状況や鉄道等の運行状況、運転再開への見通し、代替輸送の有無、駅周辺の混雑状況等の情報を迅速に収集し、的確に提供します。

(2) 帰宅困難者への支援

ア 避難施設の提供

災害発生により帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、社寺・名所旧跡等に滞留している人に対し、市は、事前に選定した一時滞在施設を提供します。

イ 避難誘導

市は、一時滞在施設を迅速に開設し、次の事項に留意し、帰宅困難者を適切に誘導します。

- (ア) 周辺の土地に不案内な帰宅困難者に的確な行動を促すため、十分な情報提供を行います。
- (イ) 駅構内の滞留旅客については、鉄道事業者が避難誘導を行います。
- (ウ) 駅構外の帰宅困難者の避難誘導については、鉄道事業者、警察、自治会、町内会、商店会等と連携・協力して行います。
- (エ) 帰宅困難者の一時滞在施設への搬送については、状況に応じ、バス輸送の活用も含め事業者と連携して対応します。
- (オ) 誘導にあたっては、道路状況等安全の確保に特に留意します。
- (カ) 関係機関と連携し、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生、外国人等の要配慮者に特に配慮します。

ウ 帰宅困難者の把握

市は、避難施設に避難した帰宅困難者数について、警察署、鉄道事業者等と十分連携を

とり、把握します。

エ 避難施設における措置

市は、避難施設において次の措置をとります。

- (ア) 災害対策本部と避難施設との連絡体制の確保
 - (イ) 要配慮者等に対する救護措置
 - (ウ) 飲料水等の供給体制の確保、備蓄・支援物資の配布等
 - (エ) 交通機関の運行状況の把握及び周知
 - (オ) 帰宅困難者に対する各種の情報提供
 - (カ) その他必要な措置
- (3) 県への報告

災害対策本部は、帰宅困難者の避難状況について、県災害対策本部へ報告するとともに、必要に応じて、県へ協力要請します。

2 企業・事業所等の対応

- (1) 市は、企業・事業所等に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請するとともに、災害関連情報や徒歩帰宅支援等に関する情報提供に努めます。
- (2) 市は、帰宅困難者が帰宅するにあたっては、企業・事業所等と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援します。
- (3) 企業・事業所等は、公共交通機関の運行情報等から安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内又は他の安全な場所で従業員等を待機させるよう努めます。
- (4) 企業・事業所等は、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認次第、従業員等の帰宅を開始します。

3 観光客等滞在者の域外移送

市は、交通機関の途絶により、多くの観光客等の滞在者が帰宅手段を失った場合、市の一時滞在施設に収容しますが、交通機関の復旧の見通しが無い場合は、観光客等滞在者を交通機関が途絶していない他の地域へ移送し、そこから帰宅するよう対策を図ります。

(1) 移送手段

市は、観光客等滞在者を域外移送するため、腰越漁港から小型船舶による海上自衛隊輸送艦艇や他港への移送を準備します。

(2) 移送先

市は、他の地域の交通事情を調査の上、自衛隊等移送担当機関に依頼し、打合せの上、移送先を決定します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第6 広域避難・広域一時滞在

1 広域避難

市は、大規模災害の発生のおそれがある場合、市単独では市民等の避難場所の確保が困難となり、市外への避難及び避難所等の提供が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への市民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議します。

2 広域一時滞在

(1) 他市町村に対する避難者の受入要請

市長は、大規模地震が発生し、市内の避難所のみでは収容が困難となり、市外への避難及び避難所や応急仮設住宅の提供が必要と判断した場合、県内の他の市町村への市民の受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議します。

要請の方法は、当面、電話等口頭で要請し、後日文書で正式に要請します。要請にあたっては、次の事項を要請先へ伝えます。

- ア 避難者の人員（男女別）・世帯数
- イ おおむねの避難期間
- ウ 障害者や寝たきり老人等の人員（男女別）
- エ 引率責任者の氏名、所属
- オ その他必要事項

市は、後日、他市町村から被災者受入れの申し入れがあった場合、市民へこの情報を公開し、要望する被災者に対し、受入市町村への避難をあっ旋します。

(2) 避難者の移送手段の確保

担当部は、避難者の移送に用いる車両等の確保に努めます。ただし、被害の程度によっては要請市町村に対し、移送手段も併せて要請します。

(3) 対象避難者への周知

市長は、他市町村への避難を決定した場合、速やかに対象避難者へ周知します。周知手段は、緊急時の場合は口頭等により伝達し、避難所の避難者への伝達には、市職員が直接口頭で伝達します。周知にあたっては、おおむね次の事項を説明します。

- ア 避難先の市町村名、避難先
- イ その他必要な事項

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

第8節 生活救援活動

【実施主体】

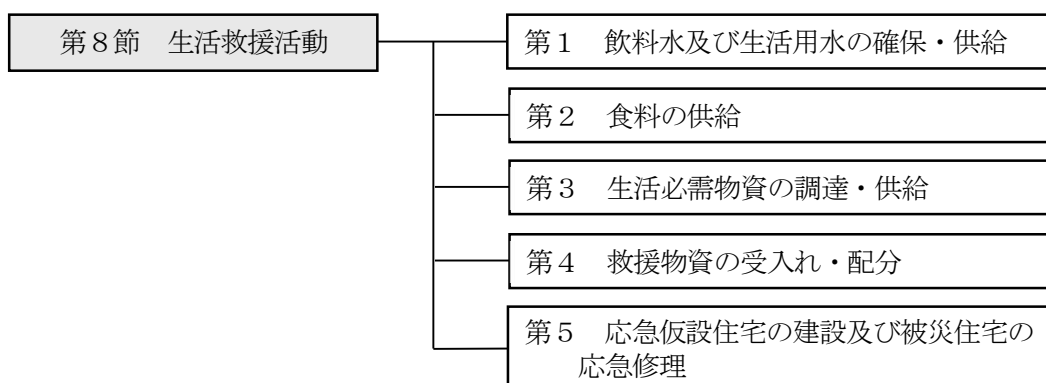
市	本部連絡班、商工班、財政班、公的不動産活用班、健康福祉班、都市整備班
関係機関	協定締結団体、自主防災組織

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

避難所の避難者や在宅避難者等の被災者に対する飲料水、食料、生活必需物資について、備蓄物資の活用、各種協定等による物資の調達、支援物資の活用等により確保し、早期に必要な物資を供給します。

【施策の体系】



第1 飲料水及び生活用水の確保・供給

本市の水道は県営によるものであることから、災害用指定配水池における飲料水の確保については、県営水道が行います。

市は、給水班を組織し、県営水道及び市が確保した飲料水を活用して応急給水を実施します。

また、市による給水が困難な場合は、協定を締結している事業者及び県営水道に協力を要請します。

1 対象者及び給水量

災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が汚染し、又は枯渇するために飲料水が得られない市民等に対して、最低一日に1人3リットルの応急給水を行うものとします。

災害の規模、災害発生からの経過日数等により、応急給水目標基準は次のとおりとします。

表 応急給水目標の目安

地震発生からの日数	給水基準
地震発生～3日	3ℓ/人・日
4日～14日	7ℓ/人・日
14日以降	20ℓ/人・日
復興期	100ℓ/人・日

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

2 飲料水の確保

飲料水は、県営水道が災害用として指定している山ノ内配水池、城廻配水池、七里ガ浜低区配水池のほか、市が設置した飲料水兼用耐震性貯水槽の飲料水、耐震性プール又は井戸の水をろ過したものにより確保します。

3 被災者への給水方法

(1) 応急給水方法

ア 地震発生直後

地震発生直後は、市民等の備蓄飲料水の活用で対応します。

イ 拠点給水

地震発生から数日間程度は、1人1日3リットルの飲料水を供給するため、災害用指定配水池、飲料水兼用耐震性貯水槽、学校、企業等の緊急遮断弁付受水槽、耐震性プール又は井戸の水をろ過した飲料水を避難所等と給水拠点へ運搬し、給水します。

ウ 応援給水

市は、必要に応じて県、自衛隊、民間業者等に応援を要請し、給水活動を実施します。この場合、必要な応援給水の種類（給水車両、ペットボトル、ポンプ等）を明確に伝えます。

エ 給水困難地域、要配慮者利用施設、医療機関への給水

道路途絶地域や要配慮者利用施設への給水は、自主防災組織、自治会・町内会、ボランティア等に協力を要請し、給水拠点からの給水を依頼します。また、医療機関への速やかな給水に配慮します。

(2) 応急給水用車両等資機材

応急給水車両は、原則として、市が保有する車両及び協定を締結している民間協力機関の車両により、応急給水容器等を積載し給水を実施します。

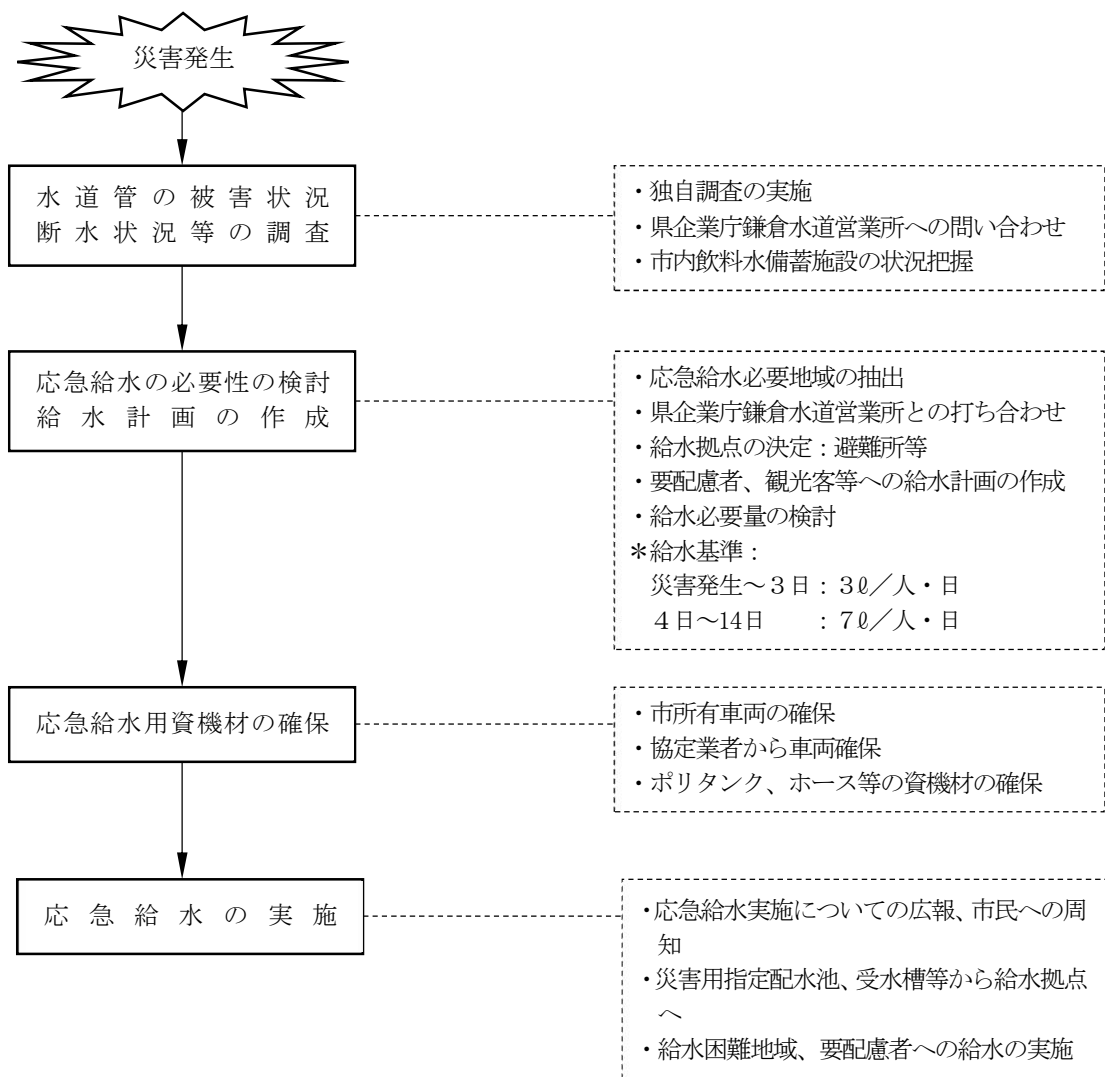
市民側の給水容器は原則として、市民の備蓄によるものを使用し、必要に応じて市備蓄のポリタンク等を配布します。

4 飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

◆ 資料3-4：給水拠点一覧表

図 飲料水供給の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第2 食料の供給

市は、災害の発生に備え、被災者と滞在者のための非常食料として、長期保存可能な食品を避難所等に備蓄しています。

市は、備蓄食料等の活用をはじめ、様々な手段で食料等を確保・調達し、被災者等に供給します。なお、食料の供給にあたっては、食品の温度管理、衛生的な取扱い等の衛生管理に配慮します。

1 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとします。

- (1) 避難所生活者
- (2) 住家が被害を受け、炊事ができない者
- (3) 救助作業に従事する者で給食を行う必要がある者
- (4) 通常の流通機関が一時的に麻痺混乱し、食料供給が受けられない者
- (5) 在宅要配慮者

2 食料の確保

(1) 食料ニーズ及び必要量

確保する食料は、原則的に、握り飯、弁当又はパン、麺類、サバイバルフーズとします。食料の提供に際しては、食物アレルギー、宗教上の制約等に十分配慮することとします。

食料の必要量については、避難所等の施設、災害対応の従事者の食料を担当部局で整理し把握するものとします。

(2) 協定業者を通じた確保

市は、食料供給に関する協定を締結している業者に協力を要請し、避難所等において必要となる食料、飲料水等を確保します。

(3) 県及び他市町村からの食料の調達

市は、市のみで食料を確保することが困難な場合は、県及び他市町村に食料の供給を要請します。

食料・物資集配拠点から避難所等への輸送は民間輸送業者等に要請して行います。

(4) 県を通じた米穀の調達

災害対策本部長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請することができます。ただし、交通・通信の途絶により、県の指示が得られない場合は、直接農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に直接要請します。

県知事は、米穀登録卸売業者等の手持精米で供給が困難な場合には、農林水産省（農産局農産政策部貿易業務課）に政府所有米の放出を要請します。

3 食料の輸送と配布

(1) 食料の輸送

備蓄食料の輸送は、市が準備する車両により実施し、必要に応じて、自主防災組織、ボランティア等に協力を依頼します。

また、指定業者から調達する場合は、市が指示する場所への直送を依頼します。

(2) 食料の配布

ア 避難所での配布

調達した食料は、避難所の管理責任者へ引き渡し、管理責任者や避難所運営担当者を通して避難者へ配布します。

イ 在宅避難者への配布

住居の被害で炊事ができない在宅避難者用の食料は、最寄り避難所へ必要数を引き渡し、そこから配布します。

ただし、当該避難所が被災した地域の在宅避難者は、隣接する避難所から食料の配布を受けます。食料の配布を希望する在宅避難者は、所定の避難所へ登録し、避難者自らが避難所において受け取ることを原則とします。

また、自ら食料を受け取りに来られない在宅の要配慮者避難者へは、自主防災組織、自治会・町内会等のコミュニティや近隣の市民、ボランティア等が配布を支援します。

4 プル型支援とプッシュ型支援

災害時における支援物資の供給体制には、「プル型支援」と「プッシュ型支援」があり、「プッシュ型支援」は、市からの具体的な要請を待たず、国が水や食料等を緊急輸送する支援であり、緊急時を乗り切るための応急措置です。

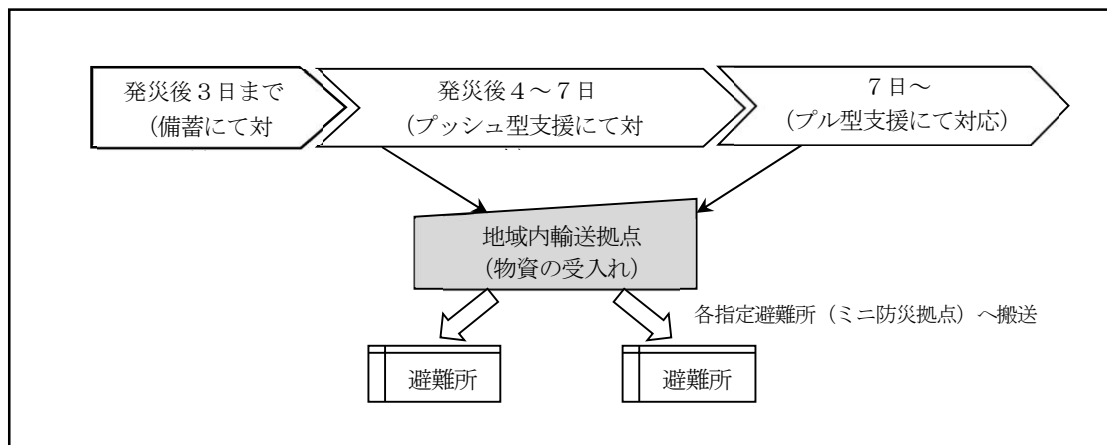
一方、「プル型支援」は、市からの具体的な要望により、当該物資を調達・搬送する方法です。

国が示す物資調達の考え方は、発災後3日までは備蓄、発災後4～7日（4日間）はプッシュ型支援、それ以降はプル型支援にて対応としています。

市は、こうした考え方を踏まえ、地域内輸送拠点の開設やプッシュ型支援及びプル型支援による物資の受入れ・管理、各避難所への搬送等における役割分担等、具体的な行動をあらかじめ想定し、対応するよう努めます。

また、「プッシュ型」の支援の継続が被災地における物資の滞留を招かないよう、配送・供給状況を踏まえた「プル型」支援への適時・円滑な切替えができるよう努めます。

図 プッシュ型支援とプル型支援による物資の受入れ・搬送イメージ図



◆ 資料4-3：防災備蓄食料一覧表

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

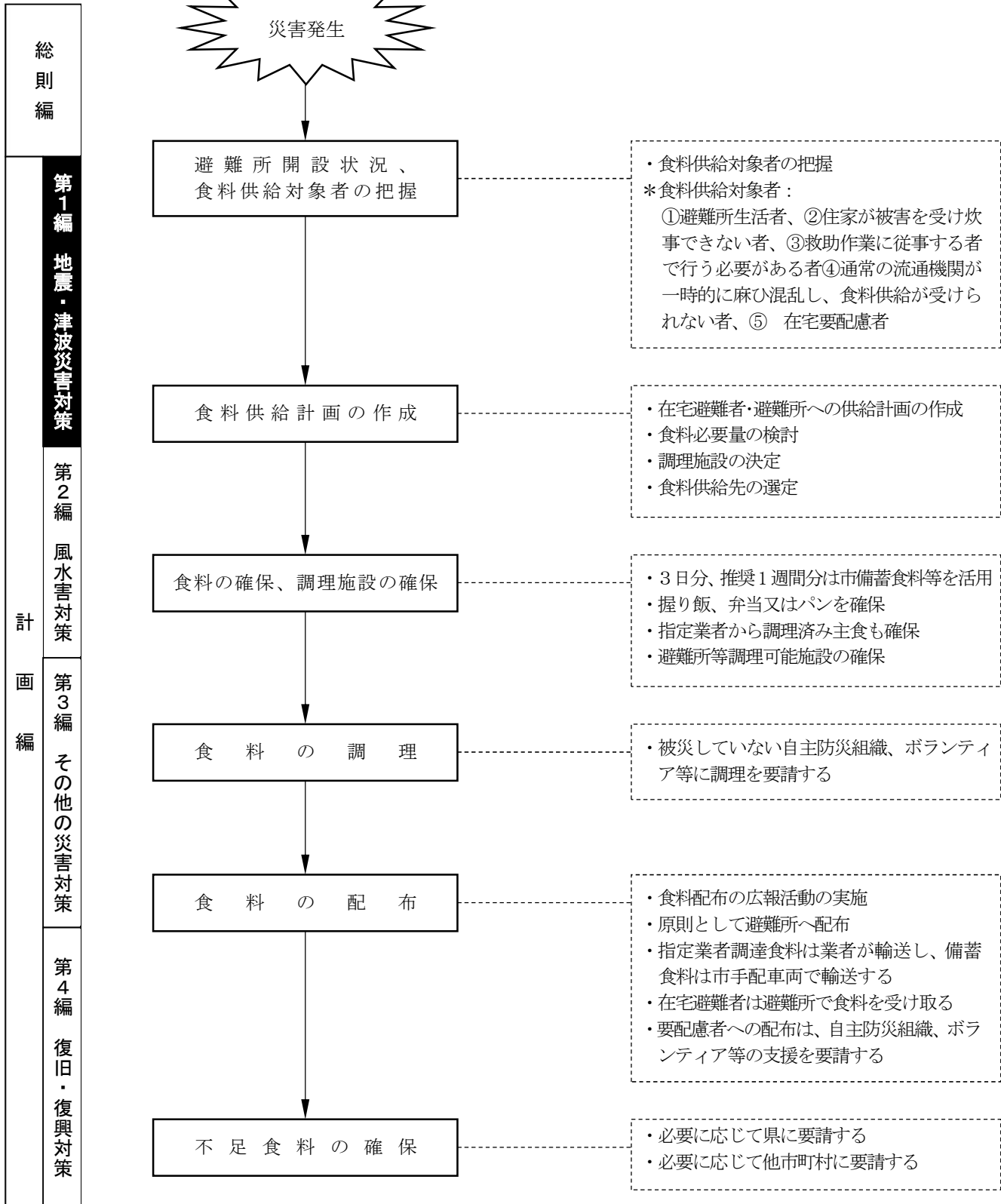
第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

図 食料供給の手順



第3 生活必需物資の調達・供給

市は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需物資等を調達し供給します。

1 生活必需物資の確保

(1) 生活必需物資供給の対象者

生活必需物資供給の対象者は、次のとおりとします。

ア 避難所生活者

イ 住家が被害を受け、日常生活を営むことが困難な者

(2) 確保する物資の種類

確保する生活必需物資の範囲は、次のとおりとします。

ア 寝具類：寝具、敷物

イ 衣料：下着

ウ 炊き出し器具：鍋、釜、包丁、食器セット等

エ 日用品雑貨：おむつ類、ほ乳瓶、生理用品、タオル、トイレットペーパー

オ 光熱器具・設備：照明設備・器具、暖房設備

カ その他：仮設トイレ

(3) 生活必需物資の調達先

ア 市は、備蓄生活必需物資を活用するとともに、事前に協定を締結した指定業者や広域応援協定等により生活必需物資を調達します。

イ 必要な生活必需物資の調達が困難な場合は、県に対して支援要請します。

2 生活必需物資の輸送

生活必需物資の輸送は、市が準備する車両により実施します。

また、指定業者から調達する場合は、市に指示された場所（原則、避難所）への直送を依頼します。

3 生活必需物資の配布

(1) 避難所での配布

調達した物資は、各避難所の管理責任者へ引き渡し、管理責任者を通して避難者へ配布します。

(2) 在宅避難者への配布

在宅避難者用の物資は、最寄りの避難所へ必要数を引き渡します。

ただし、当該避難所が被災した地域の在宅避難者は、隣接する避難所へ登録し、この避難所から配布を受けます。

また、自ら受け取りに来られない要配慮者等の在宅避難者へは、自主防災組織や自治会・町内会等、近隣の市民、ボランティア等が配布を支援します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

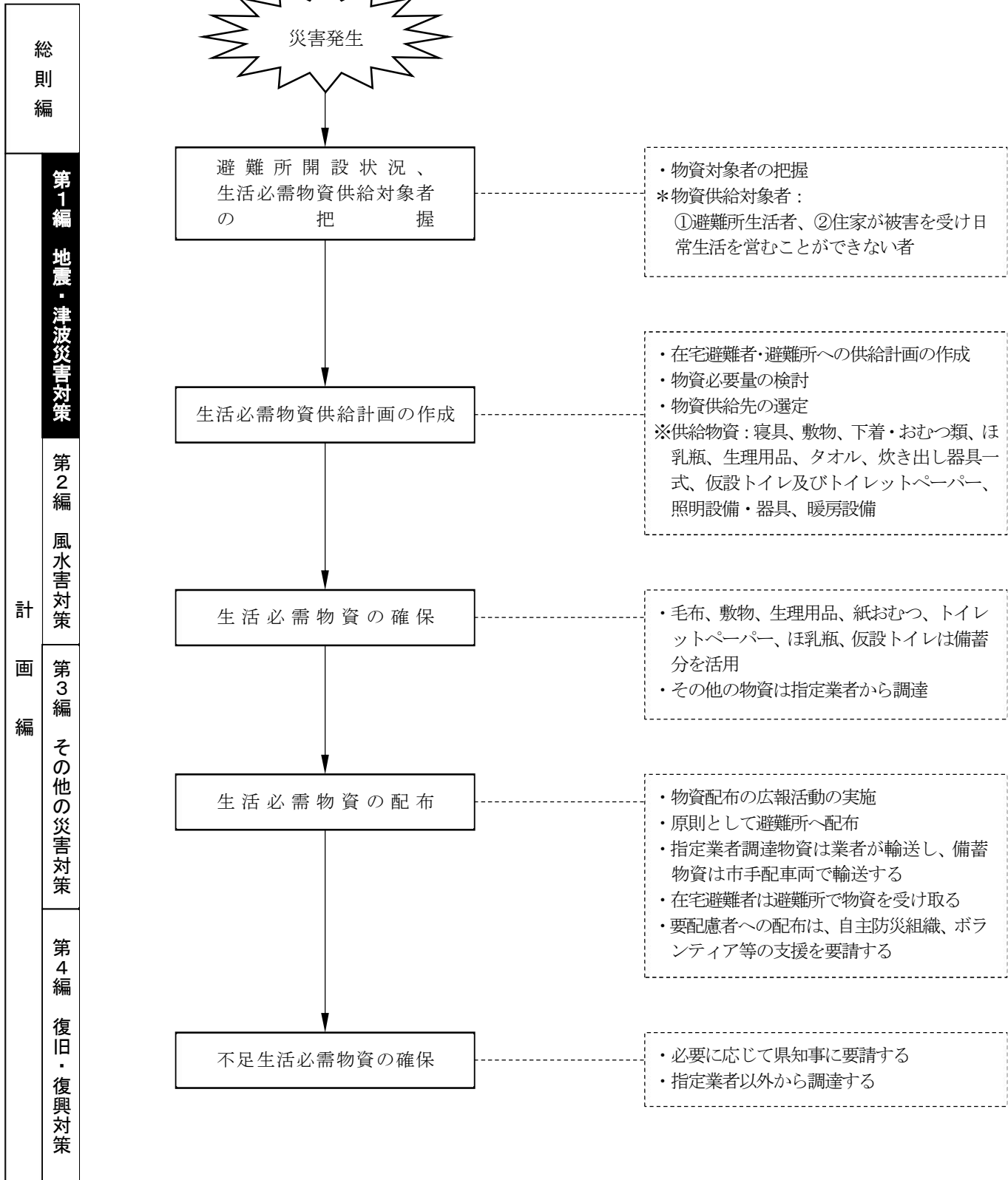
計

画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

図 生活必需物資供給の手順



第4 救援物資の受入れ・配分

他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受入れは、次の方法で実施します。

1 受入手段

救援物資は、地域内輸送拠点で受け入れます。また、県が物資受入港として指定する湘南港からの物資、又は市の腰越漁港からの小型船舶による物資は、車両等を使用して地域内輸送拠点へ輸送します。

なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨時離着陸場において行います。

2 受入方法

市は、地域内輸送拠点で受付けた救援物資の仕分け等の業務を行います。

なお、個人からの小口救援物資については原則受け入れないものとし、義援金による支援を呼びかけるものとします。

- (1) 救援物資は依頼項目に限定し、可能な限り義援金による支援に替えます。
- (2) 荷物には、物資の内訳、数量等の必要事項を明記します。
- (3) 腐敗しやすい生鮮食料品は受け付けられないものとします。

3 仕分け等

- (1) 市は、被害規模等の状況に応じて、地域内輸送拠点に物資受付員、連絡員及び仕分員を配置します。
- (2) 市は、被害状況や世帯構成状況に応じた物資供給計画を作成のうえ、必要物資名及び数量を定め、迅速かつ正確に活動を実施します。

なお、物資の受渡しについては、管理簿により需給状況を把握し、災害対策本部に報告します。

- (3) 物資の仕分け、搬送にはボランティア等を活用します。

4 物資の輸送及び配分

- (1) 市は、車両等を使用し、受け入れた救援物資を避難所等へ輸送します。
- (2) 救援物資は、避難所の要望に応じて配分します。

第5 応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理

災害により住宅を失った被災者に対する応急仮設住宅の建設、賃貸型応急仮設住宅の供給及び被災した住宅の応急修理を次の計画により実施します。

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関

災害救助法が適用された場合、建築型応急仮設住宅、賃貸型応急仮設住宅及び応急修理は、同法に基づき県知事が実施します。市は入居者管理等の窓口業務等を実施します。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 入居対象及び募集

応急仮設住宅への入居は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であつ

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

て、自らの資力では住宅を確保することができない者のうちから、選考し入居させます。

ただし、供給戸数に対し入居対象者が上回る場合、高齢者世帯や心身障害者世帯等の要配慮者世帯を最優先に入居させるとともに、コミュニティにも配慮しながら入居を進めます。

なお、市は、応急仮設住宅への入居者の募集については、県の協力のもとに行います。

イ 供与期間

(ア) 建設型応急仮設住宅

住宅の供与期間は、原則、建築基準法第85条第4項（仮設建築物に対する制限の緩和）により、許可を受けた期間（最高2年以内）とします。

(イ) 賃貸型応急仮設住宅

住宅の供与期間は、原則、賃貸借契約日から2年間（応急修理を利用する場合は6か月）とします。

ウ 応急仮設住宅の運営管理

各応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

(3) 市営住宅等の空室の活用

市は、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、被災者の一時入居のため、市営住宅の空室を積極的に活用します。

2 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理が受けられる者

被災住宅の応急修理の対象は、次のとおりとします。

- ア 災害によって住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力では応急修理できない者

(2) 応急修理の範囲

応急修理の範囲は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理に限ります。

(3) 応急修理の実施

市は、県と連携して、被災住宅の応急修理をできる限り早期に対応できるよう協議を進め、応急修理を実施します。

3 協力要請

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、協定締結先等の協力を求めます。

第9節 保健衛生、防疫、遺体対策等

【実施主体】

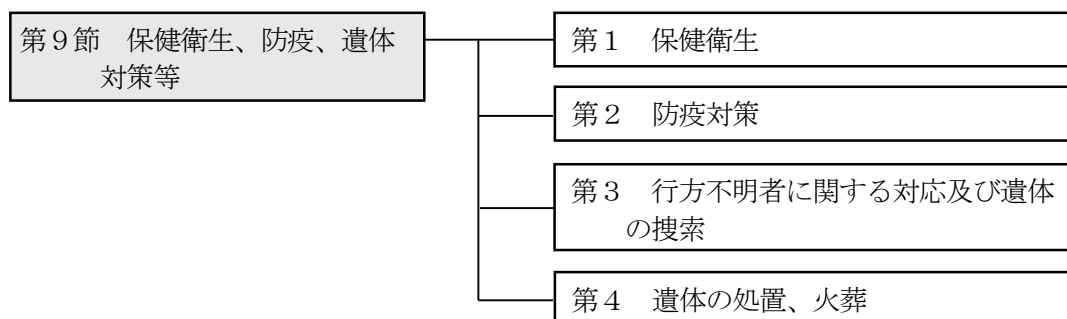
市	秘書広報班、市民健康班、健康福祉班、美化衛生班、清掃班、鎌倉班、大船班
関係機関	鎌倉保健福祉事務所、自衛隊、鎌倉警察署、大船警察署、神奈川県歯科医師会

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮します。また、行方不明者の搜索、死亡者の処置等について定めます。

【施策の体系】



第1 保健衛生

1 衛生状態の確保

- (1) 市は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調をきたさないよう常に良好な衛生状態を保つように努めます。
- (2) 市は、避難所の生活環境を確保するため、避難施設のトイレが使用できない場合は、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。

2 入浴機会の確保対策

- (1) 一般公衆浴場の再開支援
市は、入浴可能な公衆浴場の支援、把握を行い、広報等で市民に情報提供します。
- (2) 仮設入浴施設等の設置
市は、一般公衆浴場施設だけで不足した場合、避難所等に仮設入浴施設等を設置します。
- (3) 自衛隊による支援
市は、仮設入浴施設を設置する際、自衛隊の野営用風呂施設の支援を要請します。併せて、設置のためのスペース等を整備します。

3 こころのケア

市は、災害による児童、高齢者等をはじめとした被災者の急性ストレス障害やPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の「こころの傷」をケアするために、精神科医や精神保健福祉士等の協力を得て、必要な措置を講じます。

また、市は、必要に応じて、県に対し「こころのケアチーム」の派遣を要請します。

なお、市は、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

第2 防疫対策

市は、災害時における感染症等の発生及び流行の防止を図るため、次の計画により迅速、的確に防疫対策を実施します。

1 防疫措置

被災地等における防疫対策は、市が実施します。ただし、災害の状況により、市だけでは実施不可能と判断した場合には、県に対して応援を要請します。

(1) 実施方法

市は、被災地域又は避難所の状況に応じて防疫活動を実施するとともに、被災者に自己防疫を指導します。

ア 清浄化

(ア) 市は、清浄化の実施にあたっては、管内における道路溝きよ、公園等公共の場所を中心に行います。

(イ) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、市は、的確な指導又は指示を行います。

イ 消毒

(ア) 市は、消毒の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行います。

(イ) 消毒の実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い、利用・保管に適した場所に配置します。

(ウ) 市は、津波等で浸水した家屋の消毒方法や衛生的な手洗い等、感染症対策の必要性について、市民及びボランティア等に対し周知を徹底します。

ウ ねずみ族、昆虫の駆除

(ア) ねずみ族、昆虫の駆除については、県の指示により、法令の定めるところにより実施します。

(イ) 市は、ねずみ族、昆虫の駆除の実施にあたっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図ります。

(2) 防疫薬剤の備蓄

災害における防疫対策の万全を期するため、防疫薬剤の備蓄を行うとともに、不足する場合は、県に防疫用薬剤及び資機材の応援を要請します。

2 感染症対策

(1) 感染症患者の治療

県は、感染症患者が発生した場合には、感染症法に基づき、当該患者に対して感染症指

定医療機関において治療するよう勧告するとともに、感染症発生場所及びその周辺地区等の消毒を実施するよう市に指示します。

(2) 感染症発生状況及び防疫活動の周知

感染症が発生した場合、市は、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施します。

(3) 予防接種の実施

市は、県の指示に従い予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保や接種体制の確立等を迅速に行い、時機を失しないように措置します。

◆ 資料4-8：防疫器材一覧表

第3 行方不明者に関する対応及び遺体の搜索

1 行方不明者に関する相談窓口の設置

市は、相談窓口や相談電話を設置し、警察署と連携を図りながら行方不明者に関する問い合わせに対応します。

また、地震災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者については、遺体捜査の対象とします。

2 行方不明者搜索

災害時における行方不明者の搜索は、関係機関の協力を得て県警察が行います。

3 遺体の搜索

市は、地震発生時に死亡していると推定される行方不明者については、機を失せず人員及び搜索機器を確保し搜索にあたります。

4 搜索の期間

遺体の搜索を行う期間は、原則、地震発生の日から10日間以内とします。

5 期間の延長（特別基準）

災害救助法の適用下で11日目以降も遺体の搜索を行う必要がある場合は、搜索期間内（10日以内）に次の事項を明らかにし、県知事へ申請します。

- (1) 延長期間
- (2) 期間の延長を必要とする地域
- (3) 期間の延長をする理由
- (4) その他期間の延長をすることによって搜索される遺体の数等

6 遺体を発見した場合の措置

遺体搜索中に遺体を発見した者は、直ちに所轄の警察署又は消防署へ連絡します。

7 経費の負担

遺体の搜索のために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は県が負担し、その他の場合は、市が負担します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

第4 遺体の処置、火葬

災害時における遺体の収容、埋火葬は、関係機関の協力を得て市が行います。

1 遺体の取扱

(1) 遺体の発見、通報

ア 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに警察署にその旨を通報します。

イ 市及び警察署は、災害現場から遺体を発見した者が、直ちに所轄警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底します。

ウ 市は、検視等を経ずに埋・火葬することを防ぐために、死亡者を取り扱った者は必ず警察署に通報し、検視等を受けさせることを徹底します。

(2) 遺体の収容・受入れ

ア 市は、施設の応急危険度判定に基づき、警察署と協議し、関係機関の協力を得て、迅速かつ適切に遺体収容施設を選定し、開設します。遺体収容施設の開設においては、事前に定められた選定候補施設の他、公共施設の中からも選定し開設します。

イ 収容施設開設後、遺体収容の受付を行います。その際、遺体を搬送した者の氏名、住所、遺体を発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し、確実に警察署が行う遺体の検視等業務へと引継ぎを行います。

(3) 遺体の検視等

遺体の検視等は、警察署が行います。

(4) 医師による遺体の検案

ア 医師による遺体の検案は、警察協力医、県医療救護班又は応援協力により出動した医師等が行います。

イ 医師による遺体の検案後、市は、必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を医師等の指導・協力のもと行います。

(5) 身元確認

ア 市は、警察署とともに、自治会・町内会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

また、身元不明者については、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管します。

イ 市は、身元不明者の身元確認のため、神奈川県歯科医師会への協力を要請し、また、警察署は、神奈川警察署協力歯科医師等への協力を要請します。

ウ 市は、医師による検案の終了した遺体について、「遺体処理票」及び「火・埋葬台帳」を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付します。

(6) 遺体の引渡し

ア 市は、警察署と協力して、遺体の検視等や医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引渡します。遺族等が不明である遺体については、氏名等を掲示し遺族等の早期発見に努めます。

イ 市は、遺体の検視等や医師による検案が終了し、身元の確認ができない遺体については関係書類を作成し、遺体とともに災害発生から一定期間、遺体安置場所に保管します。

ウ 市は、遺族等の引取り者がいない遺体や災害発生から一定期間安置した身元不明の遺体について、通常の火葬処理の手続きを行い、火葬した後、焼骨を仮収蔵します。

エ 遺族が未成年の場合、市は戸籍等から親族等を調査し、親族等と連絡を取り、遺体を引き渡します。親族等が見つからない場合は、市が遺体の火葬、焼骨、埋葬等の手続きを行います。

2 資器材の調達等

市は、警察署、県、他市町村等と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して、生花等についても配慮します。

3 広報

市は、遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報にあたっては、警察署等関係機関と協議のうえ、統一的に行います。

4 広域相互火葬応援体制

県は、県下の火葬場設置市町村間等における相互火葬応援体制の確立を支援し、更に、近隣都県との広域的な相互火葬応援体制の確立を図ります。

また、公衆衛生上の危害発生を防止するため、県内の応急医療救護活動と連携しつつ、遺体の収容、遺体保存、遺体搬送手段の確保等に係る葬祭業者との協力体制の検討等を行い、円滑な火葬業務等の遂行を支援します。

◆ 資料3-5：遺体収容施設一覧表

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第10節 要配慮者等支援対策

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

【実施主体】

市	本部連絡班、秘書広報班、地域班、調査班、市民健康班、健康福祉班、都市整備班
関係機関	市社会福祉協議会、鎌倉保健福祉事務所、社会福祉施設、自主防災組織、民生委員児童委員

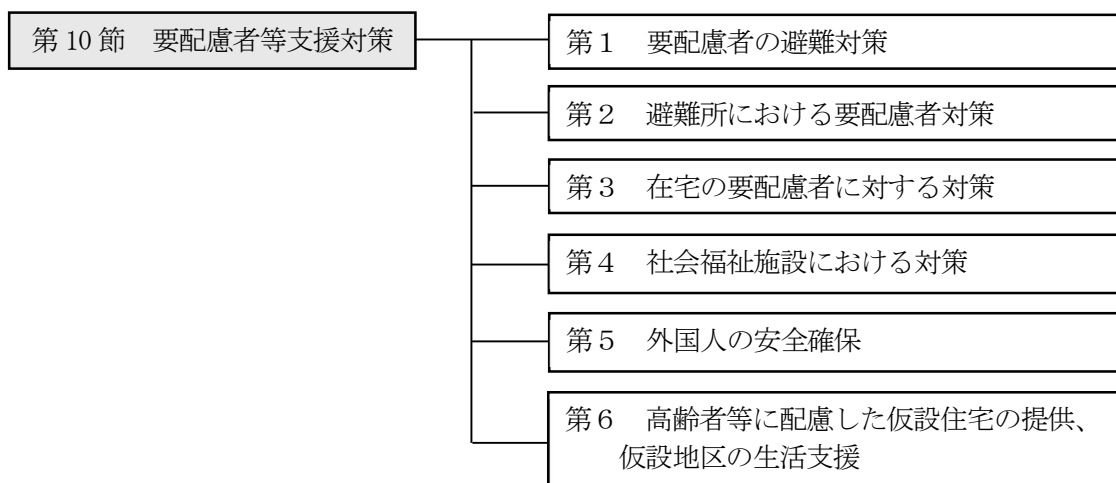
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

地震災害時において、要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難等が困難な状況にあります。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民の協力を得て、迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講じます。

【施策の体系】



第1 要配慮者の避難対策

1 避難状況等の確認

(1) 避難誘導

災害時における一人暮らし高齢者、障害者等の要配慮者は、平常時から地域と行政が連携しながら実態把握に努め、避難誘導する場合は、近隣住民の協力により、各地域の避難所に収容します。

また、平常時から地域と行政が連携しながら実態把握に努めます。

避難行動要支援者の誘導については、避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）が作成されている場合は当該計画に基づき、避難誘導を行います。

また、要配慮者利用施設においては、避難確保計画に基づき、避難誘導を行います。

(2) 避難状況連絡

避難所へ避難した要配慮者等は、民生委員児童委員等を通じて、直ちに市に避難状況を連絡します。

(3) 安否確認

ア 市は、避難行動要支援者名簿等により、要支援者の避難状況を確認します。

イ 災害対策本部は、地域で安否や所在が確認できない要配慮者については、直ちに消防本部及び警察署に通報します。

(4) 要配慮者への情報伝達

市は、避難所に避難した要配慮者に対して、ハンドマイク、拡大複写機、ファクシミリ等の情報機器を活用するとともに、コミュニケーション支援が必要な要配慮者に対し、プラカードやホワイトボード、コミュニケーションボード等を活用し、確実に情報を伝達します。

また、必要に応じて手話通訳者等を派遣します。

2 福祉避難所への移送

市は、避難所に避難した要配慮者の障害の程度や体力、病状等により、避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所又は適切な施設への移送を検討します。

(1) 受入先の確保及び移送の実施

社会福祉施設等の長は、災害対策本部と緊密な連絡をとり、福祉避難所を開設します。

また、社会福祉施設等の長は、施設利用者を避難又は移送するときに、施設の車両、機材だけで実施することが困難であると判断したとき、災害対策本部に車両等を要請します。

(2) 福祉避難所での生活支援

ア 福祉避難所においては、市社会福祉協議会の協力のもとに、ボランティア等を配置するとともに、要配慮者の生活支援のために、ケースワーカー、ホームヘルパー等を必要に応じ派遣します。

なお、メンタルケア、入浴サービス等の専門的な支援については、鎌倉保健福祉事務所及び市内の民間社会福祉施設に協力を働きかけます。

イ 要配慮者に対する救援物資の配布については、市社会福祉協議会が派遣するボランティア等の協力により実施します。

(3) 常時介護を必要とする要配慮者の対応

ア 重度障害者や寝たきり高齢者等の常時介護を必要とする要配慮者や福祉関連施設に収容が困難になった要配慮者については、要配慮者緊急受入協定を締結している特別養護老人ホーム等の協力により収容します。この場合、市は、当該施設に対し必要な支援を行います。

イ 特別養護老人ホーム等の施設が収容能力を超えた場合、又は対応が困難な要配慮者については、県知事に対し、必要な措置を要請します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第2 避難所における要配慮者対策

1 要配慮者等の健康管理

- (1) 環境変化等から生じる避難市民等の健康不安又は体調変化を早期発見するため、市は、高齢者や障害者の健康状態、日常生活動作（ADL）等を調査します。
- (2) 市は、鎌倉保健福祉事務所等と連携して、医師、保健師、栄養士等による健康相談等を行い、必要に応じて医療機関へ移送します。
また、必要に応じて、管理栄養士又は栄養士による栄養相談等を実施します。

2 避難所の良好な生活環境の整備

市は、次の避難所の安全確保対策を講じます。

- (1) 高齢者や障害者、傷病者等は、避難所運営委員会との協議のうえ、できるだけ環境条件の良い場所へ避難させるように配慮します。
- (2) 視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮します。
- (3) 避難所の施設・設備については、バリアフリー化に努めます。
- (4) 感覚過敏な障害者の集団生活のストレスに対応するため、避難所内にパーティション等で区切ったスペースを設けたり、避難所に近接した避難場所を用意したりするなど、クールダウンできる場所の確保に努めます。

3 緊急援護の実施

避難所での生活が困難で、援護を必要とする要配慮者、又は被災により在宅で十分に介護できない要配慮者については、病院、特別養護老人ホーム、障害者福祉施設等への緊急入院・緊急一時入所を実施します。

第3 在宅の要配慮者に対する対策

1 要配慮者の状況把握

市は、民生委員児童委員、自主防災組織、自治会・町内会等の協力を得て、災害発生後2～3日目を目途に、在宅の独居高齢者や虚弱高齢者、寝たきり、障害者、乳幼児等の状況を把握します。

2 巡回相談の実施

担当部は、避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉のニーズの把握に努めます。

3 適切な保健・福祉サービスの提供

市は、被災した要配慮者の在宅生活を支援するため、民間の介護サービス事業所と連携し、保健福祉サービスを遅滞なく再開するよう働きかけます。

また、在宅保健福祉サービスの実施が困難な場合については、県に対し、必要な措置を要請します。

- (1) ホームヘルプサービス

震災後の生活を立て直し、在宅生活を維持する条件を整えるため、必要な頻度でホームヘルパーを派遣します。

- (2) 入浴サービスの実施
入浴の困難な在宅のねたきり老人等に、入浴サービスを実施します。
- (3) 介護・看護方法の訪問指導
要配慮者の介護、看護を随時指導し、必要な医療ケアの確保に努めます。
- (4) 救援物資等の配布
地域住民等の協力により、救援物資等を配布します。
- (5) ガイドヘルパーの派遣
外出の困難な重度の身体障害者に対して、ガイドヘルパーを派遣します。
- (6) ボランティアによる援助
災害ボランティアセンターと協力して、ボランティアによる在宅福祉サービスを提供します。

第4 社会福祉施設における対策

1 施設被災時の安全確認及び避難等

- (1) 施設が被災した場合、施設管理者は、施設の防災マニュアル等に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努めます。
- (2) 入所者等が被災したときは、施設職員又は近隣の市民や自主防災組織の協力を得て応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請します。
- (3) 施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行います。
- (4) 夜間、休日等で施設職員が少数のときは、地域住民や自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努めます。

2 被災報告等

- (1) 施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市、県等に報告し、必要な措置を要請します。
- (2) 市は、施設のライフラインに機能障害が発生した場合や生活物資が不足した場合は、優先的に対応するものとします。

3 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能となったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講じます。

第5 外国人の安全確保

1 安否確認等

市は、災害発生後、外国人の安否確認を行い、県へ報告します。
また、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営にあたって、通訳ボランティアの協力を得るなど、外国人が孤立しないよう十分に配慮します。

2 避難誘導

市は、外国人の避難誘導については、自主防災組織やボランティア団体等に協力を要請し実

施します。

また、可能な限り、外国人は通訳が配置された避難所に移送するなどの配慮を行うものとします。

3 相談窓口の開設

市は、外国人の悩みや生活相談等に対応するため、相談窓口と電話相談サービスを開設します。開設にあたっては、英語等多言語で対応できるよう、語学ボランティアを配置します。

第6 高齢者等に配慮した仮設住宅の提供、仮設地区の生活支援

市は、避難所等での生活が困難と認められる高齢者、障害者等ハンディキャップのある人に対し、生活上の支障がない住宅（地域型仮設住宅）を設置するよう検討します。

高齢者・障害者向け仮設住宅は、特に高齢者や障害者等のハンディキャップのある人の生活上の支障がない住宅とします。

1 高齢者・障害者向け仮設住宅入居者への生活支援

市は、高齢者・障害者向け仮設住宅に生活支援員を配置し、入居者の生活相談や見守り活動、配食サービス等の在宅福祉サービスを提供するなど、入居者の生活を支援します。

2 仮設住宅地区における見守り活動

市は、地域の見守りネットワークを活用し、民生委員児童委員及び社会福祉協議会の協力を得て、仮設住宅地区での要配慮者への見守り活動を推進します。

(1) 生活状況の確認等

市は、要配慮者の仮設住宅への入居状況の把握に努めます。

また、民生委員児童委員の協力を得て、仮設住宅各戸を訪問し、高齢者や障害者の生活状況や生活支援の必要性の把握調査を行います。

(2) 連絡体制の整備

市は、仮設住宅に入居している要配慮者からの通報等に対応するため、緊急時の連絡体制を整備します。

(3) 安否確認活動の推進

市は、仮設住宅地区において、安否確認活動を早期に展開するため、民生委員児童委員等の協力を得て、訪問活動を推進します。

(4) 生活支援の実施

保健師、ホームヘルパー等は、仮設住宅に入居する高齢者や障害者等に対し、生活状況の把握や生活支援のための訪問活動を行います。

(5) 住民相互の助け合い

市は、仮設住宅地区でのコミュニティの育成を図るため、仮設住宅自治会の結成を支援するとともに、必要に応じて「ふれあいセンター（仮称）」等の施設の整備を検討します。

また、入居者同士の声かけ運動の展開等、住民相互による地域見守りを推進します。

第11節 応急教育

【実施主体】

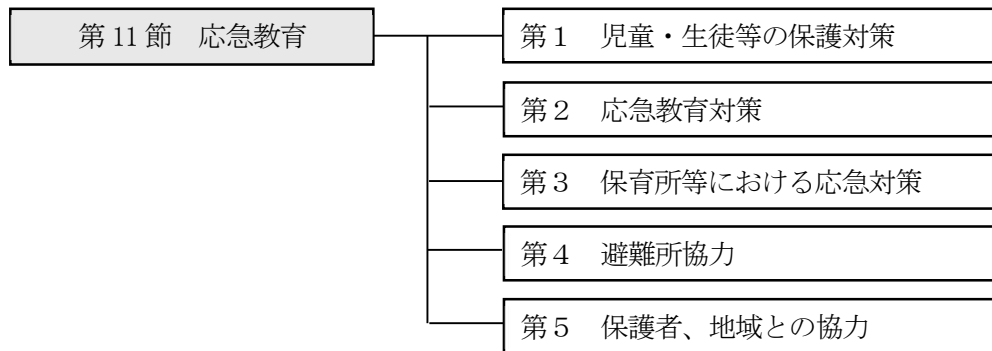
市	教育部（教育総務班、学務班、学校・学習施設）、健康福祉班
関係機関	公立学校、学校法人、保育所等、自主防災組織

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

災害時において、児童・生徒等の安全確保を図るとともに、学校教育及び保育の実施に万全を期すため、教育施設、教職員及び学用品等の早期確保に努め、応急教育の円滑な実施を図ります。

【施策の体系】



第1 児童・生徒等の保護対策

1 実施機関

- (1) 市立小中学校における応急教育は、市教育委員会が実施します。
- (2) 県、私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施します。

2 学校の対応

学校長等は、災害発生時において、避難実施計画に基づき、児童・生徒等の保護に努めます。

- (1) 学校長等は、校内に対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたります。
- (2) 児童は学校において保護者へ引き渡し、生徒は教職員が一定の場所まで引率して集団下校します。特別に配慮を要する生徒については、保護者への引き渡しも行わないものとします。また、保護者の不在、帰宅路の被害等により、帰宅が困難である児童・生徒等については、学校において保護します。
- (3) 児童・生徒等が交通機関を利用して通学している場合は、教職員が引率して下校する、又は学校で保護するなどの対応を行います。
- (4) 津波の被害が予想される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台、校舎等の鉄筋コンクリートの建物等、できるだけ安全な階に児童・生徒等を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、津波・大津波警報発表中は児童・生徒等を安全な場所に待機させます。
- (5) 初期消火、救護・搬出活動の防災活動を実施します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

3 学校長及び教職員の対処

- (1) 学校長及び教職員は、児童・生徒等を安全な場所で待機させたうえ、全体の指示を待ちます。
- (2) 学校長及び教職員は、児童・生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示します。
- (3) 学校長及び教職員は、学級名簿等を携行し、対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させます。
- (4) 支援が必要である児童・生徒については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど、十分配慮します。
- (5) 児童・生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実にを行います。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
- (7) 学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動にあたります。

第2 応急教育対策

1 被害状況の把握等

- (1) 施設設備の被害状況の把握
学校長等は、学校の施設・設備の被災状況を市教育委員会に報告します。
- (2) 児童・生徒等の被害状況の把握
学校長は、児童・生徒の安否を調査し、その所在を把握し、市教育委員会等に報告します。

2 学校施設の応急復旧

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理
学校長は、災害の規模・程度によっては二次災害が起きることも考えられるため、その防止を図ります。
また、早急に学校活動を再開するため、施設・設備の被災状況を確認するとともに、市の実施する応急危険度判定を早急に受けます。
市教育委員会は、被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。
- (2) 仮校舎の設置
市教育委員会は、校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図ります。

3 応急教育の実施

- (1) 応急教育の実施場所
災害により小中学校が被災した場合は、関係機関等の協力を得て諸施設の借用や転用等により、状況に合った応急教育を実施します。

なお、学校の被災の程度に応じ、おおむね次表の基準に基づき、応急教育の実施場所を検討します。

表 応急教育実施の予定場所

災害の程度	応急教育実施の予定場所	左の諸施設が避難収容所となった場合
学校の校舎の一部が災害を受けた場合	特別教室、屋内運動場等	各地区に残存する神社の境内、仏閣等の建物（建物が使用できない場合は、その敷地）の利用を検討します。
学校の校舎等が全部災害を受けた場合	1 隣接学校の校舎 2 学習センター等公共施設	
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 無災害の最寄りの学校 2 学習センター等公共施設 3 応急仮設校舎	

(2) 応急教育の方法

市教育委員会は、正常授業の早期再開に努めます。

ただし、学校又は地域の被災状況等によりやむを得ない場合は、複式学級を編成するほか、二部授業や圧縮授業等を暫定的に行います。

(3) 応援の要請等

ア 市教育委員会は、被災校の応急教育のため、小中学校相互の教職員の応援体制を確立するため、隣接する学校の学校長に応援要請を行います。

イ 市教育委員会は、被災校の応急教育のため、小中学校相互の調整をしてもなお、応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し、教育実施者、教材等応援の要請を行います。

ウ 県、私立学校が被災し、応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し、県、私立学校の正常授業に協力します。

(4) 学用品の支給

学用品の支給は、災害救助法施行令で定める程度の災害が発生し、災害救助法の適用が行われた場合に実施します。

(5) 給食措置

学校施設を避難所として使用した場合、給食施設は、非常炊き出し用施設として利用する可能性があり、学校独自での使用が不可能となるため、児童・生徒の給食は、市民に配給するものと同様のものをもって行います。なお、アレルギー等への対応に配慮します。

(6) 保健衛生

ア 市は、震災により、学校が津波浸水等による被害を受けた場合は、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の確保に努めます。

イ 災害時にも引き続き、調理場に関係者以外の者の出入りを禁止するとともに、調理器具、食器類の加熱又は薬品による消毒を完全に実施し、伝染病や食中毒が発生しないよう衛生管理を徹底します。また、調理場には、最小限の消毒薬を備蓄します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

計

画
編

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

(7) 児童・生徒等のこころのケア

学校長等は、被災後、児童・生徒等のこころのケアに対応するため、学校医、スクールカウンセラー、教育相談機関等との連携を密にし、カウンセリング体制の整備を図るとともに、被災した児童・生徒のこころのケアに努めます。

第3 保育所等における応急対策

1 児童の保護対策

保育所及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）は、「本節 第1 児童・生徒等の保護対策」に準じて、児童の避難、誘導、保護を実施します。

2 被害状況等の把握

災害が発生した場合、保育所等は、施設設備の被害状況、児童の安否、所在等を把握し、市に報告します。

3 応急保育の実施

市は、応急保育の実施にあたって、児童の保護者、養育者等が安心して生活再建のための活動に専念できるよう、援助するとともに、児童の精神的安定を確保します。

(1) 通所の可否による保育の実施

ア 通所可能な児童について

通所可能な児童については、各保育所等において保育します。

イ 通所できない児童について

通所できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努めます。

(2) 保育所等での対応

ア 入所児童以外の受入れについて

入所児童以外の児童については、可能な限り受け入れ、保育するよう検討します。

イ 長期間保育所等が使用できない場合

被災により、長期間保育所等の施設が使用できない場合は、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努めます。

第4 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市等関係機関と十分に連携を図り、円滑な開設・運営に協力します。

1 運営体制

学校は、必要に応じ、学校災害対策本部内に避難所支援班を設置し、避難所運営委員会と連携して避難所の運営を行います。

2 避難所としての施設の使用

避難所としての円滑な運営及び早期の教育機能回復の観点から、避難所となる場合の学校施設の使用は、その機能を踏まえて行います。

普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り、適宜、開放することとしますが、学校教育再開に備え、一定数確保します。

また、理科実験室等一部の特別教室は、薬品等危険物が置かれているため、例外的に避難者受入れのスペースとして使用しないものとします。

第5 保護者、地域との協力

1 保護者との協力

災害の状況等によっては、学校だけでは十分な対応を図ることが困難な場合も考えられることから、各学校は、児童・生徒等の安否・所在の確認、学区内の被災状況、通学路の点検・安全確保、学用品の支給に関し、保護者の協力を得よう努めます。

2 地域の自主防災組織等との協力

学校は、地域コミュニティの中心となるため、安全の確保や学校が避難所となる場合の円滑な運営を図るため、協議の場の設定等により、地域の自主防災組織、ボランティア組織、地域医師会、学校医等の協力を得よう努めます。

また、学校における非常用物資の備蓄・管理についても協力を得よう努めます。

※私立幼稚園、県立鎌倉養護学校、県立高等学校、横浜国立大学附属鎌倉小中学校、私立小中高等学校、鎌倉女子大学等にあつては、本計画を参考にして、それぞれの責任の範囲内において防災対策を実施します。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

第12節 文化財等の災害応急対策

総
則
編

【実施主体】

市	調査班、警防班、鎌倉班、大船班、教育総務班、都市景観班、学校・学習施設
関係機関	文化財の所有者・管理者、神奈川県教育委員会、文化庁

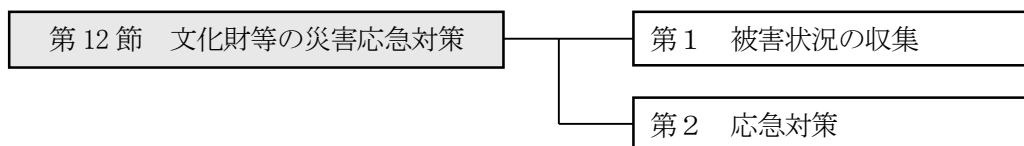
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、文化財等が貴重な財産であることを勘案して、被害状況の調査・把握に努めるとともに、指定文化財の災害応急対策を行います。

また、景観重要建造物等についても同様の対策を実施します。

【施策の体系】



第1 被害状況の収集

市は、文化財等の被害状況の収集・把握に努め、文化財等が滅失しないよう応急措置を検討します。

第2 応急対策

文化財等が被災し滅失のおそれがある場合は、災害の段階に応じて、一時的な保護等必要な措置の実施を図ります。

1 被害の把握等

- (1) 文化財等の所有者・管理者（防火管理者をおくところは防火管理者）は、文化財の被災状況を調査・把握し、その内容を直ちに消防本部、市及び県教育委員会に通報します。消防本部は、災害対策本部に情報を提供します。
- (2) 文化財等の所有者・管理者による通報が困難な場合は、市教育委員会が文化財等の被害状況を調査するとともに、所有者・管理者の安否を確認します。

市教育委員会は、被害調査後、県教育委員会、文化庁等関係機関に報告します。

2 応急措置

- (1) 被災現場の保存
 - ア 被害を受けた文化財等の所有者・管理者は、防護柵を設けるなど、現場の保存に努めます。
 - イ 所有者・管理者のみで現場の保存を行うことが困難な場合は、市は、ビニールシート、防護柵やロープ等を提供し、応急措置を講ずるとともに、市教育委員会、県教育委員会、文化庁等関係機関に応急措置の支援を求めます。

第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計
画
編

ウ 文化財等の所有者・管理者は、盗難等を防止するために、警察署や警備会社に協力を求めます。

エ 市は、文化財等の保管場所が損害を受けた場合には、公共施設等に一時的に保管させるなどの措置を講じます。

(2) 他機関との協議

市教育委員会は、国宝や国・県指定重要文化財等について、被災状況を収集・調査した結果を文化庁及び県教育委員会に報告し、速やかに文化財等を復旧・維持できるよう、国・県をはじめ、所有者や管理団体等の協力を得て対策を講じます。

3 景観重要建造物等の応急措置

市は、景観重要建造物等について、所有者と協力して応急的な保護措置や被害の拡大防止、修復に向けた施策に努めます。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

第13節 交通規制・緊急輸送対策

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

【実施主体】

市	本部連絡班、秘書広報班、公的不動産活用班、交通対策班、道路整備班
関係機関	神奈川県警察、神奈川県公安委員会、陸上自衛隊東部方面混成団隊、海上自衛隊横須賀地方総監部、海上保安庁第三管区海上保安部、東日本旅客鉄道(株)、湘南モノレール(株)、江ノ島電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、神奈川中央交通(株)

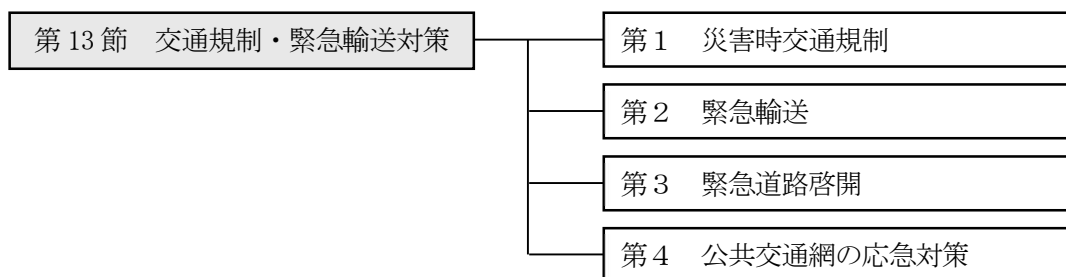
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

発災期初期における救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、迅速かつ適切に緊急輸送を実施します。

また、市民等の避難及び災害復旧活動の実施に必要な要員及び物資の輸送を、応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に実施します。

【施策の体系】



第1 災害時交通規制

1 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行います。道路管理者及び県警察は、密接な連携のもとに適切な処置をとります。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請します。

表 交通規制の実施機関

	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知事 市長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警察	公安委員会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき	道路交通法第4条第1項
	警察署長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第5条第1項
	警察官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 規制の実施

(1) 相互連絡

県警察、道路管理者は、被災地の道路・交通状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び理由を相互に通知します。

(2) う回路の選定

道路管理者は、道路の交通規制を行った場合は、県警察と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱の防止に努めます。

(3) 規制の広報等

道路管理者等は、道路交通の規制の措置を講じた場合は、警察・市所有車両による広報、ラジオ・テレビへの放送要請、立看板・横断幕・情報板の設置、警察官や市職員による広報を実施することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通渋滞緩和や安全確保への協力を求めます。

3 通行禁止等における義務及び措置命令等

(1) 車両の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所へ移動させます。

(2) 警察官、自衛官及び消防職員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

は、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じます。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防職員は、警察官がその場にい不在の場合に限り、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずることができます。

4 運転者のとるべき措置

大規模地震が発生した際には、走行中の車両の運転者は、次の要領により行動します。

- (1) 避難のために車を使用しないこと。
- (2) 急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させ、カーラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを停止し、エンジンキーは車内に残したままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (5) 駐車するときは、避難する人の通行や緊急通行車両の通行等災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (6) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとること。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

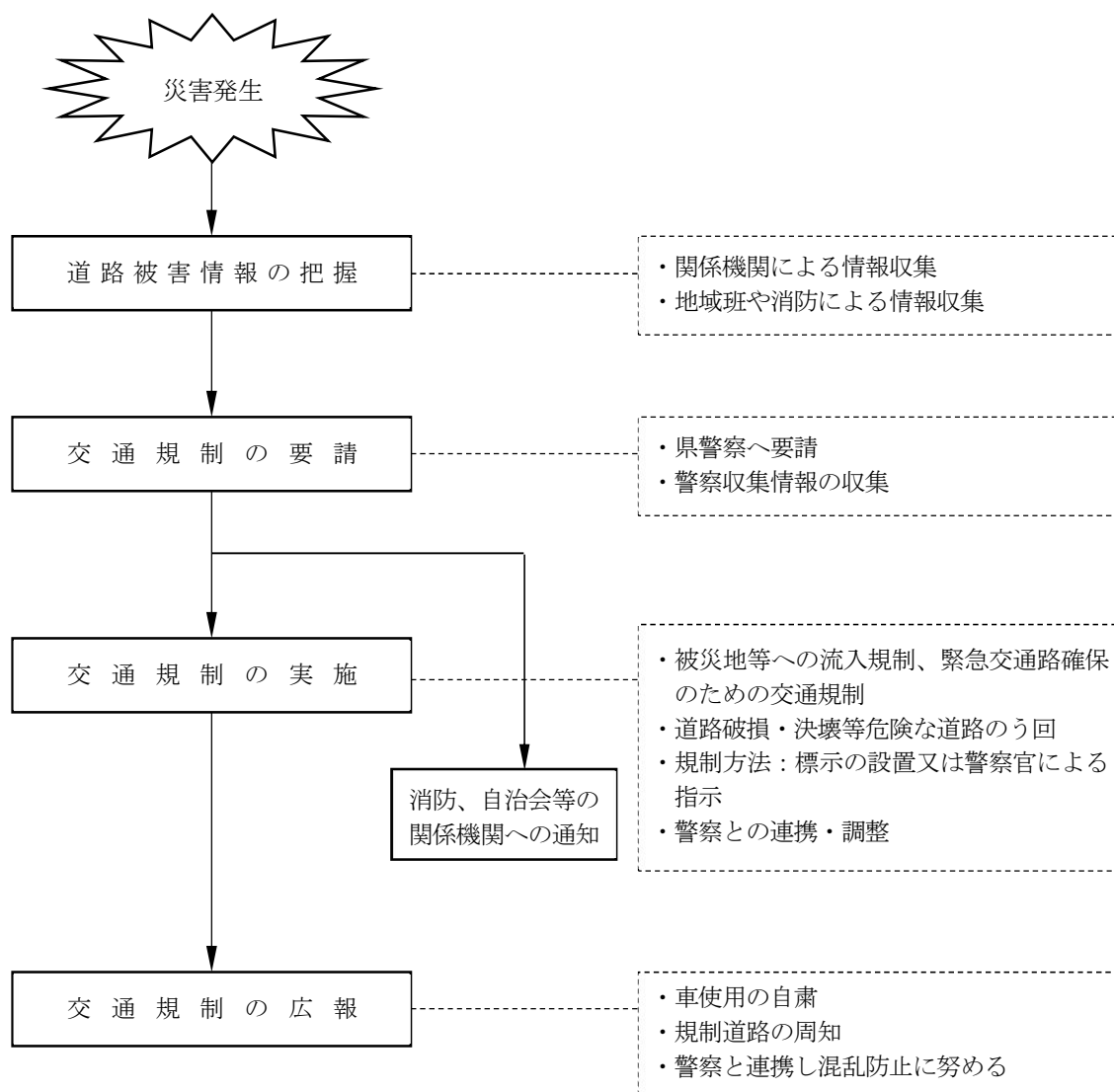
第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

図 災害時交通規制の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第2 緊急輸送

1 輸送計画の作成

市は、災害発生直後における応急給水、物資の輸送、避難者及び要配慮者の移送等のために必要な車両等を調査するとともに、市所有車両や事業者等協力団体から供給可能な車両等の配備計画を作成します。

2 輸送対象の想定

緊急通行（輸送）車両により輸送する対象は、被害の状況及び災害応急対策の進捗状況に応じ、おおむね次のとおりとします。

(1) 第1段階（災害発生直後から2日目までの間）

ア 救助、救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資

イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策	

- 要員等初動の災害応急対策に必要な人員及び物資
- エ 後方医療機関に搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- (2) 第2段階（災害発生後3日目からおおむね1週間の間）
- ア 第1段階の続行
- イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- オ 災害応急対策活動等に必要な燃料
- (3) 第3段階（災害発生後おおむね1週間以降）
- ア 第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 緊急輸送車両の確保

- (1) 市保有車両
 緊急輸送にあたっては、原則として市管理の車両を使用するものとし、市は、応急活動等が停滞しないよう、十分調整を図ります。
- (2) 事業者等への協力依頼
 市は、市所有車両だけで不足が生じた場合、市内業者や「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」等に基づき、車両を確保します。
- (3) 県に対する調達・あっ旋依頼
 市は、必要な車両等の確保が困難な場合は、県に対して要請又は調達・あっ旋を要請するものとし、業務の目的、積載内容、台数、期間、集結場所等を明示して、県知事に要請します。
- (4) 燃料の確保
 燃料の確保は、原則として市内業者に協力を求めます。

4 自動車以外の緊急輸送

- (1) ヘリコプターによる輸送
- ア 臨時離着陸場の確保
 市は、地震発生直後、市内の臨時離着陸場の状況を確認し、県、県警察、自衛隊等関係機関に報告します。
 なお、臨時離着陸場に避難者等が避難していた場合は、十分な説明の上で適切な施設へ誘導します。また、必要に応じて警察官等の応援を要請します。
- イ ヘリコプターの要請
 市は、ヘリコプターによる負傷者の搬送、医薬品、救援物資等の輸送の必要性が生じた場合は、県知事に、第三管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊の航空機（ヘリコプター）による輸送を要請します。
- ウ ヘリコプターによる輸送の実施

市は、ヘリコプターによる輸送を行う際は、関係機関と緊密に連携して実施します。
また、離着陸場に職員を派遣するなど、周辺避難者や市民等の安全を確保します。

(2) 船舶による輸送

ア 港湾施設の状況把握

市は、地震発生直後、港湾施設の状況を把握するとともに、災害対策本部に報告します。

イ 船舶の要請

市は、船舶による避難者や物資の輸送の必要性が生じた場合、第三管区海上保安本部及び漁業協同組合に協力を求めるほか、県知事に海上自衛隊の船艇による輸送を要請します。

ウ 船舶による輸送の実施

市は、船舶による輸送を行う際は、関係機関と緊密に連携して実施します。

また、県指定の物資受入港である湘南港、市の腰越漁港に職員を派遣するほか、必要に応じて警察官の協力を要請するなど、避難者等の安全確保に努めます。

(3) 鉄道車両による輸送

一度に多くの輸送が必要な場合等鉄道による輸送が適当な場合には、市は、鉄道事業者に協力を要請し、輸送の確保を図ります。

5 緊急通行（輸送）車両の確認手続き

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策実施責任者、又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の指示

イ 消防、水防その他の応急措置

ウ 被災者の救難、救助その他の保護

エ 災害を受けた児童・生徒の応急教育

オ 施設及び設備の応急の復旧

カ 清掃、防疫その他の保健衛生

キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

ク 緊急輸送の確保

ケ その他災害の発生の防ぎよ、又は拡大防止のための措置

(2) 緊急輸送車両

ア 消防、水防その他の応急措置

イ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護

ウ 施設及び設備の整備並びに点検

エ 犯罪の予防、交通の規制、社会秩序の維持

オ 緊急輸送の確保

カ 地震が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するために必要な体制の整備

キ その他地震災害発生の防止又は軽減を図るための措置

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

(3) 緊急通行（輸送）車両の確認

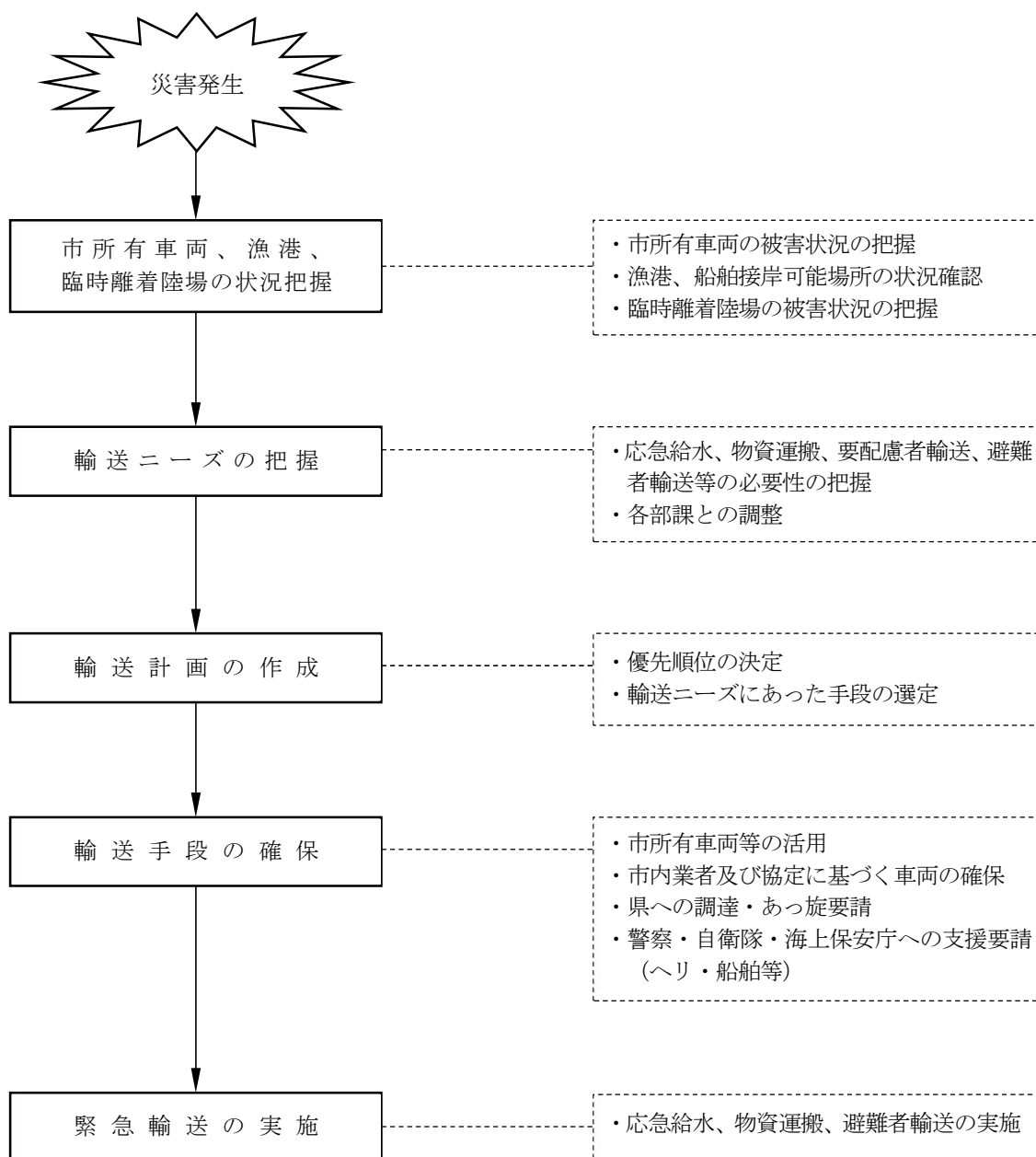
災害対策基本法第76条第1項の規定する緊急通行車両であることの確認及び同法施行令第33条第2項に規定する標章及び証明書の交付事務手続き、並びに大規模地震対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送を行う車両であることの確認、及び同法施行令第12条第2項に規定する標章・確認証明書の交付事務手続きは、県知事が行う車両を除き、県公安委員会が行います。

- ◆ 資料9-1：漁業協同組合別漁船一覧表
- ◆ 資料9-6：ヘリコプター臨時離着陸場一覧表

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

計
画
編

図 緊急輸送の手順



総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計 画 編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第3 緊急道路啓開

1 緊急啓開路線の選定

道路管理者は、地震時に、倒壊建物や看板、電柱等の障害物により交通障害が発生した場合、緊急車両の通行を確保するために、県警察等関係機関と連携し、次に示す基準により緊急道路啓開路線を選定します。

(1) 緊急啓開路線の選定基準

- ア 病院等主要公共施設や市役所本庁舎、警察署、消防署等関係機関を結ぶ路線
- イ 緊急輸送道路
- ウ 主要な防災拠点に接続する路線

エ その他上記のルートを補完する路線

(2) 緊急啓開路線の優先順位

緊急啓開作業を行うにあたっては、市、県警察、自衛隊等関係機関がそれぞれ連絡を密にしながらか迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施します。

2 緊急道路啓開の実施

(1) 道路啓開の実施主体

道路管理者は、被害状況を踏まえ、建設業者等の協力を得て、必要な緊急道路啓開を実施します。なお、県管理の道路については、神奈川県県土整備局及び環境農政局が県警察又は消防、自衛隊の協力を得て行います。

(2) 道路啓開の実施内容

道路管理者は、原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去し、緊急車両の走行に支障のない程度に道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧を行います。

3 緊急啓開道路情報の伝達

緊急道路啓開にあたっては、市、県警察、自衛隊等関係機関が相互に道路啓開に関する情報を共有化し、迅速に道路啓開を実施します。

4 道路障害物除去

道路管理者は、交通機能を確保するために、警察等関係機関と連携し、倒壊建物等の障害物を除却します。

5 道路啓開用資機材の調達

市は、道路啓開に必要な資機材について、業界団体の協力を得て確保します。

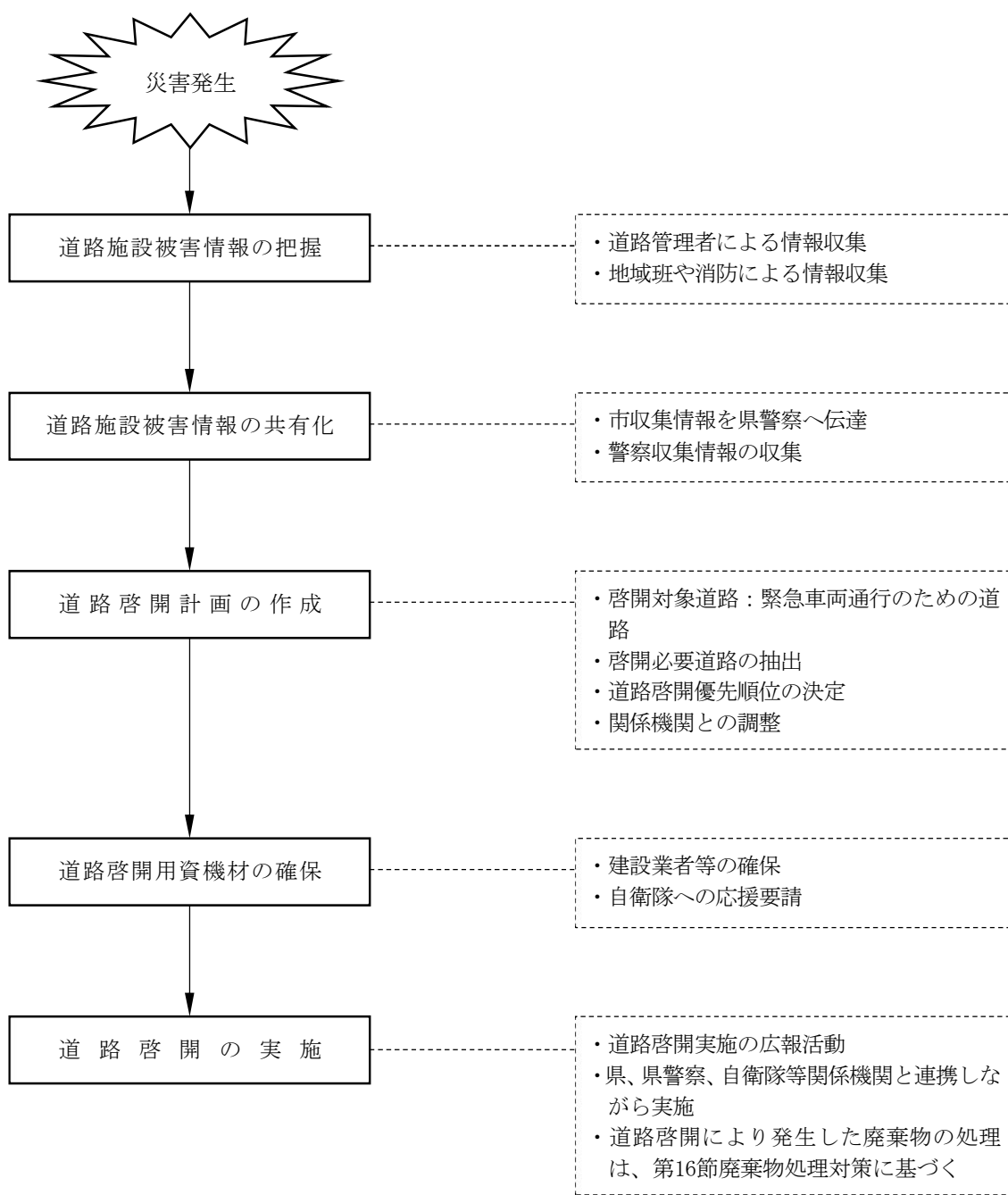
なお、必要に応じて自衛隊等に対し、資機材の支援を要請します。

6 撤去物の処分

道路管理者は、道路啓開により発生した撤去物の処理にあたっては、災害廃棄物の仮置き場まで運搬し、仮置きします。

総 則 編	第1編
	地震・津波災害対策
	第2編
	風水害対策
計 画 編	第3編
	その他の災害対策
第4編	
復旧・復興対策	

図 緊急道路啓開の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第4 公共交通網の応急対策

1 基本方針

各公共交通機関は、別途次に掲げる応急対策により対応します。

2 応急対策

- (1) 災害時の活動組織の編成
- (2) 初動措置
- (3) 鉄道等の緊急輸送対策

第2章 地震・津波災害応急対策計画
第13節 交通規制・緊急輸送対策

- (4) バスの応急輸送対策
- (5) 災害時の通信、情報連絡体制
- (6) 旅客に対する避難誘導

総 則 編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

計
画
編

第14節 警備・救助対策

【実施主体】

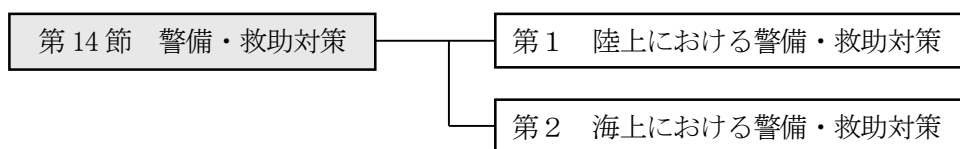
市	本部連絡班
関係機関	神奈川県警察本部、鎌倉警察署、大船警察署、神奈川県公安委員会、海上保安庁第三管区海上保安本部

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市及び県警察は、大規模地震が発生した場合、あるいは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、警備体制を早期に確立し、県警察の総力を挙げて迅速、的確な災害応急対策等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙、その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

【施策の体系】



第1 陸上における警備・救助対策

1 警備体制の確立

(1) 災害警備本部の設置

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、あるいは大地震が発生した場合には、警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、鎌倉警察署及び大船警察署に警察署災害警備本部を設置して、指揮体制を確立します。

(2) 警備部隊等の編成

県警察は、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

2 災害応急対策の実施

(1) 情報の収集・連絡

県警察は、災害警備上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関に連絡します。

(2) 救出・救助活動

県警察は、把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等の部隊を被災警察署等に出動させ、県、市及び関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施します。

また、警察署長は、消防等関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行います。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

(3) 避難指示等

警察官は、災害対策基本法第61条第1項又は警察官職務執行法第4条第1項により、避難の指示又は避難の措置を講じます。

(4) 津波対策

津波警報等が発表された場合又は津波による被害が発生するおそれがある場合は、県警察は市等と連携して、迅速かつ正確な津波警報等の伝達・通報並びに沿岸住民等に対する避難の指示及び安全かつ効率的な避難誘導を行います。

(5) 交通対策

県警察は、被災地における交通の混乱の防止を図り、災害応急対策活動が円滑に行われるように、被災規模・状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保等必要な交通規制を実施します。

(6) 危険物等対策

県警察は、大規模地震等の災害発生時に、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、消防と綿密に連携し、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じて施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置を行います。

(7) 防犯対策

県警察は、被災地における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行き、被災地の社会秩序の維持に努めます。

更に、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど、社会的混乱の抑制に努めます。

(8) ボランティア等との連携

警察署は、自主防災組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、被災住民等の不安除去等を目的として行われるボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行います。

(9) 広域応援

県公安委員会は、発生した地震の被害規模に応じて、速やかに広域緊急援助隊の援助要請を行います。

第2 海上における警備・救助対策

海上においては、第三管区海上保安本部が、地震災害が発生した場合において、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等に当たります。

1 第三管区海上保安本部の応急対策

- (1) 津波警報等の情報を入手したときは、直ちに安全通報により航行中の船舶に周知するとともに、船艇・航空機による巡回により、釣り客等へ周知します。
- (2) 海難、人身事故等船艇、航空機、特殊救難隊による救助
- (3) 負傷者、避難者、物資等の輸送
- (4) 排出油の防除のための指導
- (5) 海上交通の制限、禁止等
- (6) 海上治安の維持、犯罪防止等

2 市の応急対策

市災害対策本部は、海上の交通整理・確保、避難者の輸送、飲料水・食料・物資等の輸送等必要と認めた場合、第三管区海上保安本部長に対し、協力を要請します。

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

第15節 ライフラインの応急復旧

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

【実施主体】

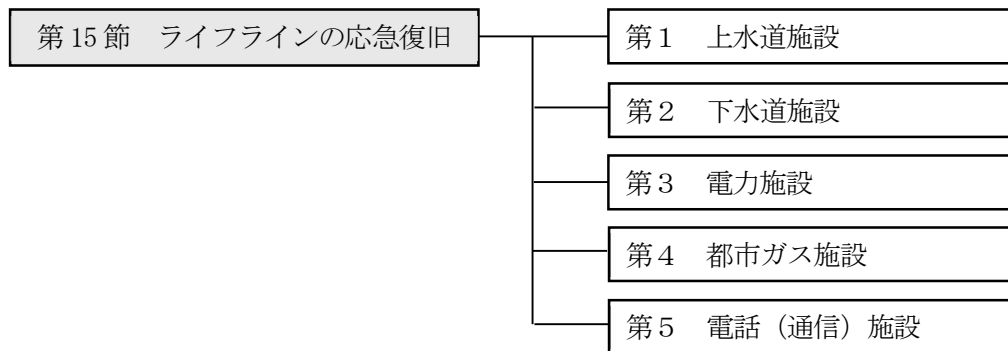
市	秘書広報班、職員班、公的不動産活用班、下水道河川班
関係機関	企業庁鎌倉水道営業所、東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社、東京ガスネットワーク(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部、KDDI(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店、楽天モバイル(株)

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市や関係機関は、災害により、ライフライン施設に支障が生じた場合は、直ちに被害状況等を調査・把握し、二次災害の防止、被災者生活確保を最優先に、ライフラインの応急復旧を速やかに実施します。

【施策の体系】



第1 上水道施設

県営水道は、災害により上水道施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握するとともに、速やかに応急復旧を行い、応急給水用飲料水を確保するとともに、上水道施設の機能維持に努めます。

1 市への通報等

県営水道は、上水道施設の被害状況、復旧予定等について速やかに市に通報し、また、各報道機関等を通じて広報します。

2 上水道施設の応急復旧

県営水道は、水道施設の迅速な復旧に努めます。

(1) 要員の確保

企業庁鎌倉水道営業所が定める計画に基づき、応急復旧要員の確保を図ります。

(2) 復旧資材の確保

復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している業者の車両等により行います。

(3) 復旧計画の策定

被害調査に基づき、給水支障の全容を把握し、送・配水系統を考慮した復旧計画を定めます。

第2 下水道施設

市は、「鎌倉市都市整備部災害時対策計画」及び「鎌倉市下水道BCP（業務継続計画）」等に基づき、下水道施設の応急対策を実施します。

1 応急復旧の体制確保

災害が発生した場合、あらかじめ定められた計画に基づき、自動参集等による人員確保及び班体制（情報連絡班、対策検討班、現場調査・復旧班）の確認、都市整備部災害対策本部等の拠点立上げを行った後、情報収集・提供、行政部局間の連絡調整、緊急点検^{※1}、緊急調査^{※2}及び一次調査^{※3}により情報の分析及び対策工法等の検討を行い、緊急措置^{※4}・応急復旧^{※5}体制を整え順次着手していきます。また、必要に応じて協定締結先の業者や団体等へ協力を要請するとともに、人員や資機材等の確保が困難な場合は、神奈川県下水道対策本部を通して全国ルール^{※6}等に基づき支援（狭義）^{※7}又は応援^{※8}を要請します。

表 関連用語の説明

関連用語	定義
緊急点検 ^{※1}	人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保が目的
緊急調査 ^{※2}	重要な施設や幹線を中心に地上から目視調査を主体に施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能障害や二次災害の原因となる被害を発見する目的で行う。
一次調査 ^{※3}	応急復旧又は本復旧の必要性判定、対応方針を決定するための情報収集
緊急措置 ^{※4}	大きな二次災害につながる危険性のある被害に対して緊急に行う。管路施設では道路、周辺施設に与える影響、処理場・ポンプ場では機能障害につながる二次災害の危険性等に対して行う措置
応急復旧 ^{※5}	一次調査等の結果により、構造的、機能的な被害、周辺施設に与える影響の程度に応じて応急的に暫定機能を確保するために行う。その後、二次調査等を経て本復旧へ至る。
全国ルール ^{※6}	下水道事業における災害時支援に関するルール（国土交通省地方整備局、都道府県、日本下水道事業団、関連する協会その他により構成）、鎌倉市は関東ブロックルールに所属しており、他に大都市ルール（政令市等が主体）等がある。
支援（狭義） ^{※7}	「応援」、「派遣」以外の活動。他の自治体等の職員が所属組織・団体の身分及び費用により参加
応援 ^{※8}	調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること。応援を受けた公共団体が費用を負担（災害対策基本法第67、68又は74条等）

2 応急復旧対策の実施

下水道施設の応急復旧工事は、応急体制を整えたうえで実施しますが、あくまでも応急的に暫定機能を確保する目的で行うものであることから、逐次入る情報により臨機の対応を心掛け

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

る必要があります。

応急復旧の措置は次の点を考慮して、緊急度の高いものから順次実施します。

- (1) 被災の状況
- (2) 被災施設の重要度
- (3) 下水道施設機能に対する重要度
- (4) 二次災害の発生危険度

3 広報

市は、施設の被害状況、復旧見込み等について広報を実施し、市民（利用者）の不安解消に努めます。また、必要がある場合は、下水道使用制限（下水道法第14条）について検討し、節水等の協力について周知を行います。

第3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害により電力施設に被害があった場合には、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持します。

1 市民等への広報

感電事故及び漏電による出火を防止するため、電力施設の被害状況、復旧予定等について防災行政用無線、報道機関等を通じて広報します。

2 危険予防措置

災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な防災活動を実施するため、警察、消防本部等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。

3 電力施設の応急復旧

地震により電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。

(1) 復旧資材の確保

ア 各事業所においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保します。

イ 復旧資材の輸送は、あらかじめ契約している請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行います。

ウ 災害時においては、復旧資機材置場としての用地を確保します。

(2) 復旧順位

災害復旧の実施にあたっては、原則として人命に係る箇所、官公署、報道機関、避難場所等を優先としつつ、公共交通機関や道路等の被害状況並びに設備復旧の難易度を勘案し、復旧効果の最も大きいものから行います。

第4 都市ガス施設

1 ガス施設の応急復旧

(1) 東京ガスネットワーク(株)は、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に対策支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成します。

また、早期に被害状況を把握し、引火等の二次災害の発生を防止するとともに、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、速やかに応急復旧を行います。

(2) 東京ガスネットワーク(株)は、災害発生後、可能な限り迅速かつ適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、二次災害の防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧活動を行います。

(3) 東京ガスネットワーク(株)は、ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

2 市民等への広報

東京ガスネットワーク(株)は、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動について報道機関を通じて行うほか、市等の関係機関とも連携を図ります。

また、ガスの供給停止を伴う大規模地震が発生した際には、供給エリア内のガスの供給停止や復旧進捗状況をインターネットにより周知します。

第5 電話（通信）施設

1 電話（通信）施設の応急復旧対策

(1) 電話通信事業者は、災害が発生した場合には、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとり、早期に被災状況を把握し、被災した通信回線、電気通信設備等の応急復旧工事、現状復旧までの間の維持に必要な補強、整備工事等の応急復旧対策を行います。

(2) また、通信施設に被害が生じた場合、又は異常輻輳（ふくそう）等の発生により、通信の疎通が著しく困難になったり、通信が途絶するようになったりした場合においても、最小限の通信を確保するため、通信の利用制限、非常通話・緊急通話の優先確保、無線設備、移動基地局車による措置、避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置、災害用伝言ダイヤル「171」等及び携帯電話での災害用伝言板の運用開始、回線の応急復旧、災害対策用携帯電話の貸出し等の応急措置を実施します。

2 復旧順位

(1) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の臨時設置にあたっては、被災者の利用する避難所を優先します。

(2) 災害復旧の実施にあたっては、原則として、治安、救援等を実施する最重要機関及び関係機関を優先します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第16節 ごみ収集・処理対策

総
則
編

【実施主体】

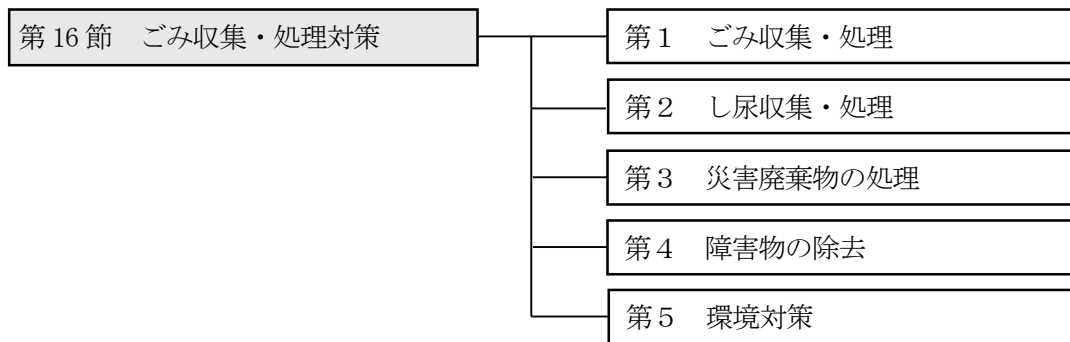
市	本部連絡班、環境部（環境政策班、美化衛生班、清掃班）
---	----------------------------

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」に基づき、ごみ収集・処理、し尿の収集・処理、仮設トイレの設置等を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図ります。

【施策の体系】



第1 ごみ収集・処理

1 収集・処理方法

排出されたごみは、分別収集の実態を踏まえ、収集車等を使用して迅速な収集に努めます。
 また、ごみの処理は、原則として通常の処理施設で処理を行います。

(1) ごみ処理施設

ア 被害の把握と応急措置

災害発生後、ごみ処理施設の長は、二次災害の防止に努めるとともに、施設の被害と状況を調査し、災害対策本部に報告します。

イ 応急復旧措置

ごみ処理施設の長は、施設の応急復旧に努めます。支援が必要な場合は、災害対策本部に支援を求めます。

ウ 応援要請

処理施設が使用不能となった場合は、管理者の指揮により速やかに復旧を講じるとともに、他自治体の処理施設の使用について応援を要請します。

また、被災状況により、人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は、「横須賀三浦地域における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定」等に基づき、近隣市等に応援を要請します。

(2) 処理対策

ア ごみ収集・処理実施要領の作成

市は、災害発生後、市及び民間の備蓄資機材、人員、道路（渋滞）状況、処理施設の状

第1編 地震・津波災害対策
 第2編 風水害対策
 計
画
編
 第3編 その他の災害対策
 第4編 復旧・復興対策

況、避難所避難者数、広域応援体制、ごみ仮置場の確保等の情報を収集するとともに、「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」に基づき、ごみ収集・処理実施要領を作成します。

イ ごみ集積場所

平常時のごみ集積所又は被災状況を勘案して、市が臨時に指定した場所をごみ集積場所とします。

ウ ごみ排出ルール周知徹底

ごみ収集の混乱等を軽減するため、広報媒体を通じ、次のごみ排出ルールを周知徹底します。

- (ア) 可能な限りの可燃物、不燃物等の分別
- (イ) 指定された場所への排出
- (ウ) 交通への支障防止及び生活環境保全のための配慮

エ 避難所のごみ対策

ごみ分別担当者を選任し、ごみ集積場所、分別、排出方法等のルールを定めます。
また、ごみ集積場所には囲いやごみ箱等を設置し、安全と衛生の保全に努めます。

オ 不法投棄対策

市は、便乗ごみの排出、野焼きや不法投棄の禁止について周知します。

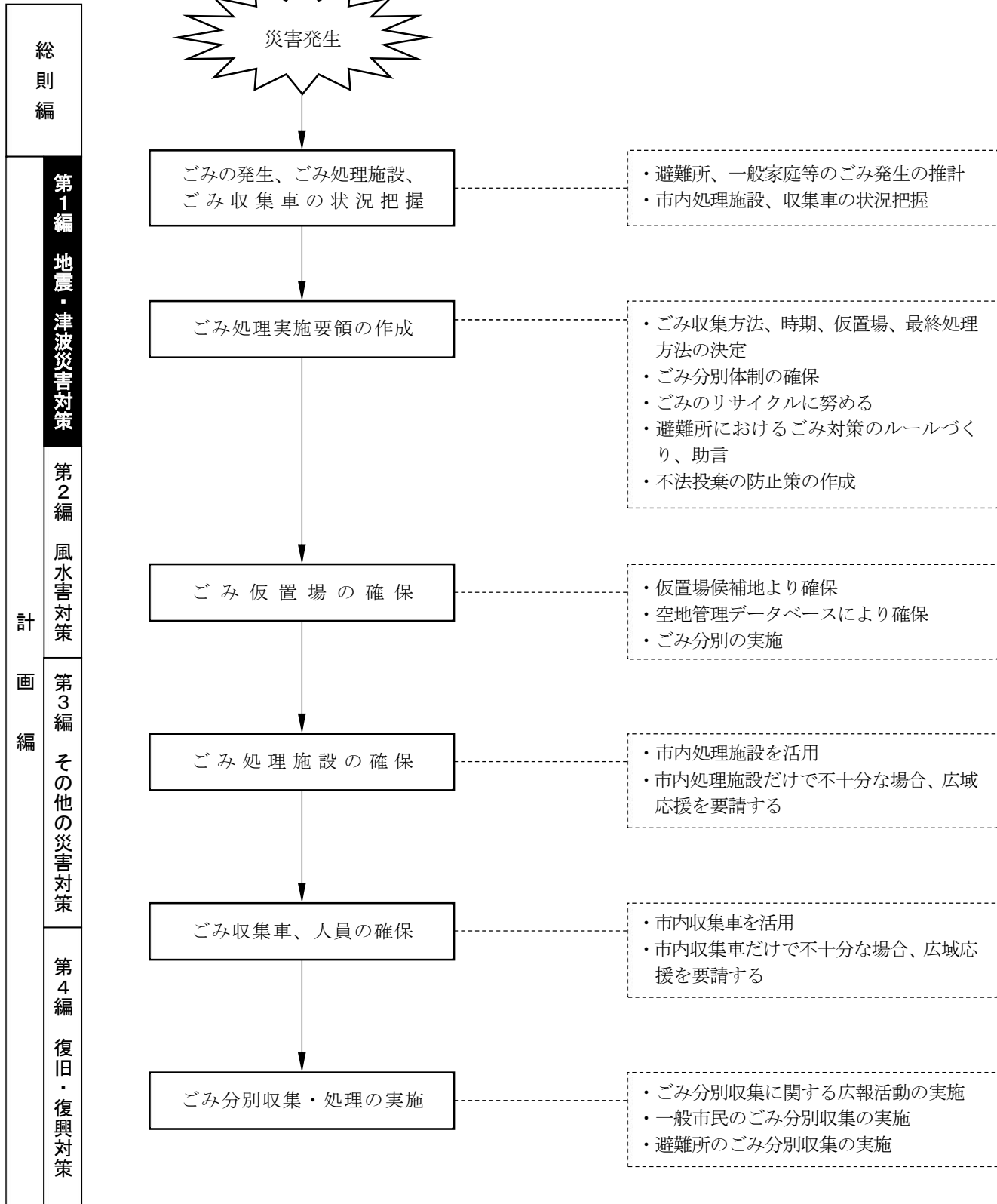
2 ごみ集積場所等の防疫

ごみの排出状況、季節等により、必要に応じ消毒薬の散布を行うなど、環境衛生上支障がないよう、防疫活動を実施します。

- ◆ 資料4-4：清掃用自動車一覧表
- ◆ 資料4-5：ごみ処理施設一覧表

計 画 編	総 則 編
	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策

図 ごみ処理の手順



第2 し尿収集・処理

1 し尿の収集・処理に関する基本方針

- (1) 平常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者が収集し、処理を行います。
- (2) 仮設トイレからのし尿収集及び平常時のし尿・浄化槽汚泥の収集を行っている一般家庭・事業所等からの収集・処理は、委託収集業者が収集し、処理を行います。
- (3) 災害時の収集・処理体制は、発生状況、業務量を考慮し、一時的に変更します。
- (4) 処理施設の破損や停電、給排水設備、脱臭設備の損傷等により、し尿処理が不能な場合は、直ちに損傷程度を確認し、修繕の手配等復旧を行います。復旧作業中のし尿等は、市浄化センターへの直接投入を検討します。
- (5) 仮設トイレの設置による収集業務の増大に対しては、「横須賀三浦地域における一般廃棄物の処理に関する災害時等相互援助協定」等に基づき、近隣市や関連団体への応援要請による対応を検討します。

2 収集車両等

民間委託し尿収集業者の保有する収集車両等は、「民間委託し尿収集業者保有収集車両等一覧表」のとおりです。

3 し尿収集実施要領の作成

し尿の収集にあたり、避難所の優先収集等を考慮した収集実施要領を作成し、迅速かつ効率的なし尿収集の実施に努めます。

4 他自治体等への応援要請

施設の被災状況により使用できない場合やし尿処理に係る人員、車両等に不足が生じた場合、又は不足が予測される場合は、他自治体等へ搬入及び処理について協力を要請します。

なお、施設外への搬入等の際には、道路（輸送道路）状況を判断し、安全なルートで行うよう努めます。

5 仮設トイレの設置等

(1) 仮設トイレの設置に関する基本方針

発災後、市は、避難所等に仮設トイレを設置します。

また、水洗化地域あるいは、し尿浄化槽の設置世帯においても下水道管の破損、上水道の供給不能、し尿浄化槽の破損等による被害を考慮して、公園等を利用し、仮設トイレを可能な限り設置します。

設置には、次の事項を勘案して計画的に設置します。

ア 仮設トイレの設置計画は、し尿の収集計画を踏まえて計画します。

イ 避難所等の備蓄倉庫に備蓄されている仮設トイレの設置は、原則として市が行います。

ウ 市は必要に応じて、仮設トイレの追加調達を行うとともに、その設置のための応援等を近隣市、関連団体に要請します。

エ 仮設トイレの設置、維持管理に関する市民からの苦情等があった場合は、対応策を講じます。

(2) 仮設トイレの消毒等

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

仮設トイレの設置状況、季節等により、必要に応じ消毒薬の散布等を行うなど、環境衛生上支障がないよう防疫活動を実施します。

- ◆ 資料4-5：ごみ処理施設一覧表
- ◆ 資料4-6：し尿用自動車一覧表
- ◆ 資料4-7：し尿用処理施設一覧表

総
則
編

第1編
地震・津波災害対策

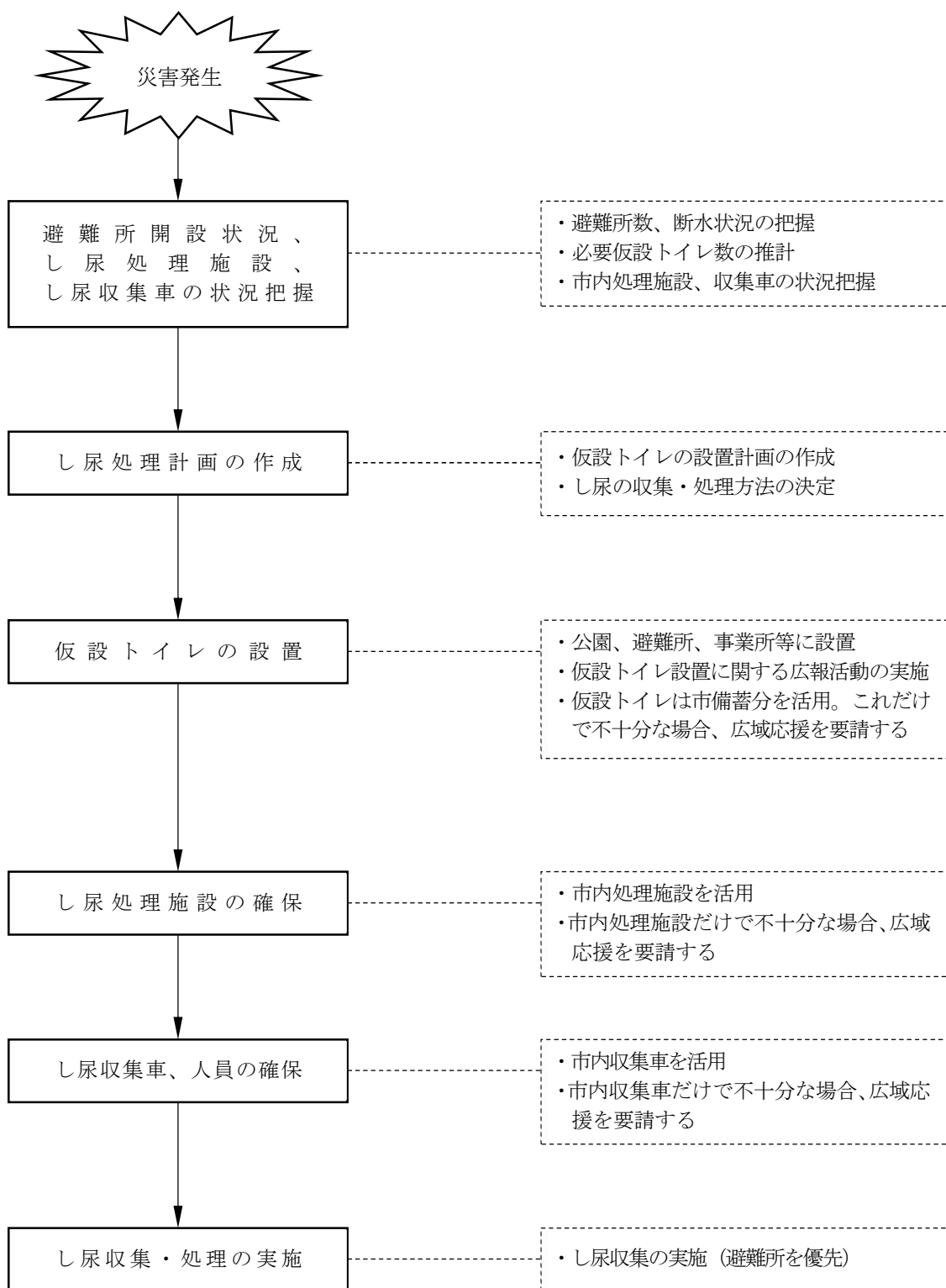
第2編
風水害対策

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

計
画
編

図 し尿処理の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第3 災害廃棄物の処理

1 災害廃棄物の推計

「神奈川県地震被害想定調査」（平成27年（2015年）3月）によれば、本市において発生する災害廃棄物は、南海トラフ沿いの最大クラスの地震では最大約460万トン、元禄型関東地震では約370万トンと想定されています。

市は、今後、この予測を踏まえ、県と連携し、事前の災害廃棄物収集体制の確立を図ります。

2 災害廃棄物等対策体制と処理の基本方針

市は、庁内に災害廃棄物等対策組織を設置します。

また、災害廃棄物量の増加に伴い、人員の補充や支援を得て、臨時体制を組織します。

(1) 各部署及び各機関との連絡

ア 県との連絡

市は、地震発生後、ごみ及びし尿処理施設の被災状況を把握し、県に報告します。

また、県と連絡をとり、支援要請を行います。

イ 近隣市町との連絡

市は、近隣市町等と連絡をとり、情報交換を行います。

(2) 処理の基本方針

ア 市は、災害廃棄物の処理にあたり、平常時の収集・処理体制を基本として、委託収集業者と連携して収集・処理します。ただし、施設の損壊や停電、断水等により施設稼働不能の場合は、その損壊の程度と復旧の見通しを考慮して、一時保管（施設復旧後に市の施設で処理）あるいは、近隣市町等への応援要請等を検討します。

イ 家庭系ごみ（避難所ごみ含む）の分別は、原則として平常時の分別区分と同様、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、危険・有害ごみ（廃乾電池・廃蛍光灯等）とします。ただし、災害状況に応じて、実施の可否等（可燃ごみの回収を優先的にを行うための一時的な資源ごみ回収の休止等）を検討します。

ウ 粗大ごみは、地震発生後、一時的に排出が増加することが予想されるため、実情に応じて、収集頻度、排出体制について検討します。

エ 道路の不通や渋滞等により収集効率が低下する場合は、不燃ごみ、粗大ごみを各家庭で一時的に保管し、市の処理方針に応じて排出するよう、市民に協力を呼びかけます。

オ 所有者不明の廃棄物については、原則として県を通じ、国の指示に従って対応します。

カ 市は、障害物の除却等に伴い仮置きされた災害廃棄物については、分別を行い適切に処理します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

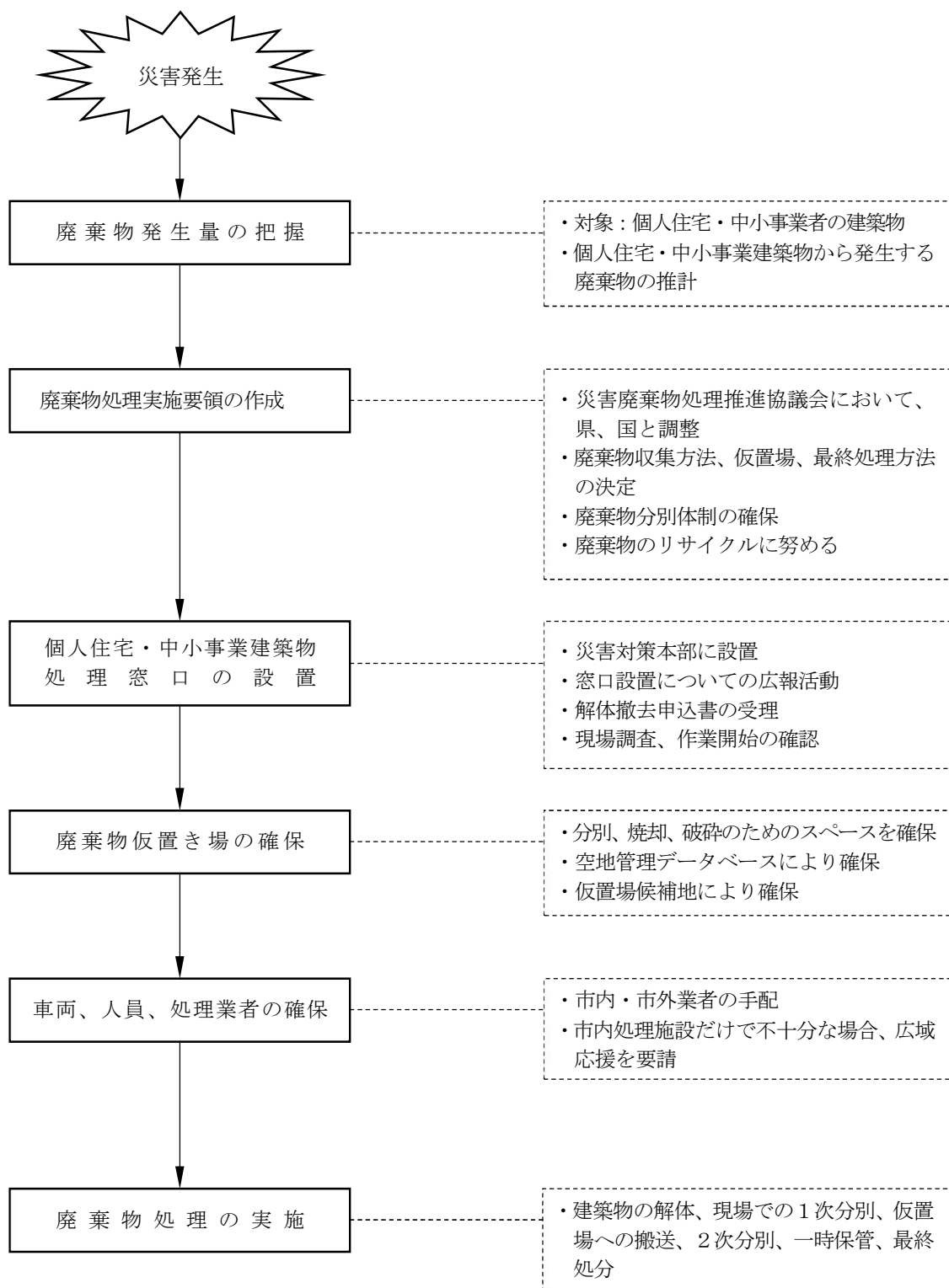
第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

図 災害廃棄物処理の手順



総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
計 画 編
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第4 障害物の除去

1 実施機関

災害時における障害物除去の実施機関は、次のとおりとします。

- (1) 緊急な応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は市が行います。
- (2) 道路・河川等にある障害物の除去等は、その道路・河川等の管理者が行います。
- (3) 崖（山）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物で、災害救助法が適用される障害物の除去は、県知事（県知事から事務の委任があった場合は市長）が行います。
- (4) その他施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地所有者又は管理者が行います。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物（工作物を含む）除去の対象は、おおむね次の場合とします。

- (1) 市民の生命、身体及び財産等の保護のため、除去を必要とする場合
- (2) 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため、除去を必要とする場合
- (3) 緊急通行車両、緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

障害物除去の方法は、次のとおりとします。

- (1) 障害物除去の実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建設業者等の協力を得て、速やかに行います。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないよう配慮して行います。

4 除去した障害物の処理

- (1) 除去した障害物は、一次仮置場に集積又は保管します。ただし、廃石綿等（レベル1、レベル2 建材）は一次仮置場ではなく、原則中間処理施設又は最終処分場へ直接持ち込むよう解体等事業者には指導します。

また、被災等により処理施設で廃石綿等（レベル1、レベル2 建材）の受入れが困難な場合や、石綿含有廃棄物（レベル3 建材）を一次仮置場に受け入れる場合の基準を設定し、解体等事業者、市民及びボランティア等に対し、事前に周知します。

- (2) 一次仮置場では、可燃物と不燃物に分別するとともに、受入先の受入条件を満たすよう選別等を行い、市の焼却施設での焼却又は広域処理での埋立処理、廃棄物処理業者への売却等により処理します。

5 障害物除去に関する応援、協力の要請

障害物の除去については、土木建設事業者等に応援を要請するとともに、必要に応じて、県に対し応援協力要請を行います。

第5 環境対策

市は、地震発生後、環境省や県と協力し、地震に伴う大気汚染、水質汚濁等の環境汚染を防止するため、被災地において環境対策を実施します。

実施にあたっては、「鎌倉市災害廃棄物処理計画」に基づき、有害廃棄物の混入・流出・飛散防止、解体時の騒音・振動・粉じん防止、ごみの流出、悪臭・衛生害虫獣の発生防止、廃棄物の不法投棄防止等の対策を実施します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

第17節 被災者等への情報提供・相談、物価の安定等に関する活動

総
則
編

【実施主体】

市	本部連絡班、秘書広報班、調査班
関係機関	金融機関等

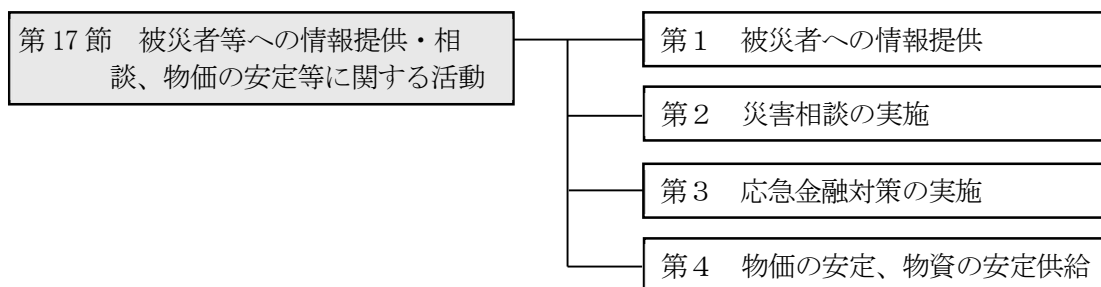
※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、関係機関と連携して、市民に対し正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるよう努めます。

また、被災者の生活上の不安を解決するために、総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図ります。

【施策の体系】



第1 被災者への情報提供

市は、関係機関と連携して流言飛語等による社会的混乱を防止し、市民等のこころの安定を図るとともに、被災者等の適切な判断と行動を助け、市民等の安全を確保するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努めます。

1 各種情報の提供

- (1) 災害発生時、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次の情報等を防災行政用無線等によるほか、報道機関等の協力を得て的確に提供するよう努めます。

その際、要配慮者、観光客、外国人に配慮した伝達を行います。

- ア 地震の被害、余震の状況
- イ 二次災害の危険性に関する情報
- ウ 安否情報
- エ ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況
- オ 医療機関等の生活関連情報
- カ それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- キ 交通規制等に関する情報
- ク 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

(2) 民間企業等からの有線や無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用に努めます。

(3) 避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、紙媒体での情報提供に努めます。

また、ハンドマイク、拡大複写機、ファクシミリ等の情報機器を活用するとともに、コミュニケーション支援が必要な要配慮者等に対し、プラカードやホワイトボード、コミュニケーションボード等のほか、必要に応じて手話通訳者等を派遣するなど、適切な情報提供に努めます。

2 安否情報の公表

安否不明者・死者の公表については、県は、全国的な統一基準が策定されるまでの間、氏名等の最小限の個人情報を原則、速やかに公表するとしています。

市は、被災者の安否について、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、人命に係るような緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、氏名等の安否情報を収集します。

市は、県、県警察等と協議し、救出・救助活動等の公益性につながる情報となるかを検討するとともに、公表の必要性を検討します。公表となった場合、県や警察等と連携し、公表資料を作成します。

なお、被災者の中に、配偶者等からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないようにするなどの個人情報の管理を徹底する措置を講じます。

照会者確認事項等

<ul style="list-style-type: none"> ・照会者の氏名、住所 ・照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 ・照会をする理由
--

照会者の区分	提供可能な情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先 その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く）又は職場の関係者	被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無

第2 災害相談の実施

1 相談活動の実施体制

市は、市民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため、県と連携して臨時災害相談所を設け、災害発生直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施します。

また、相談等は、市職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人にも配慮しながら、広域的かつ総合的に行います。

2 相談業務の内容

災害相談の内容は、災害発生時から避難救援期における行方不明者や避難所、救援食料、飲料水、衣類等の問い合わせへの対応、応急復旧期の避難所生活やこころの悩み相談、仕事の再開相談、復興期の住宅や事業所の再建相談等、幅広く対応して早期解決を図り、生活の安定を支援します。

節3 応急金融対策の実施

1 民間金融機関の措置

(1) 金融機関の業務運営の確保

金融機関は、必要に応じて金融機関相互の申し合わせ等により、営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとります。

(2) 金融機関による非常金融措置の実施

金融機関は、被災地の便宜を図るため、次に掲げる措置を講じます。

ア 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等、災害被災者の便宜を考慮した措置を講じること。

イ 預貯金通帳、届出印鑑等を滅(紛)失した場合でも、預貯金者であることを確認して払戻に応じること。

また、事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しや、当該預金等を担保とする貸出に応ずること。

ウ 災害時における手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業について配慮すること。また、窓口営業ができない場合でも、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において、預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮すること。

エ 汚損日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ 窓口営業停止等の措置を講じた場合は、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、店頭掲示等での告示、新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知を徹底すること。

(3) 各種金融措置に関する広報

上記災害応急対策のうち、金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置並びに損傷日本銀行券、補助貨幣の引換え措置等については、関係行政機関と協議のうえ、日本銀行及び各金融機関が協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に役立てます。

第4 物価の安定、物資の安定供給

市は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め、売り惜しみが生じないよう、必要に応じ要請等を行います。

また、小売店舗等と協定を結び、物資が安定的に供給されるように努めるとともに、災害発生後速やかに営業を開始できるよう、必要な体制の整備に努めます。

1 調査・監視

市は、緊急時において生活関連物資の価格高騰を防止し、物価の安定を図るとともに、生活関連物資の安定供給により市民生活の安定に資するため、物価の調査・監視を強化します。

(1) 対象とする店舗と品目

ア 対象店舗

市内全域の主要な百貨店、量販店、小売店、小売市場等

イ 対象品目

食料品、日用品等の生活関連物資（平常時の調査品目に必要な品目を追加）

(2) 調査・監視体制

調査・監視班を編成し調査・監視します。

(3) 調査内容等

ア 店頭価格及び価格動向

イ 物資の需給動向及び流通状況等

(4) 事業者に対する要請

ア 価格の安定

イ 物資の安定供給等

2 情報提供等

(1) 情報提供

市は、調査結果について、適宜市民に情報提供します。

(2) 相談窓口の設置

市は、買い占め、売り惜しみ、便乗値上げ等に関する情報収集、及び市民からの物価に関する相談や苦情、問い合わせ等に対応するため、相談窓口を開設します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

第18節 災害救援ボランティアの受入れと活動

総
則
編

【実施主体】

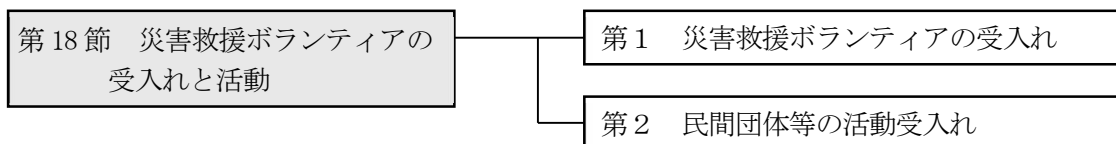
市	本部連絡班
関係機関	市社会福祉協議会、鎌倉青年会議所、民間団体等

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

大規模地震が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合において、市及び関係機関は、鎌倉市災害ボランティアセンターを設置・運営し、被災地におけるボランティア活動を推進します。

【施策の体系】



第1編 地震・津波災害対策

第2編

風水害対策

第3編

その他の災害対策

第4編

復旧・復興対策

計
画
編

第1 災害救援ボランティアの受入れ

1 市災害ボランティアセンターの設置

市、市社会福祉協議会及び鎌倉青年会議所は、それぞれの実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、鎌倉市災害ボランティアセンターを設置します。

(1) 市災害ボランティアセンターの任務

市災害ボランティアセンターは、協定に基づき、市社会福祉協議会及び鎌倉青年会議所等各種団体、個人等の協力を得て、ボランティアの募集、受入れ、作業配分等活動全般に関する事務を行うものとします。

市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとします。

(2) 活動拠点等の確保

市は、市災害ボランティアセンターの設置場所として、公共施設等の一部を確保するとともに、必要な資機材の調達支援等を行います。

(3) 市災害ボランティアセンターの運営等

市災害ボランティアセンターの開設や開設後の運営等については、市、市社会福祉協議会及び鎌倉青年会議所が協議して別に定めるものとします。

(4) 市災害対策本部との調整

市は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市災害対策本部との連絡・調整にあたります。

(5) 事故補償等

市は、事故補償等安心してボランティアに参加できるような環境の整備に努めます。

(6) 食事・宿泊の手配等

ボランティア活動は、自己完結（水、食料、宿泊を自分で準備すること）が求められますが、必要に応じて、市は、関係団体との協議の上、地域拠点を設け、食料と宿泊施設を提供します。

2 災害ボランティアの受入れ

災害発生時のボランティアの活動内容は、①専門職ボランティア（応急危険度判定士、医療ボランティア等）と②一般ボランティア活動に大別して対応します。

(1) 専門職ボランティアの要請

応急危険度判定士や医療ボランティア等の専門職ボランティアは、市災害対策本部を介し、派遣を要請します。

(2) 一般ボランティア活動の受入れ

ア 市内外の個人ボランティア及び団体ボランティアは、災害発生時に活動の意志を災害ボランティアセンターに伝え、災害ボランティア登録用紙に必要事項を記入し、提出した段階で登録されます。

イ 登録が完了したボランティアは、災害ボランティアセンターで研修（注意事項等）を受け、避難所や関係機関等へ派遣します。

また、その時点で要請先が見当たらない場合は、待機の指示を受け災害ボランティアセンターからの連絡を自宅や所属組織で待つこととします。

3 海外からの支援の受入れ

(1) 県との連絡調整

海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、海外からの支援が予想される場合には、市長は、国からの照会に迅速に対応できるよう、被害の状況、被災者支援の活動状況等を県に連絡します。

(2) 支援の受入れ

市は、海外からの支援の受入れが決まった場合、通訳や宿舎等の受入体制を整え、円滑な活動ができるよう支援します。

第2 民間団体等の活動受入れ

市は、官民協働による円滑な被災者支援を行えるよう、NPO、NGO等の民間ボランティア団体の受入れを図ります。

1 民間団体等の活動内容

- (1) 災害に関する情報や被害状況等を知ったときは、速やかに災害対策本部に通報する。
- (2) 被災者のための救助等の実施
- (3) 被災者の収容、避難、食料供給活動の協力
- (4) 被災地の清掃及び防疫活動の協力
- (5) その他市長が特に必要と認めた活動の協力

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計

画

編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

2 活動要請の手続き

民間団体等の活動要請の手続きは、災害対策本部がその必要を認めたとき、災害対策本部長が直接民間団体等の責任者に対して行います。

また、民間団体等の活動要請の場合には、次の各号について明らかにし、活動が円滑に運営できるよう配慮します。

- (1) 災害活動の内容
- (2) 協力希望の人員
- (3) 調達を必要とする用具
- (4) 活動の場所
- (5) その他参考となる事項

3 活動の内容と事後の措置

民間団体等の活動協力を要請したときは、各対策部長は次の措置を講じます。

- (1) 活動地に誘導するため市職員を派遣し、活動状況を把握するとともに、災害対策本部との連絡にあたります。
- (2) 活動に必要な資機材をあらかじめ確保し、輸送計画を立てます。
- (3) その他作業の円滑を図る処置を行います。なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を災害対策本部長に提出します。
 - ア 活動内容
 - イ 活動人員と期間
 - ウ 活動の場所
 - エ 活動の効果
 - オ 事故ある場合は、その内容
 - カ その他今後参考となる事項

4 民間団体等の受入れ

市が活動要請した以外の民間団体等の受入れは、次により行います。

- (1) 受入れ
災害対策本部若しくは市災害ボランティアセンターが窓口となり、活動内容、活動期間等を確認したうえで災害対策本部分担業務に定める市関係部局に連絡します。
- (2) 派遣
市関係部局が、活動内容等により派遣先を指示します。
- (3) 管理
市関係部局が、活動状況等を把握します。

総
則
編

第1編
地震・津波災害対策

第2編
風水害対策

計
画
編

第3編
その他の災害対策

第4編
復旧・復興対策

第19節 災害救助法の適用

【実施主体】

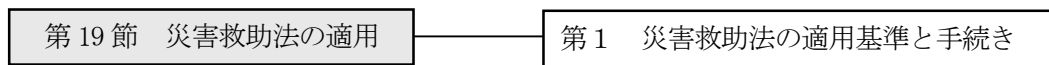
市	健康福祉班
---	-------

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、市内に一定規模以上の災害が発生し、災害救助法による救助を実施すると判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行い、必要な救助を実施します。

【施策の体系】



第1 災害救助法の適用基準と手続き

1 災害救助法の適用基準

災害救助法は、同法施行令第1条第1項の定めるところにより、被害の程度が次の各号のいずれかに該当する場合に適用されます。

表 災害救助法の適用基準

指標となる被害内容	適用基準	施行令の項・号
鎌倉市内の住家が滅失した世帯数	100以上	第1項第1号
神奈川県内の滅失世帯数が2,500以上で、そのうち鎌倉市内の住家が滅失した世帯数	50以上	第1項第2号
神奈川県内の滅失世帯数が12,000以上で、そのうち鎌倉市内の住家が多数滅失したとき	内閣府令で定める基準	第1項第3号
災害が隔絶した地域で発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失した場合	内閣府令で定める基準	第1項第3号
多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき	内閣府令で定める基準	第1項第4号

(注) 住家の滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準としているので、半壊半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなします。

2 災害救助法の適用手続き

- (1) 災害に際し、市内における災害が上記の表「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるとき、かつ、現に同法第23条第1項に規定する救助を必要としているときは、市長は、直ちにその旨を県知事に報告します。
- (2) 市長は、災害救助法を適用したときは、知事、関係指定地方行政機関等に通知します。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

- (3) 市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、県知事が行う救助の補助として災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県知事に情報提供します。
- (4) 災害救助法における救助の種類
- ア 避難所、応急仮設住宅の供与
 - イ 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - エ 医療及び助産
 - オ 被災者の救出
 - カ 被災した住宅の応急修理
 - キ 学用品の給与
 - ク 埋葬
 - ケ 死体の搜索
 - コ 死体の処理
 - サ 障害物の除却
 - シ 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用

3 住家の滅失等の認定基準

市長は、市内に災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、住家の被害等の状況を調査し、罹災証明書を発行します。

表 災害救助法による被害状況認定基準

被害種類		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を滅失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

被害種類		認定基準
住家の被害	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	床上浸水	浸水がその床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念の住家であるかどうかは問わない。	
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。	

(注)

- 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

総則編
第1編 地震・津波災害対策
第2編 風水害対策
第3編 その他の災害対策
第4編 復旧・復興対策

第20節 二次災害の防止対策

総
則
編

【実施主体】

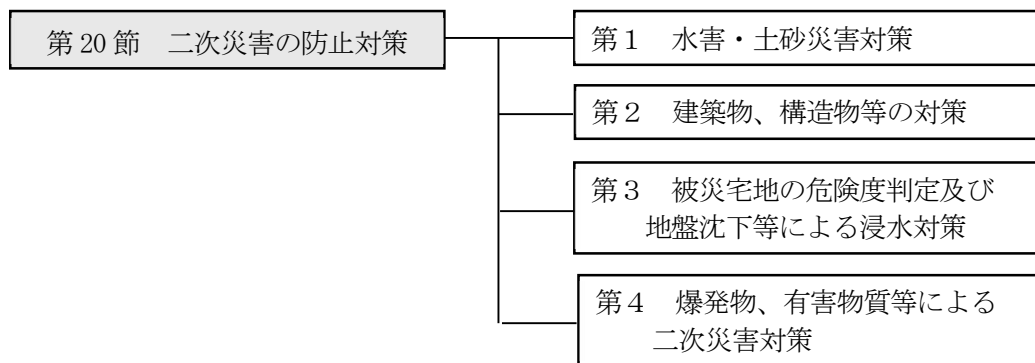
市	都市景観部（開発審査班、建築指導班、緑地がけ地班）、都市整備部、消防班（警防班）
---	--

※ 「鎌倉市災害対策本部条例施行規則」及び「総則編 第4節 計画の推進主体とその役割」に基づき記載

【施策の基本方針】

市は、余震、降雨等による水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊、地盤沈下による浸水等に備え、二次災害防止対策を講じます。

【施策の体系】



第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

計
画
編

第1 水害・土砂災害対策

市は、余震あるいは降雨等による二次的な水害に対して、応急対策を実施します。

また、横浜地方気象台及び県により、土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げが実施された場合は、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施します。

第2 建築物、構造物等の対策

1 建築物等

市は、余震による避難所、その他の建築物等の倒壊等から人的二次被害を防止するため、応急危険度判定士の協力を得て、被災建築物等に対して応急危険度判定を速やかに行うとともに、その判定結果を標識で表示し、市民に説明するなどの応急措置を行います。

2 構造物、公共施設等

市は、災害発生後直ちに、市内外の専門技術をもつ人材等を活用して、市の管理する道路、橋りょう等の構造物や小中学校、社会福祉施設等の建築物の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行います。

第3 被災宅地の危険度判定及び地盤沈下等による浸水対策

1 被災宅地の危険度判定

市は、大規模地震により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地危険度判定を速やかに実施し、二次災害の軽減、防止に努めます。

2 地盤沈下等による浸水等の対策

(1) 市は、地盤沈下等による浸水被害を防止するため、海岸保全施設等の点検を県に要請するとともに、必要に応じて、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行います。

また、災害発生のおそれのある場合は、速やかな避難対策を実施します。

(2) 市は、地震発生後の海岸構造物等の状況を踏まえ、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかな避難対策を実施します。

第4 爆発物、有害物質等による二次災害対策

危険物施設等や火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発物等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行います。

また、爆発等のおそれが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡します。

更に、有害物質の漏えい及びアスベストの飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡等の対策を行います。

総
則
編

第1編 地震・津波災害対策

第2編 風水害対策

計
画
編

第3編 その他の災害対策

第4編 復旧・復興対策

総 則 編	
計 画 編	第1編 地震・津波災害対策
	第2編 風水害対策
	第3編 その他の災害対策
	第4編 復旧・復興対策